



# 島根県報

平成27年4月3日（金）

号外第83号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【監査公表】**

平成26年度包括外部監査の結果の公表

2

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成27年3月12日に包括外部監査人長谷川浩之氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月3日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

## 第 1 章 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 監査の対象とした特定の事件

過去の包括外部監査の措置状況について

### 3. 監査実施期間

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

### 4. 監査の対象とした期間

平成 17 年度～平成 24 年度の包括外部監査

### 5. 特定の事件を選定した理由

島根県(以下、県という)の包括外部監査は、平成 11 年度から実施され、今年度で 16 年目となる。この間、歴代の包括外部監査人によって様々なテーマについて監査が実施され、監査結果として県の財政について貴重な指摘事項や意見が表明されてきている。また、それらの監査結果に対して県は、講じた対応を「措置」として取りまとめ、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定によりその内容を監査委員が公表している。

包括外部監査に対する措置の内容は、県の財政運営に活かされて初めて真の効果を発揮することができることは言うまでもない。また、同様な問題を再発させず、県の行政の効率化等につなげていくためには、措置は表面上の対応でなく原因の改善にまでさかのぼったものである必要がある。つまり、措置が形骸化してしまえば県の行財政における包括外部監査の意義がなくなる。

これまでの包括外部監査においても、個々の事例について過去の監査の措置状況を検証することは行われているが、網羅的な振り返りは行われていない。

そこで、今年度監査においては、過年度の包括外部監査結果がどのように取り扱われたかを分析・評価し、採られた措置が監査人の意図と整合しているか、「措置済み」と判断する根拠は妥当であるかなど、包括外部監査の効果を過去の監査人たる諸先輩方に代わって外部から再度検証することが必要であると判断した。

とりわけ、県では、平成 19 年度監査分以降の措置のうち、対応を「検討中」であると公表した事項については、「措置済み」となるまで、公表以降の年度も継続的にフォローアップを行う自主的な仕組みが運用されており、それも含めた県の包括外部監査結果に対する受け止め方や対応状況を個々の監査結果の検証を通じて総合的に評価していくことは今後の行財政運営の効率向上に対し有意義であると判断した。

ところで、地方公共団体の監査制度については、平成 23 年 1 月に公表された総務省の「地方自治法抜本改正についての考え方」によって抜本的改革が検討されており、これまでの包括外部監査の効果についてここで一度総括をしておくことは、今後さらに監査機能を充実強化して地域主権(地方分権)を推進するための知見として、島根県からの情報発信としても重要となると思われる。

以上が、特定の事件として「過去の包括外部監査の措置状況について」を選定した理由である。

## 6. 監査の体制

監査委員との協議を経て、以下の者を補助者とした。

峠田 晃宏 (弁護士)

森脇 俊樹 (公認会計士)

高橋 七子 (有識者)

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人および補助者は地方自治法 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 8. 監査の方法

### (1) 監査の視点

- ・措置済みとしている理由が妥当か
- ・措置が指摘の趣旨と合っているか
- ・措置内容に具体性があるか
- ・措置の効果が現在まで継続されているか
- ・措置による制度の変更が規程などの形で明確になっているか
- ・包括外部監査に対する措置を取り扱う手続が明確になっているか

## (2)主な監査手続

- ・平成 17 年度から 24 年度までのすべての県の包括外部監査への措置状況を閲覧
- ・その中から重要と思われる項目「重点監査項目」を上記「監査の視点」に従って抽出
- ・抽出された措置状況について、現状を確認するための質問を作成
- ・作成された質問を責任部署にヒアリング
- ・ヒアリングの結果や入手資料からさらに追加質問を作成し、再度ヒアリングを実施
- ・さらなる疑問点については文書ベースで照会し、回答を得る
- ・提出された資料やデータの信頼性を、サンプリングにより必要に応じ証憑と突合

## 第 2 章 監査の結果及び意見の概要

### 1. 監査対象となった過去の監査テーマ

島根県の包括外部監査は、平成 11 年度から実施されているが、今回措置状況の検証を行うに当たり、時間の経過による環境変化も踏まえ、検証することに意味のある期間として、平成 17 年度～平成 24 年度の監査に絞ることとした。この期間における監査テーマは以下のとおりである。

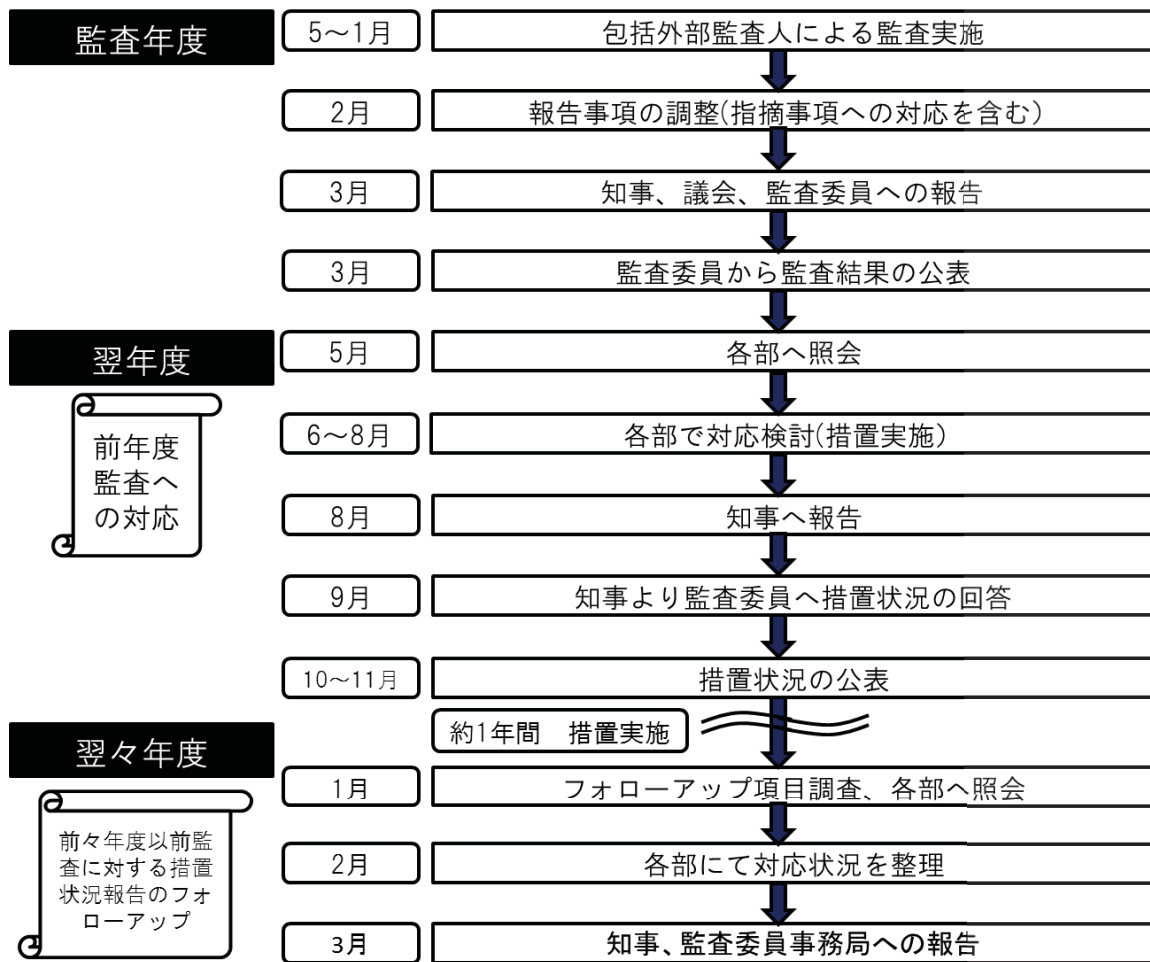
監査年度	テーマ(特定の事件)	外部監査人
平成 17 年度	1. 島根県の委託料について 2. 島根県土地開発公社について	錦織正二 (弁護士)
平成 18 年度	1. 県税の賦課徴収事務について	福田龍太 (公認会計士)
平成 19 年度	1. 商工労働部における補助金及び貸付金について	福田龍太 (公認会計士)
平成 20 年度	1. 島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関する事その他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為 2. 外郭団体の資産運用	熱田雅夫 (弁護士)
平成 21 年度	1. 債権の管理・回収について 2. 山陰本線高速化募金事業	熱田雅夫 (弁護士)
平成 22 年度	1. ヒューマンリソースの育成及び評価、それらの双方向性について	池田明 (公認会計士)
平成 23 年度	1. 国の経済対策に伴い造成した基金について	池田明 (公認会計士)
平成 24 年度	1. 出資等法人に関する財務事務について ・有価証券及び預金の資産管理の問題点 ・指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況	野津孝義 (弁護士)

## 2. 県の包括外部監査に対する措置のしくみについて

### (1) 制度概要

県では、現在、政策企画監室が包括外部監査への対応の取りまとめを行っている。平成 21 年度(平成 19 年度監査分)以降、政策企画監室は、知事の指示を受けて、措置状況の取りまとめを行うだけでなく、措置が完了するまで毎年度、フォローアップを行っている。

具体的な監査対応の流れは以下の図のとおりとなっている。



### (2) 措置までの期間について

監査報告から措置状況を公表するまでの期間は各年度以下のとおりであり、政策企画監室の監査対応手順が確立した平成 19 年度監査以降、措置対応について各課との調整のスピードアップが図られており、公表までの期間は短縮される方向にある。

年度	監査報告から措置公表までの期間
平成 17 年度	1 年 2 ヶ月~3 ヶ月(2 回に分けて公表のため)
平成 18 年度	11 ヶ月
平成 19 年度	8 ヶ月

平成 20 年度	11 ヶ月
平成 21 年度	8 ヶ月
平成 22 年度	8 ヶ月
平成 23 年度	7 ヶ月
平成 24 年度	7 ヶ月

### (3)フォローアップにおける措置状況の具体的取扱い

県では、フォローアップ段階において、その年度に行われた措置対応を評価し、以下の 4 つに区分している。各措置項目は、ア)またはエ)に区分されるまで、各課に対して措置対応を求めている。

#### ア)実施済み

すでに実施済みあるいは実施中のものや、一定の対応は実施済みでさらに対応を強化している項目。この時点でフォローアップ対象外となる。

#### イ)実施予定

「今後〇〇を行う」「〇〇までに調査する」「〇〇したい」のような実施予定の項目。これらの事項の実施状況、結果を記載させる。とくに新たに制度を構築したもののなどは、その後の状況を各部署に具体的に記載させる。

#### ウ)検討する

「検討予定(する)」とした項目。その検討結果とその実施予定について各部署に記載させる。

#### エ)その他

①「監査意見に基づく対応は行わない(行えない)」とした項目。理由と、その後の状況について確認をし、理由が妥当であり状況変化がないと認めた場合はフォロー対象外とする。

なお、状況や考え方が変化した場合は再度フォロー対象とする(現在までこの事例はない)。

②措置状況報告において監査意見の対象となった事案が制度改正や法人の解散などにより、問題点が解消されたり事案そのものが消滅した項目。これもフォロー対象外とする。

なお、参考までに、政策企画監室がフォローアップの際に使用している帳票例を次のページに掲げた。





### 3. 重点監査対象の抽出

今回の監査では、監査対象期間である平成 17 年度から 24 年度までのすべての監査結果について検証することはせず、重点監査対象を絞った上で、それについて詳細な監査手続きを実施した。これは、それぞれの措置について、深く掘り下げた検証を行うという目的に対して、人員や時間などの監査資源の制約があり、効率的に検証を行わなければならないためである。

下記の通り、県が措置を行うに当たって設けた区分に従って措置項目すべてを合計すると 353 項目に上った。そこで、我々は、すべての措置内容を第 1 章 8.(1)「監査の視点」に対応した次の 5 項目で評価し、これを重要性の判断基準として、それぞれの措置内容を評価した。

- ①「検討する」との回答で措置済みとしている可能性がある
- ②措置の趣旨が前監査人の指摘した趣旨とずれている可能性がある
- ③措置内容に具体性がないと思われる
- ④措置の効果が現在まで継続しているか疑念がある
- ⑤規程等の整備状況に疑念がある

年度ごとに、それぞれの基準に当てはまるものは以下のとおりであり、「いずれかに当てはまるもの」を重要と判断し、計 92 項目を「重点監査対象」として抽出した。

	過去 監査 措置 総数	① 検討 で 措置 済み	② 趣 旨 不 整 合	③ 具 体 性 な し	④ 措 置 の 継 続 性	⑤ 規 程 等 の 存 在	(参 考) 延 べ 数	重 点 監 査 対 象
平成 17 年度	65	3	1	7	8	10	29	21
平成 18 年度	68	0	0	3	3	6	12	11
平成 19 年度	22	0	3	4	5	0	12	7
平成 20 年度	42	1	1	4	3	1	10	9
平成 21 年度	68	15	0	11	8	8	42	21
平成 22 年度	21	1	0	0	1	2	4	3
平成 23 年度	7	0	0	2	1	1	4	2
平成 24 年度	60	2	4	6	0	10	22	18
合計	353	22	9	37	29	38	135	92

## 4. 評価基準

今回の監査では、重点監査対象のそれぞれについて、次の基準で評価を行った。

### 【是正済みか否か】

前監査人の指摘に対し、前監査人の指摘の趣旨に整合した方向で措置がなされているか否かの評価である。以下の 2 つに分けて記載している。

- 「是正済」(「済」と記載)  
前監査人の指摘に整合した措置がなされており、全く現監査人として意見のない場合
- 「是正されていない」(「未」と記載)  
前監査人の指摘・意見に沿った措置が行われていない場合。  
前監査人の見解が【意見】(区分のない場合は「…することが望ましい」旨の報告)であっても、措置内容がその意見等に沿っていない場合、ここに分類している。

### 【今後の改善の余地があるか】

監査人として、県の財政や財務に関する効率性、有効性、経済性の観点から今後追加で、あるいは引き続き、改善の余地があるか否かの評価である。

改善すべき、あるいは改善することが望ましい、と判断したものを「あり」と示している。

なお、「是正済み」であっても、今後さらに改善を図ってほしいと考えた項目についても「あり」と示している。

逆に、「是正されていない」と評価しても、それが監査時以降現在までの事務処理や行政・制度の環境変化、もしくは近い将来にそれが予想されるために現在まで県の対応がなされていないとやむを得ないと判断したものは、「なし」と示している。

### 【指摘事項・意見区分】

上記で改善の余地があるとした項目について、現監査人として今後県に改善を求めるレベルを次の 2 つに分けた。なお、過去の監査人が「意見」としている項目であっても、われわれ現監査人がこれまでの期間の対応状況、現在の環境などから必ず改善をすべきと考えた事項は「指摘事項」としている。また逆に、過去は「指摘事項」となっている項目も、我々としてはそこまで重要性がないと考え「意見」とした項目もある。

- 「指摘事項」…必ず改善をする必要がある
- 「意見」…改善がなされることが望ましい

## 5. 監査結果のまとめ

92 項目の重点監査対象について、前監査人の見解、県としての措置・対応状況、われわれ現監査人の見解をまとめると次のようになった。なお、対象年度のすべての措置(353 項目)に対して、【年度-連番】の形で番号を付している。たとえば、平成 17 年度の 4 番目の指摘に対する措置を【17-04】と表す。なお、本章 7. 指摘事項及び意見の総括(全般的意見)における指摘内容も表末尾に追加した。

他の各記載内容の意味についてはここまでで示したとおりである。

年度	No.	項目	区分	前 監 査 人 の 指 摘 ・ 意 見	企 画 監 査 室 の 評 価	県 の 措 置 ・ 対 応 ( 政 策	現監査人の評価		
							是 正 済 み か 否 か	今 後 の 改 善 の 余 地	現 監 査 人 の 指 摘 ・ 意 見 区 分
平成 17 年 度	17-04	観光動態調査業務委託	—	—	—	済	あり	意見	
	17-05	観光動態調査業務委託	—	—	—	済	なし	—	
	17-06	観光動態調査業務委託	—	—	—	済	なし	—	
	17-07	観光動態調査業務委託	—	—	—	済	あり	意見	
	17-10	島根県土地開発公社への委託 用地取得事務 中国横断・山陰自動車 道用地取得事務委託	—	—	—	済	あり	意見	
	17-11	島根県土地開発公社への委託 用地取得事務 公共土木事業用地取得 事務委託	—	—	—	済	なし	—	
	17-12	島根県土地開発公社への委託 用地取得事務 公共土木事業用地取得 事務委託	—	—	—	済	なし	—	
	17-13	島根県土地開発公社への委託 土木工事請負 県立中海水中貯木場浚 渫工事業務委託	—	—	—	済	なし	—	
	17-14	島根県土地開発公社への委託 土木工事請負 県立中海水中貯木場浚 渫工事業務委託	—	—	—	済	なし	—	
17-15	島根県土地開発公社への委託 土木工事請負 歴史民俗博物館調整池 及び下水道工事業務委託	—	—	—	済	なし	—		

平成 17 年 度	17-19	島根県土地開発公社への委託 安来市浦ヶ部住宅団地に係る問題点	—	—	済	なし	—
	17-21	島根県土地開発公社への委託 「売れない土地」の問題への取り組み	—	—	未	あり	意見
	17-33	土地開発公社組織の問題点と今後のあり方	—	—	未	あり	意見
	17-34	土地開発公社組織の問題点と今後のあり方	—	—	未	あり	意見
	17-36	情報政策課の「委託」 システム開発、 運用・保守業務委託	—	—	済	なし	—
	17-37	情報政策課の「委託」 システム開発、 運用・保守業務委託	—	—	済	あり	意見
	17-58	公の施設の管理運営に関する委託(指 定管理者制度への移行) 県営住宅管理委託	—	—	済	あり	意見
	17-59	公の施設の管理運営に関する委託(指 定管理者制度への移行) 県営住宅管理委託	—	—	済	なし	—
	17-61	委託の成果のフィードバック	—	—	済	あり	意見
	17-63	合理的な積算	—	—	済	なし	—
17-64	委託先見直しのルール化	—	—	済	あり	意見	
平成 18 年 度	18-04	徴税吏員証・検税吏員証	意見	—	済	あり	意見
	18-05	領収証書綴り	指摘	—	済	なし	—
	18-13	個人事業税 賦課事務	意見	—	済	なし	—
	18-15	個人事業税 無申告者に対する捕捉	意見	—	済	なし	—
	18-17	個人事業税 分割事業者	意見	—	済	なし	—
	18-20	法人県民税・法人事業税 申告納付に 関する事務手続き	指摘	—	済	なし	—
	18-24	法人県民税 均等割の課税免除	意見	—	済	なし	—
	18-38	自動車税 身障者減免	意見	—	済	なし	—
	18-39	自動車税 住所移転時	意見	—	済	あり	意見
	18-63	徴収事務 執行停止の取消	指摘	—	済	なし	—
18-65	徴収事務 特例滞納整理	意見	—	済	なし	—	
平成 19	19-01	島根県観光連盟補助金	—	ア	済	あり	意見
	19-05	島根県観光連盟補助金(台湾人観光誘 致促進事業補助金を含む)	—	ア	済	なし	—

年度	19-07	独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金	—	ア	済	あり	意見
	19-08	境港貿易振興会事業費補助金	—	ア	済	なし	—
	19-14	県民との協働による島根づくり事業補助金	—	ア	済	なし	—
	19-15	県民との協働による島根づくり事業補助金	—	ア	済	あり	意見
	19-17	島根県商店街振興組合指導事業費補助金	—	ア	済	なし	—
平成 20 年度	20-01	島根県全体(外郭団体を含む)の将来負担を網羅した会計情報の提供の必要性 島根県信用保証協会	—	ア	未	あり	指摘
	20-02	島根県全体(外郭団体を含む)の将来負担を網羅した会計情報の提供の必要性 島根県信用保証協会	—	ア	済	なし	—
	20-14	土地開発公社 資産運用と借入のバランス	—	ア	未	なし	—
	20-15	土地開発公社 借入にかかるキャッシュアウトの抑制	—	エ	済	あり	意見
	20-17	土地開発公社の方向性	—	ウ	済	あり	意見
	20-21	(株)島根県食肉公社 退職資金	—	エ	済	なし	—
	20-23	島根県信用保証協会 基本財産及び出資比率	—	ア	未	あり	指摘
	20-24	出雲空港ターミナルビル(株) 資産運用運用規程の制定	—	エ	未	あり	意見
	20-25	石見空港ターミナルビル(株) 資産運用運用規程の制定	—	エ	未	あり	指摘
平成 21 年度	21-06	改善策の「実行管理」	—	ア	済	なし	—
	21-11	貸付金管理回収業務の担当課	—	ア	済	あり	意見
	21-12	類似した貸付金についての管理手法の集約(全庁での対応)	—	ア	済	なし	—
	21-13	「理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」における改善措置	—	ア	済	なし	—
	21-14	不適切事案を受けて県が行った対応 県の実施した調査	—	エ	済	あり	意見
	21-20	債権現在額報告書の作成方法等	—	ア	済	なし	—



平成 21 年度	21-21	債権に関する報告書類	—	ア	未	あり	意見
	21-26	農業参入意向企業調査研究支援資金 免除申請	—	ア	未	なし	—
	21-27	農業参入意向企業調査研究支援資金 債権管理台帳の正確な管理・運用	—	ア	未	なし	—
	21-28	農業参入意向企業調査研究支援資金 貸付を受ける企業の「確実性」 「農業参入の意思がある程度以上確実 な企業」の判断基準	—	ア	済	なし	—
	21-31	農業参入意向企業調査研究支援資金 『調査研究支援事業実績報告書』のあり 方	—	ア	済	なし	—
	21-32	農業参入意向企業調査研究支援資金 事業の全体像を示す「数値」の検証	—	ア	済	なし	—
	21-33	農業参入意向企業調査研究支援資金 事後検証を前提とした記録、結果の必要 性	—	ア	済	あり	意見
	21-34	農業参入意向企業調査研究支援資金 『農業経営計画書』に誤りがあった事例	—	ア	済	なし	—
	21-35	農業参入意向企業調査研究支援資金 法令等の作成にあたって留意すべきこと 対象範囲	—	ア	済	なし	—
	21-36	農業参入意向企業調査研究支援資金 法令等の作成にあたって留意すべきこと 目的の明記	—	ア	済	なし	—
	21-44	林業就業促進資金貸付金 債権放棄 の基準	—	ア	済	なし	—
	21-46	母子福祉貸付金・寡婦福祉資金貸付金 債権管理の状況	—	ア	未	あり	意見
	21-47	母子福祉貸付金・寡婦福祉資金貸付金 債権放棄・不納欠損処理の基準	—	ア	済	なし	—
	21-63	山陰本線高速化募金事業 募金委員会 への貸付金の適格性	—	エ	済	なし	—
21-67	不納欠損処理の基準策定	—	ア	済	なし	—	
平成	22-07	島根県教職員評価制度	意見	ア	済	あり	意見
	22-10	島根県教職員評価制度	意見	ア	済	あり	意見

22 年 度	22-21	教育職員用のパーソナルコンピュータ代 替機	意見	ア	済	あり	意見
平 成 23 年 度	23-04	県産品販路拡大事業 委託契約による 概算支払金清算金の返納未納とその防 止	意見	ア	済	あり	意見
	23-05	島根県安心こども基金 保育所等整備 支援事業 補助金申請書類に添付する 工事費等の見積書詳細内訳	意見	ア	済	あり	意見
平 成 24 年 度	24-01	出資等法人の預金運用に関する県の監 督	指摘	—	済	あり	意見
	24-02	出資等法人の有価証券運用に関する県 の監督	意見	—	済	あり	意見
	24-05	出資等法人による共同運用体制構築の 斡旋導入	意見	—	未	あり	意見
	24-06	指定管理者制度について 選定手続等 の共通事項の標準規定の整備・公開	指摘	—	済	なし	—
	24-07	指定管理者制度について 公募期間の 伸長	指摘	—	済	なし	—
	24-08	指定管理者制度について 選定基準等 の公表時期	指摘	—	済	なし	—
	24-09	指定管理者制度について 外部委員の 選定基準の公表と外部委員比率向上	意見	—	済	なし	—
	24-10	指定管理者制度について 選定手続等 の共通事項の標準規定の整備・公開	指摘	—	済	なし	—
	24-11	指定管理者制度について 指定管理料 積算の考え方を共有できる手法	意見	—	済	なし	—
	24-12	指定管理者制度について 非公募の要 件・基準の公開	意見	—	済	なし	—
	24-18	財団法人しまね海洋館の有価証券運用	意見	—	済	あり	意見
	24-19	財団法人しまね海洋館の預金運用	指摘	—	未	あり	意見
	24-20	公益財団法人しまね国際センターの有 価証券運用	指摘	—	済	あり	意見
24-46	公益社団法人島根県水産振興協会の 積極的な投資の必要性	意見	—	未	なし	—	



	24-48	財団法人島根県体育協会の有価証券運用	指摘	—	済	あり	意見
	24-51	公益社団法人島根県畜産振興協会の有価証券運用	意見	—	未	あり	意見
	24-54	島根県土地開発公社の資金運用リスク	意見	—	未	なし	—
	24-59	社団法人島根県林業公社の抜本的対策	意見	—	済	あり	意見
全 般	7. (2)	措置の水平展開がなされていない	—	—	—	あり	意見
	7. (4)	「改善する」「留意する」旨の措置で措置済みと扱っている	—	—	—	あり	意見

## 6. 年度別監査結果(統計的なまとめ)

上記の監査結果を年度別にまとめると以下のようになる。なお、前監査人の指摘・意見区分は集計しておらず、本章 7. の全般的意見もここには含めていない。

この結果、重点監査対象全体の 81.5%は、現監査人としても「是正されている」と認めることができる。反面、県として是正済みとしたもの(②)の中で、是正されていないと思われる項目も 7 項目あった。また、「是正されていない」の中には、過去の監査以降、事業の状況が変化したため、今回の監査では「検証ができなかった」ものや、制度変更があったり、あるいは近い将来に予定されていたりするため、「是正されていなくともやむを得ない」ものが含まれているため、単純に「是正されていない」項目が県の怠慢を示すものではないことに充分注意されたい。また逆に、前監査人の指摘に対しては形式的には措置されているため「是正されている」と評価したものの、指摘の趣旨を踏まえれば是正が不十分であるもの(【19-07】など)もあり、単純に「是正されている」項目も必ずしも県の良好な措置を示すものではない点にも充分注意されたい。

年度別にみると特に平成 20 年度が低い是正率となっているが、これは、外郭団体についての対応の難しさや取り組みの不統一などによるものと考えられる。詳しくは後述する。

なお、フォローアップを開始した平成 19 年度監査以降とそれ以前とで県の措置状況に大きな差は見られなかった。

年度	前監査人の意見に対する現在の措置状況						現監査人の見解		
	重点監査対象 ①	現監査人評価		是正率 ②/①	(参考)		改善の余地があるもの	うち指摘事項	うち意見
		是正されている ②	是正されていない ③		県として措置済み ④	うち是正されていない(③に含まれるもの)			
平成 17 年度	21	18	3	85.7%	(注 2)	(注 2)	10	0	10
平成 18 年度	11	11	0	100.0%	(注 2)	(注 2)	2	0	2
平成 19 年度	7	7	0	100.0%	7	0	3	0	3
平成 20 年度	9	4	5	44.4%	4	3	6	3	3
平成 21 年度	21	17	4	80.9%	19	4	5	0	5
平成 22 年度	3	3	0	100.0%	3	0	3	0	3
平成 23 年度	2	2	0	100.0%	2	0	2	0	2
平成 24 年度	18	13	5	72.2%	(注 2)	(注 2)	9	0	9
計	92	75	17	81.5%	35	7	40	3	37

(注 1)県としては措置済みとしているものの中で、現監査人としては措置が完了していないと判断したもの数

(注 2)平成 17 年度、18 年度についてはフォローアップの制度導入前である。平成 24 年度についてはフォローアップがまだ行われていない。

## 7. 指摘事項及び意見の総括(全般的意見)

### (1) フォローアップのしくみは運用されている

島根県では、平成 19 年度監査分より、政策企画監室が包括外部監査及び監査委員監査で指摘された事項のフォローアップを行っている。

包括外部監査の指摘事項への対応手続については、「2. 県の包括外部監査に対する措置のしくみについて」でフロー図も掲げて示したとおりであるが、基本的に 3 月に知事に提出された包括外部監査の報告を受けて、各部署からの措置状況を政策企画監室が取りまとめ、同じ年の(次年度)9 月に「包括外部監査の結果に基づき講じた措置」(以下、「講じた措置」と称す)として全体の状況を監査委員に対して報告する。監査委員は「講じた措置」の内容を県報に公表する。その「講じた措置」のうち、措置方針が決まっていないもの、及び措置方針は決まっているが実施されていない(実施予定)のもの進捗状況について、政策企画監室は次年度よりフォローアップを開始する。フォローアップの時期は原則として毎年度末であり、その結果を知事及び監査委員に報告している。フォローの結果、2. (3)に示した 4 つの区分で言うところのイ)「実施予定」やウ)「検討する」のものがあれば、すべての指摘がア)「実施済み」、または、エ)「その他」に区分されるまで、每期、担当部署に対して現在の措置状況について回答を求めることとしている。

このように、「講じた措置」についての自主的なフォローアップ体制が制度として確立しており、包括外部監査への対応が各部署によって採られた措置で終結するわけではない点は高く評価できる。このことによって、少なくとも「実施予定」や「検討する」の状態の指摘事項がうやむやにされる可能性は低くなる。こうした取り組みもあって、今回の重点監査対象では、さらに改善を要する項目がそれほど検出されず、過去の包括外部監査については全体としてよく措置されていると結論付けることができる。

しかし、過去の監査人の指摘の趣旨を踏まえた十分な対応がとられているかと言えば、必ずしもそうとは言いきれない項目もいくつかあり、それについて以下で述べることにする。

### (2) 措置の水平展開がなされていない【意見】

例：出資法人の資金運用規程の整備 【24-48】→24-18、19 へ  
随意契約見直しルール 【17-64】→17-04 へ

今回の重点監査対象の中で、同じ年度内に、あるいは異なる年度で、同じ趣旨の指摘が複数の部署に対してなされている場合がある。その中で、特定の部署は進んだ対応を取っているが、他の部署では対応のレベルが低いものが見受けられた。よく言われるように、行政組織など、上下関係がはっきり形成された大組織においては、縦のコミュニケーション(上位組織から下位組織へ、上司から部下へなど)は充分とられるが、横のコミュニケーション(部署間、及び同級の職員間でのコミュニケーション)は希薄になりがちである。島根県においてもこのことは例外ではない。部署のヒアリングを行った際にも、「それはあの部署で

はこのようにうまくやっていたのに、なぜ情報を共有しないのか」と感じる場面も多かった。部署が異なれば、利害を異にする団体のように感じた。

県は、措置状況のフォローアップを行っているのであれば、上記ア)の「実施済み」の項目であっても、単に実施済みと評価して終わるのではなく、措置としてなされた対策のルール化を行い全庁への徹底を図ったり、好事例、いわゆる「ベスト・プラクティス」を全庁に共有したりして、その取り組みを最大限生かすよう努めるべきである。さらには、過去に「措置を行わない」とし、フォローアップをエ)の評価で完了した項目も、後年度の措置内容を適用しうるケースもある(例:【24-48】を【20-24】や【20-25】などへ適用可)。これらのことによつて、全庁的に効果が波及すれば、県全体の財政に資するものとする。

もちろん、中には共有化がうまくいっている事例もある。例えば、【21-12】にあるように、指摘に基づき、「島根県会計規則」の改正や、「債権管理マニュアル」「権利放棄の提案基準」「債権管理会社への外部委託について」などの制定がなされ、全庁の債権管理ルールの共有化がなされている。この点は評価をしておきたい。

### (3) 監査人の意図と異なる対応がなされ、フォローアップでもそれを追認している

#### 例:【20-01】、【20-14】

過去の監査人は県全体の財政の健全化や、効率性、有効性、経済性(3E)の観点、あるいは県民への分かりやすい財政状態の開示など、指摘を行うに際しては何らかの意図を持った指摘を行っている。

しかし、重点監査対象の中には、意図的でないにしろ、その監査人の意図に対する真正面からの回答とはなっておらず、対応の焦点がずれている項目も見られた。個別の指摘として詳しく記載しているが、【20-01】の例では、「信用保証協会を連結対象としない理由を明確にする必要がある」という指摘に対して、「出資比率の定義について記載を行った」という対応で対応済みとなっている。県の意図は連結対象としない理由が「信用保証協会への出資比率は、出資比率の基準に満たないから」ということであろう。それならまずはそれを明確に開示すべきである。過去の監査人は県民への財政情報開示の点から信用保証協会を連結バランスシートに含めるべきであるが、含めないのであればその理由を開示すべき、と指摘しているのであるが、その是非について真正面からの対応とはなっていない。

また、政策企画監室によるフォローアップも、同じ県組織の取り組みが評価対象であるため、なかなか「監査人の意図を徹底させる」というところまではできていない。ただ、本来その意図の徹底は監査を行った者が行うべき評価である。内部のフォローアップにそこまで求めるのは酷であり、これまでの政策企画監室の対応はじゅうぶん真摯なものとして捉えてよいであろう。

## (4)「改善する」「留意する」旨の措置で措置済みと扱っている【意見】

例：【21-28】、【21-31】、【21-35】など

県は、ア)の「実施済み」、あるいはエ)の「行わない(行えない)」または「事案の消滅」となるまでフォローアップをすすめているが、今回の重点監査対象の中には、「改善する」や「留意する」との報告内容をもって、ア)の「実施済み」と結論付けている項目もあった。

県のフォローアップにおいては、政策企画監室のマンパワー上、実際に措置状況がなされていることを現場に対して証拠を求めて確認する作業をすべての措置に対して行っていくには限界があるため、予算が付けられたり、条例や規則が制定されたりして、今後、措置が確実になされると推定すれば、明確に措置の実施自体を確認しなくとも「実施済み」とする場合もあることは充分理解できる。

しかし、上記の例ではそうではない。「記録を残すよう改善する」や「判断ができるよう留意する」など実施の確実性が確かでないものについて「実施済み」としてその後のフォローアップを行っていない。どこまでの状況で OK とするか基準が揺らぐようでは、せっかくフォローアップのしくみがあっても信頼性に欠けることになる。なお、現在は、政策企画監室において、このような例が実施済みと処理されないように事前整理をしたうえでフォローアップを行っており(P.9【図表1】のとおり)、引き続き適切に取り組んでいくことを望む。

## (5)解決困難なテーマについては表面上の措置で措置済みとする傾向がある

例：【17-21】、【17-33】、【24-59】など

今回の重点監査対象の中には、土地開発公社や林業公社など、多額の借入金を抱えている組織に対して売れ残っている資産の処分を含めた健全化や抜本的な計画策定を提言している指摘もある。

県は外部の検討委員も入れて、健全化計画や長期の経営計画を策定してはいるが、結果的に設定した目標がほとんど達成できなかったり、人間の寿命を超えるほどの長期計画であったりと、実現可能な抜本的な計画と言えるものではない。どうしても過去の政策目的や過去に支出した多額の開発費に縛られているように思えてならない。

多額の借入金は、将来にわたって歳出を拘束するものである。また金利も、県がいかにその団体に対し減免しようと、県が対外的に支払う金利が減免されるわけではなく、「県グループ」としての負担が減るわけではない。未来世代が使いたいと思う用途があっても、我々の世代が必要と考えていた工業団地開発や造林事業などに予算が使われ続けるのである。祖父が高級外車を買うために借りた借金を、街にガソリンスタンドが無くなった水素自動車時代の孫が払わされるようなものではないだろうか。

解決困難であっても、我々の世代の課題は我々の世代の負担で解決していかなければならない。そして未来の世代が水素自動車を買えるようにすべきであり、県はそのための根本的な対策をとることを期待する。

## 第 3 章 平成 17 年度監査について

### 1. 島根県の委託料について

この章以下では、各年度の監査に対応してそれぞれの重点監査対象について、以下の【凡例】のような様式に従って述べることとする。

#### 【凡例】

No.	重点監査項目の番号【年度-連番】	部局名	措置を行った部局名
概要	過去の監査人（以後、前監査人と称す）の指摘、意見の概要 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	当該項目が指摘事項であったか、意見であったか		
前監査人の見解	主に県のフォローアップ資料から引用したが、充分でない場合は監査報告書から直接引用した。なお、長いために要約して記載したものもある。		
県の措置・対応状況	措置年度	措置が複数年度に行われている場合もすべて記載した。	
	公表された「措置状況」に加え、県のフォローアップ資料から引用した。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	「是正されている」または「是正されていない」で記載		
今後の改善の余地	「あり」または「なし」で記載		
指摘事項・意見区分	「指摘事項」または「意見」で記載。上記が「なし」の場合は「一」を記載している。		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	上記結論に至った理由や具体的な内容を記載している。		



No.	17-04	部局名	観光振興課
概要	観光動態調査の委託料の積算が業務量からかけ離れており、不適切である。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	『平成 16 年 島根県観光動態調査結果表』（全 78 頁）のうち「A. 観光客数調査」と「B. 観光地点アンケート調査」の集計・分析の業務量は、内容と量を考えると 1 名がまるまる 1 年間かかるような業務量ではないと思われ、観光開発公社人件費部分が過大に積算されていると考える。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	市町村合併や実施方法の効率化等に伴う業務量の減少を踏まえ、平成 18 年度は人役を減らし委託を行っている。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>当時は島根県観光開発公社への随意契約であったが、現在は指名競争入札により行われている。</p> <p>当時の監査では、集計・分析業務に 1 名がまるまる 1 年かかるような計算となっていることが問題となっていたが、現在では集計・分析業務は人役計算がベースとなっており、この部分の委託料は職種を考慮しない日数で現在 79 人日である。積算書で単純比較すると金額にして約 52%が削減されている。また、委託金額全体としても 22%減少しており、指摘の状況は是正されたとみることができる。</p> <p>しかし、一般競争入札に移行した平成 21 年以来、6 年連続して同一業者が受託していることは、次の 2 点で検討の余地がある。</p> <p>まず、競争性確保の点である。県はこの状況を踏まえ、「平成 25 年度からは指名競争入札に切り替え、県東部『測量及び建設コンサルタント業務』の入札参加資格者に対して入札への参加を促して」きており、結果的に 25、26 年度ともそれまでと同じ業者が落札したものの、競争性確保には法律の範囲内で最大限の配慮がなされている。</p> <p>次に、業務品質の点である。すべての業務は効率の面だけで語ることはできず、品質が高いことが大前提である。観光動態調査業務が、アンケート調査とそれへの解釈で成り立っているとすれば、品質は得られたデータの解釈の部分に現れるであろう。現在の業者の業務品質が満足のいくものであったとしても、バックグラウンドの違う組織の眼による解釈が入れば、県の観光</p>		

施策に新たな視点を提供する可能性も考えられる。つまり、さらに効果を上げるために定期的に「違う眼」を入れていくことも必要であるとする。

具体的には、同一業者による受託に最大何年と期限を設けるなどして、定期的な指名替えを行うことも一つの方法として検討されたい。



No.	17-05	部局名	観光振興課
概要	観光動態調査の委託先からの見積書に内訳を添付させるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	見積内訳を提出させていないということは、積算の妥当性を検討していないということである。詳細な見積内訳の提出を求めた上、積算の妥当性の検討がされるべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	平成 18 年度の委託は、詳細な内訳を記載した見積書を提出させている。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	当時は島根県観光開発公社への随意契約であったが、現在は指名競争入札により行われている。このため、現在は見積書はなく、業務内容等を勘案した仕様書を基に、公共工事設計労務単価表、業務委託積算基準で定められている単価を用いて設計額を積算している。		

No.	17-06	部局名	観光振興課
概要	委託契約書には再委託禁止条項を設けるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	当該委託について情報の保持が大切であるならば、再委託禁止条項を設けて事前の書面での承諾を要求すべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	平成 17 年度から、委託契約書に再委託の禁止条項を設けている。 また、再委託を行う場合は、書面による事前協議を行っている。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	指摘の再委託禁止条項は、委託契約書第 14 条に「再委託の禁止」として、受託者は「委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない」と明文化されている。 実際には、再委託は今までなく、また受託者から承認を求めてきたこともない。		

No.	17-07	部局名	観光振興課
概要	<p>観光動態調査の委託の目的に基づき、委託の質と量を明確にすべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>『観光動態調査』に何を求めているのか、何のためにどこまでの精度、深さの情報を得ようとしているのかを具体的に自覚し、明確にしておく必要がある。</p> <p>全国比較を可能にするために全国観光統計基準に基づいて行なっているということがあるとしても、県としての検討はもちろん必要である。何のためにどこまでの質と量の情報を求めているかを絶えず明らかにしておかないと、過剰な質と量（使用頻度の少ないアンケート項目、過大な調査日数等）に陥る危険性がある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>観光動態調査は、県や市町村の産業政策構築や民間事業者の経営基礎資料として必要最低限なものであり、例えば、他の観光地との比較や時系列的な比較などに活用されるなど、その必要性は極めて高いと考えている。</p> <p>また、現在の同調査対象者数は、社団法人日本観光協会の全国観光統計基準で示されている最低の基準数であり、これを下回る調査数とすることは難しく、現在の質確保が必要である。</p> <p>調査項目についても、他比較や時系列比較などを行うための必要最低限のもののみであり、現在の質確保が必要である。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断 の理由及び 結果・意見の 内容	<p>まず、指摘内容は「観光動態調査の目的とそれに対する調査の精度、深さ（質と量）を絶えず明らかにしておくべきだ」と委託内容の継続的な評価を問題としているのに対し、県の措置は「現在の観光動態調査の質（と量）は必要最低限である」と現時点での必要十分性を主張するだけの回答であり、噛み合っていない。まず、この点を指摘しておきたい。</p> <p>次に、指摘に対する改善状況であるが、まず、質と量の点では、每期、ベーシックな部分で「観光入込客統計に関する共通基準（以下、共通基準と称す）」に基づいた調査委託が行われていることは、他の都道府県などとの比較や官公庁での統一的把握などの要請から当然といえる。</p> <p>さらに、県は、調査地点、調査回数（日数）、統計項目などにおいて、独</p>		

自基準を設定し、それらについて毎期の仕様書の検討にあたり追加、削除を行っており、県としての検討は十分なされていると考える。

また、目的への適合性という点でも、毎期の観光動態調査報告書の評価は、調査結果から見えてくる課題が県として予算事業の企画や制度設計に役立つか、また観光関連事業者のマーケティングにも役立つかどうか、といった目的への適合性に重点を置いてなされており、十分といえる。

しかし、委託が効率的であったかについては特段の評価はしていない。委託の方法を入札に変更したことにより、一定の効率性の向上は図られているとはいえ、【17-04】に述べたとおり、同じ委託先への委託が続いており、相互に依存関係が働いて質と量の検討は不明確になりがちだと思われる。常に効率性を意識するためにも、いくら入札であっても委託先の定期的な見直しはシステムとして必要であると考え。また、当然、県の「事務事業評価」においても毎年度事業の振り返りが行われているが、H25 年度の当事業の事務事業評価シートを閲覧したところ、効率性については「コストの削減 A 削減の余地がない」「県負担の削減 A 削減の余地がない」と記載されているのみである。具体的な根拠があつての記述だと信じたいが、振り返りのしくみとして当該シートに意義があるのか、疑問を抱かざるを得ない。

島根県は人口が少なく、内需に乏しい。産業振興の上で県外からの人の流れは県勢の維持拡大にとって決定的に重要となる。県も 2008 年に「観光立県条例」を制定、「神々の国しまね」プロジェクトの推進など、その認識を強く持っていることは改めてここで述べるまでもない。観光動態調査は、そうした観光振興政策を設計する上で非常に重要な調査である。その意味でマンネリ化は大きな敵である。今後も、調査の規模を維持するだけでなく、ときに政策的に調査の拡大が必要な場合もあろう。そうした際にも調査の質と量に徹底的にこだわり、調査目的と調査結果のバランスには厳しい目を光らせていくことを望む。

No.	17-36	部局名	情報政策課
概要	<p>情報システムの運用管理等の委託に競争原理が働いていないことに問題がある。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>情報システムの運用管理の委託では、システムの運用管理等のために人員が常駐する場合等は、人件費を積算するが、その単価の妥当性は第三者に明確に判断できるものではない。だからこそ、本来は、競争原理を出来るだけ働かせることができるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、使用ソフトの保守料が決まっている場合はそれに従っている(従わざるを得ない)。このような場合も、そもそも事後の保守料金額が明確であるため、導入時の入札等においてそれを含めて検討することが妥当であると考えられる。</p> <p>委託する理由は、当該業務を実施するに当たり県職員に必要な知識・技術がなく、それを習得するには相当の年数を要するため、外部の専門家に委託して実施させることの方が効率的であるためである。</p> <p>しかし、開発の後に運用支援、管理等が必ず必要である場合はそれらも含めた金額で入札を実施する等委託全体にわたって競争原理を働かせる必要がある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>島根県情報通信システム全体最適化計画を定めた上で、今後の情報通信システムの新規開発・更新にあたっては、①ライフサイクルベースでの調達(開発から次期更改までの運用保守経費を一括して調達すること)、②適切な調達対象の分割を推進し、調達の競争性を確保することとしている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成 17 年 10 月、島根県は、情報通信システムの一層の整備及びセキュリティの強化・充実を推進しつつ、他方で行政コストの縮減・費用対効果の向上を推進するという相矛盾する要請に対応すべく、「島根県情報通信システム全体最適化計画」を定めた上で、全庁的視点から情報通信システム全体を見直し、その費用対効果の改善を図る「全体最適化」の取組を始めた。</p> <p>同計画の下では、情報政策課が情報統括機関として位置付けられた。これは、従来、各所属が情報通信システムの企画・調達・運用を行ってきた結果として、情報資産の重複投資が生じたり、業者に依存した開発・運用に陥る</p>		

などの弊害が生じていたことを踏まえ、情報政策課に各情報通信システムの企画・調達・導入に係る意思決定について権限と責任を持たせることにより、全庁的視点から情報通信システムの企画・調達・導入を推進することで「全体最適化」を実現することを目的としたものである。これにより、島根県は、情報通信システムの一括調達等による行政コストの縮減・費用対効果の向上に成功し、年間で約 3 億円の費用節減を達成している。

さらに、同計画では、情報通信システムの調達の競争性確保のための対策も定められた。これによると、①情報通信システムの調達にあたっては、情報通信システムの開発から次期更新までの運用保守等を含む全ての業務を対象とする「ライフサイクル」ベースでの調達を推進するとともに、②情報通信システムの調達に当たって、原則的に、費用対効果を判断基準とする「総合評価方式による提案競技」により調達を行うこととし、③機器については一般競争入札により調達するなど、適切な調達対象の分割を検討すべきとされた。これにより、平成 20 年末における島根県の情報通信システムの調達のうち、「ライフサイクル」ベースでの調達や提案競技による調達等のいわゆる競争原理に基づく調達の割合は 51.6%に向上した。

以上のとおり、島根県は、「島根県情報通信システム全体最適化計画」の下で、同計画に沿った情報通信システムの企画・調達・運用を実行した。その結果、情報通信システムの調達に当たって、費用節減と競争性の向上に成功している。

したがって、情報通信システムの調達に際して競争原理を働かせるべきとする前回監査意見の趣旨を踏まえた是正がなされているものと判断した。

なお、同計画は平成 22 年度末をもって計画期間を終えた。島根県は、引き続き全体最適化の推進を図るべく、平成 23 年度に「全体最適化計画アクションプラン 2011」を策定し、情報通信システムの調達の競争性の維持、向上等に向けた取り組みを行っている。情報通信システムの調達に占める競争原理に基づく調達の割合のさらなる向上に努められたい。

No.	17-37	部局名	情報政策課
概要	<p>情報システムを委託し、さらに委託先が再委託する場合に、再委託先にも委託先と同程度の情報管理を求める必要性があるのではないか。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>情報システムの委託では、県が保持すべき情報（個人情報、保持すべき機密情報等）を取り扱うこととなるので、再委託の管理は重要である。再委託先についても直接の委託先と同じ程度の情報管理を求めるべきである。具体的には、事前承諾のための再委託の申請書を求めること、及び委託先が外注者をどのように管理しているかを把握する必要があるのではないか。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>個人情報及び機密情報については、島根県情報安全対策基準で外部委託管理安全の対策基準を定めおり、再委託先に対しても、同等の情報安全対策の実施を要求している。また、契約時の注意点として、情報安全対策の監査を実施、是正を要求する権利を含めることとしている。</p> <p>今後も、自己点検や情報安全対策監査によりこれらの項目が実施されているか確認していく。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、「情報セキュリティポリシー」の中で、委託者に島根県の情報資産の取り扱いに従事させる場合には、契約書に基づき情報セキュリティポリシーを順守させるための必要な措置を講ずるものとしている。そして、「島根県情報通信システム調達標準」の中で、島根県の情報資産の取り扱いに関する島根県と受託者の契約上の権利義務を定めた委託契約書の書式例を示している。その書式例には、島根県の情報資産の取り扱いに関して「保護すべき情報の取り扱いに係る特記事項」を特に定め、受託者が遵守すべき情報管理の方法を詳細に規定するとともに、島根県が受託者の情報管理の状況を臨時調査する権利を有することとし、もし受託者の情報管理に不適當な点があれば、島根県は受託者に対して是正に必要な指示をする権利を有し、受託者はそれに従い是正する義務を負うこととしている。</p> <p>島根県は、実際の契約に際しても、この書式例に従い契約を締結しており、受託者に対する情報管理は適切に実行されていると評価できる。</p> <p>また、再委託の場合の情報管理についても書式例で定められている。それによると、原則として再委託を禁止するとともに、例外的に再委託をする場</p>		



合は、受託者はあらかじめ島根県の書面による承諾を得なければならないとし、その際に、受託者は島根県に対して再委託先に対する個人情報の管理方法等を書面で提出しなければならないとしている。また、再委託先には、受託者が前記「保護すべき情報の取り扱いに係る特記事項」に基づき負う情報管理義務と同等の義務を有し、それを順守する旨の誓約を求めるとともに、受託者は再委託先の当該誓約書を島根県に提出しなければならないとしている。

このように、再委託先についても受託者との委託契約において、受託者と同等の情報管理義務を負わせている点は評価できる。

しかし、再委託先の情報管理については、契約上は受託者の権限と責任の下で行われる。島根県は受託者に対して再委託先の誓約書を提出させるものの、その誓約書をもって島根県が再委託先の情報管理について直接介入できるわけではない。再委託先の情報管理について受託者に第一義的な権限と責任を負わせるのでは、情報漏えい等の事故が生じた際に島根県への報告が遅れ、事故に対する迅速かつ適正な対処が行えない場合が生じたり、受託者の再委託先に対する是正のための指示が不適切で被害の拡大を生じさせるなどの危険性があるのではないか。再委託先の情報管理については、島根県が受託者を通じて間接的に管理するのではなく、直接的に管理できることが望ましいと言える。

このためには、「島根県情報通信システム調達標準」で定める委託契約書の契約条項または特記事項に島根県が再委託先の情報管理に直接介入できる規定を設けるなど、再委託先の情報管理のあり方についてさらなる改善を求める。



No.	17-58	部局名	建築住宅課
概要	<p>県営住宅の管理の委託について、競争原理が確保されていないのではないか。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>住宅供給公社選定にあたっては競争原理が確保されていない。西部地区は県が直営で管理していることから、合理的な積算を実施するための一方法として、西部地区での県営住宅管理にかかるコスト（人件費を含めて）との比較が行われてもよいと考える。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>平成 18 年度より隠岐地区を除く全県域において指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者を選定したところであり、これにより県営住宅の管理については競争原理を確保できたと考えている。</p> <p>なお、指定管理経費（公募額）の算定にあたっては、県が直営で管理する場合との比較を行っている。</p>		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、現在、県営住宅を島根県住宅供給公社に管理代行させている。管理代行は、公営住宅法第 47 条に基づくもので、島根県はこの法律に基づき島根県住宅供給公社に県営住宅を管理代行させているのである。</p> <p>この管理代行について、公営住宅法に競争原理の確保を求めた規定はない。しかし、公営住宅法第 47 条第 5 項は、管理代行に要する費用の負担については事業主体（島根県）と（島根県）住宅供給公社とが協議して定めるものと規定している。したがって、島根県が島根県住宅供給公社との間で管理代行費用の負担額につき協議するに際して、過大な管理代行費用とならないよう管理代行費用の合理的な積算が求められているといえる。よって、県営住宅の管理費用について合理的な積算の必要性を指摘した前回監査の趣旨は、管理代行における管理代行費用の積算についても同様に当てはまるものと考え、管理代行制度のもとにおいて、管理代行費用の合理的な積算がなされているか調査することにした。</p> <p>この点、島根県は、平成 21 年度より、県営住宅について、島根県住宅供給公社との間で県営住宅の管理代行契約及び家賃等の収納委託に関する契約を締結している。島根県は、前年度（平成 20 年度）、島根県住宅供給公社に県営住宅を指定管理させていたが、その際の人件費の積算については、全体で</p>		

22.7 人役を要するとして人件費を積算していた。しかし、平成 21 年度に他市（浜田市）が島根県住宅供給公社に対して市営住宅を管理代行させたことによる 1 戸当たりの管理コストの減少（スケールメリット）により 1.2 人役を削減し、平成 21 年度は島根県の負担分を 21.5 人役として人件費を積算した。ここでいうスケールメリットとは、例えば、物を大量に仕入れれば仕入コストが減少するのと同様に、島根県住宅供給公社の管理する住宅の戸数が増えれば増えるほど、管理の共通化、効率化等により 1 戸当たりの管理コストが減少することを意味する。平成 22 年度以降も同様に他市が管理代行に移行したことによるスケールメリットにより、平成 24 年度までに島根県の人件費の負担分は 3.9 人役削減された。

しかし、平成 24 年度までの人役算定は、島根県住宅供給公社の管理実態に即した人役算定になっておらず、島根県がこれくらいの人役が必要であろうとの想定に基づいた人役算定であったがために、その想定人役が過剰になっている可能性も否定できなかった。そこで、島根県は、島根県住宅供給公社の実態を反映した人役算定をするために、平成 25 年度の人役算定を、島根県住宅供給公社の松江住宅事務所の管理状況を踏まえた上で、2,000 戸を管理する場合の必要最低限の人役を 7 人役として、それまでの人役算定を全面的に見直した。結果として、平成 21 年度の 1 戸当たりの 1 人役の単価が 16,401 円/戸であったのが、平成 25 年度には 15,907 円/戸に減少した。

島根県が、管理代行費用のうち人件費について、島根県住宅供給公社の管理実態に即した人役算定により合理的な積算をしている点については評価できる。しかし、管理代行費用全体で見ると、島根県の負担額は、平成 21 年度が 159,788,811 円、平成 22 年度が 164,267,000 円、平成 23 年度が 182,904,762 円、平成 24 年度が 189,700,363 円、平成 25 年度が 190,362,767 円と増加の一途を辿っている。県営住宅の管理戸数に大きな増減はないため、島根県の管理代行費用のうち人件費の負担額はほぼ一定であるから、人件費以外の管理代行費用が毎年増加していることになる。島根県住宅供給公社の管理代行業務が拡大しているために人件費以外の管理代行費用が増加しているものと考えられるが、そこで人件費と同様にスケールメリットを働かせることにより、人件費以外の管理代行費用の増加を抑えることはできないのであろうか。そもそも、人件費を含めて県営住宅や他市の市営住宅等の管理代行費用については、各自それぞれが管理代行費用を積算し、島根県住宅供給公社と協議して決定しているが、管理代行制度は、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図る」（公営住宅法第 47 条）ものである以上、管理代行費用を積算するに当たっては、島根県や他市を含めた全体で管理代行費用を積算しなければ合理的な積算などできないのではなかろうか。個別の交渉では交渉力に秀でた者（島根県であろう）の交渉の結果のしわ寄せが交渉力の弱い者（他

市であろう) に及び、サービスの格差やサービスの質の低下等が生じ、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図る」という管理代行制度の制度趣旨に悖る事態も危惧される。島根県においては、管理代行費用の合理的な積算の有り方について、さらなる検討と改善を求める。

No.	17-59	部局名	建築住宅課
概要	<p>県営住宅の管理業務を再委託する場合には、再委託先の適切な管理を実施する必要がある</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>業務委託契約書においては、再委託を認める業務を『別表 3「施設保守点検業務」に係る業務』と特定しているのに、実際には 1,000 万円を超えるような修繕工事等についても再委託を行っている。その場合、あらかじめの承諾は実施されていない。保守点検業務以外の「修繕工事」を再委託することは契約条項に反する。</p> <p>そもそも修繕工事等は住宅供給公社自身が行なうわけではなく、必ず再委託又は再請負となるのであるから、これを適切に管理すべきである。</p> <p>本来は、実際の業務の実態に鑑みてどこまでの再委託管理が妥当かを検討の上、業務委託契約書の文言を更に詳細な記述とするか、別途、再委託の規定を定めて管理すべきものとする。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>住宅管理業務の再委託については、指定管理協定書において指定管理者が管理業務の全部を委託することを禁止し、あらかじめ県の承認を受けた場合に業務の一部を委託し又は請け負わせることができると規定した。</p> <p>また、設備保守点検業務や修繕業務など再委託・請負が想定される業務について、業務仕様書、業務基準を定め、毎月提出される業務報告等により実施状況を把握することとしている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、平成 21 年度から、県営住宅の管理業務について、島根県住宅供給公社との間で、「島根県営住宅の管理代行及び家賃等の収納委託に関する契約」（以下、「管理代行契約」という。）を締結し、島根県住宅供給公社に管理代行させている。</p> <p>管理代行契約においては、再委託を原則禁止し、あらかじめ島根県の承諾を受けた場合には、法的権限を除く管理代行業務等の一部を再委託等させることができる旨規定している。</p> <p>また、管理代行契約においては、管理業務の詳細を「島根県営住宅管理代行業務等仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）及び「島根県営住宅管理代行等における業務基準」（以下、「業務基準」という。）に定め、その管理業務</p>		

の実施状況について、毎月、「県営住宅等の管理代行業務等に係る業務報告書」（以下、「業務報告書」という。）を提出させ、管理業務が適切になされているかチェックするとともに、必要な場合には、島根県が実地調査ないし指示を行う旨規定されている。毎事業年度終了時にも、前記業務報告書を提出させ、島根県の承諾を受けなければならない旨規定されている。

今回の監査では、管理代行契約書及び業務仕様書、業務基準を確認するとともに、業務報告書を確認し、毎月及び事業年度終了時の業務報告が適切に行われ、それに対して島根県のチェック機能が適切に働いていることを確認した。

以上のとおり、前回監査の指摘に対する島根県の措置状況に問題はなく、是正されていると判断した。

No.	17-61	部局名	政策企画監室
概要	<p>委託効果の測定をコスト、質、量の観点から委託自体の是非も含めて明確に行うべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt;県民にとって最も「益」になるように「委託」をするために&gt;</p> <p>○委託の効果の測定について、特に調査・研究などについては、委託の前に委託によって何を求めるかをはっきりさせておくこと、そして、得られた成果物によってそれがどこまで達成されたかを何らかの形で把握する努力をすべきだ。</p> <p>○不要な委託を続けることにならないためには、継続的に「業務の見直し」をすべきである。そして、事業実施の必要なしとの判断に至った場合には事業廃止すべきであるし、当該事業は県として行なう必要がないと判断した場合には、「民営化」の方向の判断もありえるだろう。</p> <p>次に、限りある県費を有効に使うためには、業務に求める質・量が適正かを常に自覚し、明確にすることを意識すべきである。</p> <p>○外部委託の方法によるべきかを判断するにはコスト比較が必要になるので、県は自らが行なう場合のコストを明らかにしておかねばならない。</p> <p>その場合、「委託」に要するコストと比較すべき県の「コスト」は、事業費だけではなく、事業費に職員の人件費等を加えた総コストでなくてはならない。</p> <p>○委託実施の後、最後に、委託料に見合った効果（委託内容）が得られたかや、競争入札、随意契約のあり方、委託料の積算、再委託のコントロールという委託実施の振り返りだけでなく、その前提になる、業務の必要性の判断、必要とする業務の質と量の判断、外部委託するという判断の妥当性も含めて全て振り返って検証し、見直し（フィードバック）をすべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>委託に限らず、県の行う事業については、その内容や成果を評価し、その結果を事業の改善に反映することが必要である。</p> <p>県においては、平成 15 年度から行政評価システムを導入し、各所属において、統一的な視点と手段によって事業を評価し、翌年度の事業の改善を行うことで、行政の効率化・成果の向上を図っている。</p> <p>予算編成においても、行政評価による判断結果を踏まえて行うこととし、その旨を予算編成方針として定め、徹底を図っている。</p> <p>また、平成 16 年 10 月には中期財政改革基本方針を、平成 18 年 2 月には県行政に関する集中改革プランを策定し、委託に限らず事務事業全般につい</p>		

	<p>ての聖域なき見直しにより事業の廃止・縮減を徹底して行うとともに、公の施設への指定管理者制度の導入や施設の民間移管などを既に実施しているところである。</p> <p>さらに、予算の執行段階においても予算執行方針で、最小のコストで事業効果が発揮されるよう各事業の見直しを行い、執行に反映するよう定め、その徹底を図っているところである。</p> <p>今後も、低コストで質の高い公共サービスの提供に向けた取組みを促進する。</p>
<p>現監査人の見解</p>	
<p>是正済みか否か</p>	<p>是正されている</p>
<p>今後の改善の余地</p>	<p>あり</p>
<p>指摘事項・意見区分</p>	<p>意見</p>
<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>①委託可否判断の記録について</p> <p>指摘は、「委託」に関し、委託の可否判断にあたっては人件費を含めたトータルコストで判断すること、事業目的達成のための必要十分な事業の質・量を認識して、委託後には委託内容が対価に見合っていたかだけでなく、事業廃止や民営化など委託そのものの是非を含めて振り返ること、といった内容である。</p> <p>ところが、措置内容を見ると、委託に限らず、事業の評価や行政改革の全体について述べられている。これは、直営か委託かの比較検討や振り返りをする場面を考えれば、事業の計画、予算要求、行政評価といった場面となり、そうした県の事業の PDCA の中で事業の効率性や効果についてどういう検討をしているかを回答したものだと思われる。</p> <p>実際に委託か直営かの比較検討が必要な事業というのは少ないのかもしれないが、そうした少ないケースであっても、職員がやるならこれだけの人役がかかり、コストがかかる、委託すればこれだけの委託料がかかる、職員がやるならばこれだけ時間外勤務が増えて労働環境が悪くなる、職員では時間ばかりかかって効率が悪いのではないか、それならノウハウを持った専門家のいる業者に委託する方が良いのではないか、といった検討がなされているはずである。</p> <p>我々はそれを監査で検討しようとしたが、それは予算要求の前段階で各所属で行っているものであり、議事録など定まった記録は残されていないとのことであった。こうした事前検討の記録は、事業終了後に事業を評価する際に有用な資料となると考えられる。県が行政文書の削減に取り組んでいるなかでこうした指摘もなかなかしにくいのが、この検討過程はぜひしっかりと記録に残し、委託に出した、あるいは直営で行ったことの可否の判断に活かし</p>



てほしいものである。

## ②行政評価システムについて

措置の中で行政評価システムについて触れられている。このシステムは、i) 効率的で質の高い行政の実現を図る、ii) 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る、iii) 県民に対する行政の説明責任を果たす、という 3 つの狙いをもって行われている。監査の中ではあえて「委託」の視点に限らず、行政評価が本当に事業の改善に反映することに役立っているのかを検討した。

### (a) 評価サイクルの「速さ」について

内容的に見ると、まず、このシステムの運用サイクルは 1 年であるが、例えば「X 年度の事業」について考えると、X-1 年夏から計画をはじめ、秋に予算要求、X 年度の実施を経て、X1 年 5、6 月に事業評価を行い、その結果出てきた「課題」を X1 年の秋の予算要求に反映し、X2 年の事業に反映させるという形で、ある年度の事業の評価結果を受けての課題は、実際は次々年度にしか反映されず、「サイクルの 1 年遅れ」があるのではないかとの懸念があった。

この点について、監査で「事務事業評価シート」のサンプルを徴取して確認したところ、X 年度の評価で「目標を達成するための課題」として挙げられた項目について、通常の場合では、例えば X1 年の 5、6 月に評価を実施し、X1 年末の予算化を経て X2 年度に新規事業として実現しているものの、速いケースでは、X1 年 6 月の県から国への「提案・要望書」において早速要望が行われ、県予算でも X1 年度 9 月補正予算に反映されたケースがあった。

こうしてみると、行政評価システムは、県全体の事業について一斉評価を行うフォーマルな仕組みであり、実際は、年度途中であっても県は緊急度に応じて補正予算への反映や国への要望などをタイムリーに行っている。この点は評価に値するといえよう。

### (b) コストの範囲について

また、事務事業のコストについては、直接の事業費だけでなく、職員給与費も含めて検討していることから、H17 年度で指摘のあった「総コストでの検討」については、この行政評価システムの運用によって改善されているものと解することができる。

ところで、県では、今後は行政評価を事業の成果の検証と課題解決に向けた成果重視へシフトしたいと考えているようであり、行政評価から人役及び職員人件費のデータを除く方向のようである。

確かに財政健全化や 1,500 人の削減によってトータルの人件費は抑えられており、ミクロ的な人件費の把握に労力をかける必要は以前ほど高くはな

い。また、もともとこの行政評価の人役データもさほど厳密な計算ではなく、年 1 回の振り返りにより個人の総時間を各事業に割り振っていただけであるから、その方向への変更は行政評価システムとしてはさほど問題視すべきではないかもしれない。

しかし、だからといって事業を委託するか否かの判断にあたって、あるいは選択の当否を判断するにあたって、事業にかかる人件費を無視してよいことにはならない。【19-05】などにも記載しているが、投入した直接コストと効果を対応させた効果測定自体は必要である。我々は行政評価システムにこだわるつもりは全くないので、当欄の①でも記載した事前（予算策定時）と事後（事業終了後）のトータルコスト比較を含む成果の評価をどのように確保していくのか、明確な対応を望む。

No.	17-63	部局名	財政課、情報政策課
概要	<p>委託料等の合理的な積算を行うためには、全庁的な比較やノウハウの共有が必要ではないか</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>「合理的な積算」を行なうための、そして「より良いもの（サービス）をより安く」得るためのひとつの方法は「一覧と比較」である。個々の委託を実施する場合にも同じように全庁分の横並びのデータをそれぞれの立場から比較してみることで、実施する委託との、例えば単価の比較、条件の比較を行うことは「合理的な積算」をする上で役にたつのではないか。</p> <p>また、特定の種類の委託を頻繁に行なう部署には「合理的な積算」を含めた「より良いもの（サービス）をより安く」得るためのノウハウが蓄積される（例えばシステム開発なら情報政策課等）。そのような県庁内の「専門家」のノウハウは、全庁的に共有すべきである</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>適切な委託料の算定のためには、同種の業務の比較は有効な手法であり、予算編成においては同種の業務の単価なども参考にしながら、金額の算定を行っている。</p> <p>なお、専門的なノウハウを要する情報通信システムの開発については、平成 18 年度から情報政策課において、一元的に全庁的な視点から最適化を図っている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県財政課においては、毎年の予算編成に際して、「予算要求指針」及び「予算要求書作成要領」を作成し、後者の中で、予算単価表を示している。各部署は、この予算単価表を基準として予算要求をすることから、予算要求段階において予算単価の共通化が図られることにより、各部署間での予算の積算方法の一元化が図られているといえる。</p> <p>また、各部署の予算要求後は、島根県財政課と各部署との間でヒアリングを行い、予算編成を行っている。そのヒアリングの過程と島根県財政課の内部協議等により、各部署間での予算の積算方法の一元化を深化させている。</p> <p>ただ、情報通信システム等の調達など積算が困難なものについては、各部署間で積算にばらつきが生じたり、積算のノウハウ等が共有されないことにより合理的な積算ができていなかった。しかし、情報通信システムの調達に</p>		

については、現在、島根県情報政策課が全庁的な視点から一元的に情報通信システムの調達を行っており、年間で約 3 億円の費用節減を実現するなど効果を上げている。その他、庁舎及び宿舍の管理については島根県管財課が、また、自動車の管理については島根県総務事務センターが一元的な調達を行っており、積算方法に専門的な知識等が必要とされる分野においては、専門部署による積算方法の一元化が図られている。

以上のおり、島根県においては、予算単価の共通化や専門部署による調達の一元化などによって、全庁的観点から、予算の積算方法の一元化を図る取組がなされており、一定の効果を上げていることが確認された。

したがって、前回監査の指摘に対する島根県の措置状況に問題はなく、是正されていると判断した。

No.	17-64	部局名	審査指導課
概要	<p>契約相手の固定化等による委託者と受託者との間の緊張感の喪失を防ぐ何らかの方策が必要ではないか。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>契約の相手方の固定化、競争性の排除は委託者と受託者との間の「緊張感」の喪失を招き、提供されるサービスの低下、価格の硬直化につながる可能性が高いと考えられることから、3年以上同じ委託先への委託が続いた場合には委託を全体的に見直す等のルールを作るなど、何らかの方法で「緊張感」を維持する必要がある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>随意契約事務の改善を図るため、平成 18 年 3 月 6 日付け会第 447 号により「随意契約事務の改善について」を示し、機会均等、契約の透明性及び公正性の確保並びに適正価格の把握に努めることも含め、各事業執行所属において、慎重に事務の執行に当たるよう指導をしているところである。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査を受け、島根県は、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則であり、例外的に随意契約とする場合でも、契約過程の公正の確保や適正価格の把握に努め、適正な契約の締結を行うよう特に配慮する必要があるとの認識のもと、平成 18 年 3 月 6 日付けで、島根県出納局長から各所属課に宛てて、「随意契約事務の改善について」と題する書面により、全ての随意契約について総点検のうえ契約方法の改善に取り組むよう通知がなされた。</p> <p>同通知では、随意契約のうち特定の一方のみを契約の相手方とする「一者随意契約」について特に慎重かつ厳正な運用を求めている。</p> <p>また、同通知では、別添として「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」を添付しており、各所属課の具体的に前記取組みを行い得るよう配慮することで、各所属課が随意契約事務の改善に実効性を持たせている。</p> <p>実際の運用についても、例えば、「一者随意契約」を複数年に渡り継続して行う場合には、契約更新時において、社会経済情勢の変化や前年度の実施結果の検証等を踏まえ、仕様書や積算の見直しを行い、予定価格を設定するなど、予定価格の合理性、適正性に特に配慮している。また、島根県出納局では、支出審査時や会計検査時において、各所属の個々の契約が前記運用に従</p>		

い適正に実施されているか確認している。

以上のとおり、島根県においては、全庁的観点から、随意契約事務の改善に向けた取り組みが実施されており、その点は高評価できる。

ただし、前回監査人の指摘にあるような、「3 年以上同じ委託先への委託が続いた場合には委託を全体的に見直す等のルールを作る」ことに関しては、契約目的や契約態様の多様性から一律に契約年数を限定した形でのルールの設定が難しいなどの理由により実現には至っていない。

この点、島根県広聴広報課では、県政の広報誌について、3 年に一度、企画コンペを実施して広く企画を募り、その中から一番優れた企画を提案した業者と随意契約を締結する独自の取り組みを実施している例も確認できた。一律の見直しルールの設定が難しいとしても、このような取り組みを、例えば、前記「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」に載せることで、随意契約事務の改善のノウハウの共有化により、全庁的な観点から、より随意契約事務の改善を図ることが期待できるのではないだろうか。

したがって、島根県においては、引き続き、随意契約事務に係る前記運用を徹底するとともに、適時「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」の見直しをするなどして、随意契約事務の改善に向けた取り組みを継続されたい。

## 2. 島根県土地開発公社について

No.	17-10	部局名	土木総務課
概要	<p>中国横断・山陰自動車道用地取得事務について、用地先行取得の事務量の減少に伴い、経費削減の点から土地開発公社（以下、この「2. 島根県土地開発公社について」では「公社」と略す）への委託をやめて、県自体で実施すべきではないか。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>今後、公共事業の減少とともに事務が減少するにともなって、これからは用地取得事務を「委託」しなくても県だけで実施することが可能になってくる。県で実施できるのであれば、順次、公社への委託をやめるべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>県での実施を基本とし、業務量や業務内容から公社に委託する場合にあっても必要最小限にとどめることとする</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>山陰道の用地取得については、H17（監査）および H18（措置公表）当時とは、以下のように用地取得の委託関係が完全に異なっている。</p> <p>まず、H17 年当時は、国から県が受託し、その際、県の要員不足を補うため、公社へ必要人役を計算して再委託をしていた。</p> <p>それに対し現在は、国から公社が受託し、それを県に再委託している。その際の県の要員不足を補うため、県へ公社職員を出向させ、県職員と公社からの出向職員は一体となって公社名義の土地取得業務を行っている。取得された土地は国が 4 年間で再取得するが、その財源には用地国債を設定して充てている。なお、当該出向職員については、県が人件費の負担を行っている。</p> <p>こうした委託関係となった背景には「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」の検討内容がある。その概要は、①用地取得業務の複雑さに対して県では人事異動が伴うため用地取得スペシャリストの育成が困難である、②財政健全化の観点から用地取得の合理化を進めるべきである、という 2 つの課題を解決するために、公社を用地取得人材の育成機関として活用すべきというものである。公社職員であれば継続して用地取得業務にあたる事が可能であるし、専門性を高めることで人件費削減など効率化も期待できるという考え方である。</p>		



確かに現在も、H17 年度当時と比べても、山陰道、松江北道路など、依然として用地取得需要はあり、県職員だけで用地取得を実施できる規模にはなく、公社職員の活用も意義のあることと考える。また、H17 年度の指摘の通り、確かに、将来的にそれらの道路が完成すれば、業務量だけでいえば県職員だけで実施できる規模に縮小する可能性があるが、取得すべき用地が漸減するなかでも、地権者の権利意識の向上、補償基準の細分化・複雑化などにより案件 1 件当たりの難易度は上がってくると思われ、対象用地がゼロにならない限りにおいては、経験と能力が求められる用地取得スペシャリストの養成機関として公社を位置づけることは経済合理性からもそれなりに意義のあることと考える。

< 仕組みの妥当性について >

この仕組みは、国の公共事業費の平準化または削減により、通常予算による取得では時間を要することから、早期工事着手のために公社が国の依頼に基づき先行して用地取得するものである。県が直接受託をしないのは特別会計を組む煩雑さを避けるためであり、合理性がある。

< 金額の妥当性について >

平成 25 年度の例では、山陰道建設の用地取得にかかる事務費全体について、国から委託料として支出された金額は、平成 13 年の国土交通事務次官通知に基づき、主として用地取得費に対し全国一律の基準で計算された約 13 百万円(県再委託分)であったのに対し、要した経費(人件費以外も含む)は約 20 百万円であり、差額約 7 百万円を県が負担した形となっている。この金額は最終的に県の負担となる可能性がある。特に山間部は土地の価格に比して筆数が多いため、工数がかかり、用地取得費を基にした事務費の算出では地元負担が大きくなる傾向がある。つまり、最終的に国の資産となるものを県の負担で取得する状況が続く可能性がある。

高速道路の整備による経済効果は非常に大きなものがあるため、国の事業であるとはいっても、地元がある程度の負担を行うことは差し支えないが、都会地と異なる山間地の用地取得状況の現実を根気強く国に説明して、事務費の負担基準を変更するなど、県の負担を減らしていくことが望まれる。

No.	17-11	部局名	土木総務課
概要	<p>公社に委託している公共土木事業用地取得事務の人役算定が不明確である。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>土木事務所への常駐者数 6 人役が相当であるとの判断をする際にどのような検討がされたか不明である。</p> <p>委託料が妥当といえるためには、人役算定が相当である必要がある。具体的な数字に基づいて人役の相当性を検討した上で算定すべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>業務委託にあたっては、業務設計額（用地・補償費の合計額）を総合的に勘案し 6 名と判断したが、人役の相当性を検討した上で算定すべきであったと考える。</p> <p>なお、事業量の減少に伴い必要性が薄れたことから、平成 18 年度より業務委託を廃止した。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>現在は【17-10】と同じく、業務委託は採用していない。</p> <p>国から県が受けた事業を実施するのに必要な業務量に対し、過去の実績から必要な人役を算定したうえで、県職員で対応できない部分を公社職員が出向して対応している。</p> <p>つまり、委託料としての支出額が出向職員の人件費負担に置き換わった形であり、全体として効率化が図られているかがポイントとなる。この点、県では、毎年度の予算編成の際に、国からの取得面積、地権者の数、筆数、補償物件の額などの情報を基に過去の類似事例と照らし合わせて必要人員を計算している。実際にも、H19 年度資料「出雲県土整備事務所の国道用地担当組織の設置要求」などによって、事務所単位で比較に基づく人役計算を行っていることが確認できた。</p> <p>H26 年度の公社からの出向職員 9 名のうち、7 名が県や市の OB を公社で採用した者で、60~64 歳の任期付職員のため、1 人当たりの人件費は減少している。また、それらのベテランに家屋移転などの困難な案件を担当してもらうことによっても効率化が図られているといえる。将来的には【17-10】の項でも述べたように公社職員の専門性が反映できれば、さらに人件費の抑制につながることを期待される。</p>		

さらに、出向人件費負担とすれば、委託料のような業務量に応じた計算ではないため、ある年度に予定された用地取得が終了しても、先行して取得を進めていくことができる点もメリットである。

以上のことから、H17 年度で指摘のあった人役算定の妥当性、さらには委託料の妥当性については改善されたものと判断する。

No.	17-12	部局名	土木総務課
概要	同様な業務であるのに再委託条項の設定が統一されていない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>高速道路推進課からの委託の委託契約書には再委託条項があるが、用地対策課からの委託の委託契約書には再委託に関する条項は全くない。</p> <p>しかし、高速道路推進課からの委託と、用地対策課からの委託は、全く同じ質の業務である。それならば、同じ条項にすべきと考える。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>指摘の条項については、本来そろえておくべきであったと考える。</p> <p>なお、事業量の減少に伴い必要性が薄れたことから、平成 18 年度より業務委託を廃止した。</p>		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>現在は【17-10】、【17-11】に述べたとおり、用地取得業務では委託は行っていない。出向協定に基づく手続きの中で、土地開発公社から出向職員名簿の通知を受け、従事する職員を特定しており、再委託は想定していない。</p> <p>ただ、その他の業務委託を行う場合も考えられるため、念のため再委託の禁止条項を契約書に記載することとしている。</p>		

No.	17-13、17-15	部局名	土木総務課
概要	<p>土木工事請負の業務委託料については、事業費に一定率をかけて委託料を算定する方式がとられており、工事内容に比して明らかに過大な委託料が支払われている。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p><b>17-13</b></p> <p>&lt; 県立中海水中貯木場浚渫工事業務委託について &gt;</p> <p>当該業務委託の委託料の算定において、工事費（発注額）に対し、事務比率を乗じて算定しているが、公社が委託業務実施に要する経費よりも高額な委託料が支払われている可能性が高い。</p> <p>事務比率表は1種類しかなく、公社への委託においては、簡易な工事でも難度の高い工事でも一律の事務比率で積算がなされている。その結果、過大と見える委託料が積算されている。</p> <p>事務比率による積算だと、実際の工事業業者の工事費が安くなれば安くなるほど公社の事務費分は減る。公社が「企業努力」をして工事費額を下げれば下げるほど、自己の取り分が減るというあり方は、不自然の感を否めない。</p> <p>委託内容に見合った委託料という観点からすれば、事務比率による委託料積算の合理性には疑いを抱かざるを得ない。積算は人役によるべきであろう。</p> <p><b>17-15</b></p> <p>&lt; 歴史民俗博物館調整池及び下水道工事業務委託 &gt;</p> <p>「行政評価人件費」を用いた人役換算では、委託料額（土地開発公社分）は、1.0人役となるころは過大と思われる。事務比率での積算方法にも疑問がある（「県立中海水中貯木場浚渫工事」と同じ）。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>当該委託事業費は、公社と県の間で定められた委託費の事務比率表に基づき、適用比率を積算額に乗じて算出した。これは、「事務比率を用いる」というルールに従って積算した結果である。</p> <p>今後、土木工事を委託する場合は、より適切な積算となるよう検討していく。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		

妥当性判断 の理由及び 結果・意見の 内容	<p>現在は、県において工事金額、工事種別ごとに歩掛、人役を定めた島根県業務委託積算基準（H20 年 4 月制定）により、県農林水産部・土木部が定めた業務積算基準単価を基に、実際の工事ごとに積み上げで計算しており、事務比率は採用していない。</p> <p>なお、この業務委託積算基準は、国土交通省の発注者支援業務積算基準を基に各県調査を実施したものである。</p>
--------------------------------	--

No.	17-14	部局名	土木総務課
概要	土木部以外の県有施設の土木・建設工事を土木部に委託する際のしくみがない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt; 県立中海水中貯木場浚渫工事業務委託について &gt;</p> <p>林業課が当該工事を土木部各課、及び企業局にあたったが、マンパワー不足を理由に断られ、公社に委託した経緯について、マンパワー不足であって外部に委託しなくてはならない状況かどうかは、年度年度で改めて検討すべき事項であろう。入札及び施工管理のみ公社に委託した上で、事務的な事項は林業課で行なう（施主はあくまでも県）ということとはできないのだろうか。</p> <p>県庁（企業局を除く）の中で土木工事の実施について最もノウハウを持っている部署は土木部である。だとすれば、各課で発生する土木工事については、一旦、土木部で取りまとめの上、土木部各課での実施を含めて最もよい方法で実施できるような仕組みが必要ではないか。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	各課で計画されている土木工事についてあらかじめ把握した上で、土木部での実施を含めた効率的な執行方法を検討していく。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>以前は、土木部以外の県有施設の土木・建設工事は、各所属において業者から見積書を徴取し、これを基に予算要求を行い、業者に発注していた。</p> <p>H19 年 10 月に、土木工事等の執行を土木部に依頼する場合の事務処理要領が制定され、土木部以外の他部局で計画されている土木工事等について、年度末に翌年以降 5 年間分を土木総務課で取りまとめ、圏域を管轄する県土整備事務所（局）等に対し、翌年度分について業務調整による受入れ実施の可否を判断してもらうこととしたことで、土木部での効率的な執行ができるように改善されている。</p> <p>なお、公社に対しては、マンパワー不足で県では実施困難な場合のみ委託しており、その内容は、設計書作成・施工管理業務に限っている。</p>		



No.	17-19	部局名	土木総務課
概要	公社は安来市浦ヶ部住宅団地の分譲残地の保有を 4 年間延長したが、すべきではなかった。		
前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況			
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>安来市浦ヶ部住宅団地について、公社と安来市との最初の協定書（平成 8 年 12 月 17 日）では、分譲期間を平成 12 年から平成 16 年度までと規定し、分譲期間を経過した後、分譲残地が生じた場合には、安来市において当該分譲残地を買取るものとしていたが、平成 16 年度末近くになって安来市から、分譲残地の買取は財政的に困難であり、分譲期間を更に延長して欲しい旨の要望があり、最終的には 4 年間の契約延長の後、安来市が残地を買取る内容の変更協定に合意した。残区画全部を当初の契約どおり安来市が買取れば、一度の売却の手間で済む。しかし、残区画を公社が持ち続ければ、土地が分譲される都度、契約事務、分譲申込み、登記等の手続きをしなければならず、公社はそのために労力を費やすことになる。土地開発公社の立場で考えると契約を延長すべきではなかった。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p>公社としては、年度目標を立て単年度ごとに未分譲地を買取るよう強く要望したが、安来市において今後一層の販売促進に努めるとの説明があったため、やむを得ず 4 年間の契約延長に同意し、変更協定を締結したものである。</p> <p>なお、変更協定においては、分譲残地が生じた場合には安来市が当該残地を買い取ることを明記している。</p> <p>また、分譲に係る登記事務に必要な経費については、安来市からの事務費収入を充てている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>H21 年度に、事業依頼元である安来市（安来市土地開発公社）へ引き渡し済みである。その際の引き渡し価格は 982 百万円であり、ここには H17~H21 年度の登記等の事務費用 3 百万円が含まれている。引き渡した土地の H16 年度末の分譲価格は 1,543 百万円であり、当初の分譲期間に見込んでいた利益こそ出ていないが、県としては損をすることなく集結しており、問題はないと考える。</p>		

No.	17-21、33、34	部局名	企業立地課、土木総務課
概要	<p>公社の分譲用地について、処分を早急に進めるべきである。また、公社のあり方も見直すべきである。</p> <p style="text-align: center;">前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監 査人 の見 解	<p><b>17-21</b></p> <p>&lt;「売れない土地」の問題について県は正面から取り組むべき時期にきていることについて&gt;</p> <p>造成事業においては、長期間売却されない土地が残っている。そしてそれに対応する多額の借入金が土地開発公社の財政状態を悪化させている。</p> <p>土地開発公社の個別事業に係る借入金は県が債務保証若しくは損失補償をしているのだから、土地開発公社の借入金は県の借入金と同視できる。県は「売れない土地」を土地開発公社に保有させるのか、県が買い取るべきかを含めて、早急にかつ正面から取り組まなければならない段階に来ている。</p> <p><b>17-33</b></p> <p>&lt;公社組織の問題点と今後のあり方について&gt;</p> <p>これまで県は長期にわたって、公社を県と一体のような存在として扱い、県の政策目的を達成するために、公社に事業を行なわせてきた。それにもかかわらず、県財政が厳しくなり、公共事業を縮小せざるを得なくなった。公社については、職員の雇用や待遇を含めて、今後のあり方が検討されることになるが、その際には、県全体の土木にかかる業務を、公社だけでなく、県と「一体」として「事業」「組織」「雇用」の問題を検討すべきである。</p> <p><b>17-34</b></p> <p>総務省が平成 12 年 7 月に出した「土地開発公社経営健全化対策措置要領」に示された各項目を盛り込んだ経営健全化計画を策定することは、公社の健全化を進める上でも有効であると考えられる。</p> <p>公社のあり方の検討において、今後も公社を存続させるならば、適切な公社経営健全化計画を策定して、それに沿って公社の健全化が進められることが必要である。</p>		
県の 措 置・ 対応 状況	措置年度	平成 18 年度	
	<p><b>17-21</b></p> <p>現在の分譲残地を県が買い取ることについては、県の財政状況が極めて厳しいところから困難である。</p> <p>今後とも、関係機関と協議を行い、企業立地の制度を改正するなどの分譲促進策を図ることで債務が早期完済できるように努める。</p> <p><b>17-33</b></p> <p>今後のあり方については、本県の財政状況、他の外郭団体との関わり方等、様々</p>		

	な要素を総合的に勘案したうえで、概ね 5 年を目途とした見直し方針を策定することとしている。 17-34 平成 18 年 10 月に、長期に渡る保有地の処分計画を中心とした、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画（以下、健全化計画と称す）」を策定した。					
現監査人の見解						
是正済みか否か	是正されていない					
今後の改善の余地	あり					
指摘事項・意見区分	意見					
妥当 性判 断の 理由 及び 結 果・ 意見 の内 容	工業団地の未分譲地は、公社の所有であるが、県と公社は一体と考えられるため、県にとっての大きな不良在庫であり、その処分は県財政健全化基本方針にも掲げられている重点項目でもある。売れない間は土地の形で県の資金が眠っていることになり、県の他の必要な政策実施への制約を生じている。具体的には、H25 年度末で石見臨空ファクトリーパークが 44 億円、ソフトビジネスパークが 49 億円、計 93 億円の分譲残がある。うち、18 億円は現在賃貸中である。公社の借入金は、H25 年度末で 116 億円（土地造成事業分 93 億、公有地取得事業分 23 億）あり、総資産に占める割合は約 81%（うち土地造成事業分は 65%）に達する。利息の支払いは年間 56 百万（土地造成事業分 50 百万円、公有地取得事業分 6 百万円）となっている。					
	健全化計画		現状			
		平成 17 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末		
	(単位：百万円)	実績	計画	実績		
				分譲中	賃貸	計
	石見臨空ファクトリーパーク	4,744	4,145	4,204	181	4,385
	ソフトビジネスパーク島根	5,215	2,797	3,310	1,597	4,907
	合計	9,960	6,942	7,513	1,779	9,292
	<現状の対策> まず、売却にこだわらず賃貸(定期借地)を進めている点は、18 億円の土地に対し賃貸収益が年間わずか 43 百万円(H25 年度)と、造成資金の回収に対する寄与は微々たるものであるが、それでも雇用や経済効果を考えると評価しうるものである。 県では誘致に積極的に取り組み、誘致インセンティブとなる企業への投資・雇用の助成金制度がある。新規進出の場合、固定資産の取得と雇用に対し、石見臨空ファクトリーパークは最大で 15 億円、ソフトビジネスパークも最大 12 億円の助成を					

行う。近年は助成限度額の上限アップ、産業高度化加算、過疎地域立地加算など助成割合の加算も追加的に行われている。また、金利優遇も拡充されてきている。

借入金については、県の土地開発基金を公社に貸し付けており、利息の軽減を行っている。また、近年は市中銀行からの借入を減らして県からの借入に借り換える傾向にある。

県は、是正措置にもある通り H18 年 10 月に、長期にわたる保有地の処分計画を中心とした健全化計画を策定している。当該計画を見ると、経営健全化のためには造成土地の売却促進が柱であるとして、H22 年度までの 5 年間で造成土地額を約 100 億円から 70 億円に削減する意欲的な計画である（前頁の表のとおり）。県のストーリーとしてはここで得られた資金で借入金を減らす計画であったと思われる。

#### <対策についての課題と提言>

しかし、表に示すとおり、売却は健全化計画策定時からほとんど進んでいない。

誘致を積極的に行うと言えは聞こえはいいが、上記土地開発基金を用いた公社の利息負担軽減も、誘致インセンティブとしての助成の拡充も短期的には県の財政負担となる。

また、H20 年度以降の最終損益は每期黒字であるが、これは固定費の削減や県への出向などでの人件費削減であり、これも県の負担である。つまり、県と公社を一体としてみれば効率化しているとは一概には言えない。

またマクロ的にも、今後、県の土地需要が上向いていくことは考えにくい。

であるならば、造成に要したコストは今となっては埋没原価（サンク・コスト）であると認識して、当初の価格から大幅に下げても早期に売り切った方が良いのではないかと考える。

開発した原価より高く売るといのが商売であるが、いくら商売人でも変えることができるのは将来だけである。商売として考えるのであれば、県は投資後の意思決定のしかたがまずく、その結果、県は必要のない苦勞をしている可能性がある。県はサンク・コストについてもっと考えるべき（＝逆説的だが「サンク・コストを無視すべき」）である。

サンク・コストとは、これからの意思決定に影響を受けない原価であり、意思決定に関連しない原価（非関連原価）のことである。

例えば、開発土地の売価を 100 万円にするか、50 万円にするかの意思決定においては、当初の造成費用は意思決定にかかわらず発生しているサンク・コストである。

したがって、当初の造成費用がいくらであろうと、この金額を意思決定の要素にすることは不適切である。つまり、造成費用がもったいないという考え方はできない。

例の意思決定においては、10 年間のスパンをとると、100 万円で売れても 10 年後であれば、10 年間の経済効果はゼロ。その上、広告宣伝費、助成金、金利負担でコストがかかる。その分、100 万円で売れることの効果は減殺される。

50 万円で 2 年後に売れば、まず、売却額 50 万円の収入があり、そこから 8 年間は企業の利益、雇用効果があり、財政収入や地域経済にプラスとなる。一旦売れたら広告宣伝費などの追加コストはかからない。

単純な想定ではあるが、効果を考えれば 100 万円で売っても、50 万円で売っても、大差はなく、むしろ早く売り切った方が効果は高いケースも多い。

従って、値下げしてでも、売り切るべきである。極論すれば売価はゼロ円でもよい。元の売価 100 万円で売れる確率が 50% なら、その収益の期待値は 50 万円で、0% ならゼロ円である。売却の確率見込で算出した期待値以上であれば確率的には儲けと考えてよいのである。また、その方が経済効果があり、雇用効果もあるから、今後の県財政に寄与するのではないだろうか。少なくとも過去に開発してしまった工業団地は持つためではなく、売って、工場を立てていただいて、雇用や経済効果を生むための施策であるとの認識は県も同じであるはずだ。高速道路の開通待ちでは時間がかかりすぎる。現在の立地で魅力がないなら価格を下げるべきで、助成金などの形で、県の財布から新しいお金を支出することは避けるべきである。

ただ、上述のように賃貸を推進する方向で進めるならそれはそれでも良いと考える。ここではあくまで売却を前提に提言をさせていただいた。

<個別の提言>

①ソフトビジネスパーク島根

「しまねスタイル」などの情報発信、人材確保支援などを行い、Ruby 関連企業や BPO(Business Process Outsourcing ; 事務系業務の外部委託)などの候補地として競争力を持ち始めており、比較的有望である。それでも新たな支出や負担を伴う誘致は行うべきではなく、値下げによって売り切るべきである。

②石見臨空ファクトリーパーク

高速道路整備が前提であり、かなりの長期戦覚悟である。

道路整備など交通アクセスがネックになるというのなら、交通アクセスがさほど重要ではない業種、つまり毎日毎日トラックが出入りする必要のない業種、例えば、ダイキンアレス青谷（鳥取）のような、グローバル研修所のようなものを誘致することを視野に入れてもよい。都会からの隔絶性が逆に「売り」になる例はたくさん見つかるのではないだろうか。

## 第 4 章 平成 18 年度監査について

県税の賦課徴収事務について



No.	18-04	部局名	税務課
概要	徴税吏員証・検税吏員証の管理に問題がある 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	各税務職員が自分で徴税吏員証・検税吏員証を管理しているが、徴税吏員証・検税吏員証がきちんとあるかどうか確認するということは、現在年度替りの時期（年度末）の年 1 回だけということである。徴税吏員証、検税吏員証がきちんとあるかどうかの確認を毎日、少なくとも毎月は行うべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	徴税吏員証及び検税吏員証の適正な管理を徹底していく。 具体的には、税務職員自らの適正な管理義務の徹底とともに、所属長は証票の所持管理の状況を毎月確認すべきことを平成 19 年 6 月 29 日に総務部長名で通知した。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回の監査後、島根県は徴税吏員証及び検税吏員証について、平成 19 年 6 月 29 日の総務部長通知により、所属長による毎月の所持管理状況の確認により管理を行っていたが、平成 26 年 8 月及び 9 月に紛失事案が 2 件相次いで発生した。</p> <p>徴税吏員証及び検税吏員証は県税徴収に関する滞納処分等の権限を有する者を証明するものであり、その悪用を防止するためにも紛失等があってはならない。確かに、平成 19 年 6 月 29 日の総務部長通知により毎月の確認は管理簿上で行われている。にもかかわらず、今回の 2 件の紛失事案が発生したということは、日常の管理が形骸化していたのではないかとの疑問を持たざるを得ない。今回の監査においても、税務課が毎年行う税務事務調査結果を閲覧したところ、一部に吏員証の確認は行っているもののその結果が管理簿上記載されていないという報告もなされており、管理体制が統一化されていないケースも見受けられた。</p> <p>島根県は、上記紛失事案の発生を受け、改めて吏員証確認事務の事務分掌への明記及び週一回以上の吏員証確認などを定めて平成 26 年 9 月 18 日の総務部長通知で再度徹底を図っている。また、持出頻度の少ない職員の吏員証を課長が一括で管理する体制を構築し、さらに吏員証を業務上持ち出す際には記録簿により管理したうえで吏員証を首下げ式にするなど再度の紛失防</p>		



止や、万一紛失した場合の速やかな報告など必要な対策を講じている点で一定の評価はできる。

この再度の徹底により、徴税吏員証及び検税吏員証を保持する職員各自の管理意識を高め、今後このような紛失事案が発生しないよう努めるとともに、万一紛失した際に悪用がなされないよう迅速な対応に努めていただきたい。

No.	18-05	部局名	税務課
概要	領収証書の連番管理に問題がある 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）に最初からナンバリングがないといけないのに、これが無いため、領収証書のナンバー（番号）が重複していた。また、担当者の鞆に領収証書綴りが入ったままになっているケースがあった。現時点で不正はないが、このようなことは、不正につながるおそれがあるため、改善する必要がある。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	在庫の領収書証書綴りにはナンバリングをするとともに、今後印刷する領収証書綴りは予めナンバーを印刷することとし、領収証書のナンバーが重複することがないように措置することとした。 また、事務処理要領に領収証書の保管場所（鍵付き保管庫）を規定し、平成 19 年 6 月 29 日に総務部長名で通知した。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	現在使用している収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）を確認した結果、適切に連番管理が行われていた。また、各領収書綴りは印刷時に予めナンバーを印刷したうえで受払簿にて管理されており、未使用の領収証書綴りも事務処理要領に準拠して鍵付きの保管庫で保管がなされていた。 領収証書は、適切に管理がなされていないと不正に使用されるおそれがあるが、今回確認した限り適切に管理がなされていた。今後も引き続き領収証書の適切な管理に努めていただきたい。		

No.	18-13	部局名	税務課
概要	事務処理の責任の所在が不明確である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	東部県民センターで書類を査閲したところ、「国税データ明細票」において、「賦課」又は「失格」の判断を行った担当者の押印が無く、責任の所在が不明なままとなっており、また、判定となる数値が蛍光ペンで書かれており読解に困難な記載となっていたので、事務の経緯について明瞭に記載されると共に、責任の所在を明らかにする意味でも処理者・承認者の捺印を明細票に留めるように改められたい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	賦課又は失格の判断を行った担当者がわかるように、「国税データ明細票」の賦課入力欄又は失格入力欄に押印するとともに、個人事業税賦課確認表で賦課資料を確認した者は、確認欄に押印するよう平成 19 年 6 月 4 日に事務処理要領を改正した。 また、事務処理の経緯は、明瞭に記録するよう平成 19 年 6 月 11 日に開催した担当者会議で徹底した。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	東部県民センターの現地調査において、事務処理要領に基づき賦課又は失格の判断に至った理由の記載や、判定担当者・入力担当者及び入力確認者の捺印が国税データ明細表から抽出した「事業税賦課入力確認票」に証跡として残されていることを確認した。なお、判定と確認は同じ担当者が行うことはあるものの、入力と確認は必ず別の担当者が行っており、前回監査に対する措置状況として問題はなかった。		

No.	18-15	部局名	税務課
概要	無申告者の捕捉に努めるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	所得税において確定申告が不要な納税者でも、個人事業税では課税対象となることもあり、過去の所得状況や広報活動により無申告者の捕捉に努めるべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	過去 2 年間の課税記録を「個人事業税賦課資料収集リスト」として出力し、捕捉漏れを防止している。 また、所得税を申告する必要がなく、市町村税のみ申告が必要な者には、今年度から各市町村に個人事業税の課税対象となる者の照会をしている。 なお、個人事業税のあらましを各市町村窓口に配布するとともに、今年度からは各市町村が発行する広報誌への掲載について協力を依頼している。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>東部県民センターにおいて現地調査をおこなったところ、国税当局からの所得税データはシステム上確認できるようになっており、それを基に「個人事業税賦課資料収集リスト」を出力し、捕捉漏れの防止を図っていることを確認した。</p> <p>また、所得税を申告する必要がなく市町村民税のみ申告が必要な者については、各市町村へ照会し、課税対象となる申告の把握に努めている。</p> <p>なお、所得税や住民税の無申告者への対応及び申告の周知は、税務署と県、市町村で構成する税務協議会での取組みの中で対処している。加えて、県としては個人事業税の制度を、納税貯蓄組合等が発行する広報紙への掲載依頼や、確定申告会場でのチラシ配布によって周知しており、措置状況に問題はなかった。</p>		

No.	18-17	部局名	税務課
概要	<p>個人事業税の分割事業者の捕捉に努めるべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>個人事業者で他府県に事務所等を有する個人事業者、特に県外の個人事業者が本県内に事務所等を設置した場合においては、当県への税収に繋がるため、担当部署におかれては、普段から求人情報等での情報収集を徹底されたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	<p>他府県に事務所等を有する個人事業者についての賦課漏れを防止するため、県内に事務所等を設置した情報を TV・ラジオ放送、新聞・雑誌の記事、折り込み広告などで捕捉するよう平成 19 年 6 月 4 日に事務処理要領を改正し、各県民センターへ通知した。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>基本的に県外居住の個人事業者については、地方税法第 72 条の 54 第 3 項の規定に基づき、当該都道府県知事から通知される。</p> <p>当該通知が行われない場合の捕捉として、TV、ラジオ、新聞・雑誌、折り込み広告などのチェックにより、日頃から情報収集に努める旨、事務処理要領の改正によって周知しており、事務処理要領の準拠について問題はなかった。当該情報チェックで課税できた事例はないが、課税事業者の捕捉に努めるものとして評価できるものと考えられる。実際には、他県からの連絡で課税する事例が年間十数件程度あり、実際の他県・府税事務所からの通知を確認した。</p> <p>以上より、前回監査の措置状況として問題はなく、今後も引き続き日常の情報収集による個人事業税の分割事業者の捕捉に努めていただきたい。</p>		

No.	18-20	部局名	税務課
概要	事務処理の責任の所在が不明確である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	法人二税で閲覧した申告書全てにおいて、記載内容の点検を赤ペンでチェックし確認した形跡があるものの、処理者の押印又は署名が無く、誰が担当したのかわからない点が気になった。事後で何か問題が発生した場合を想定すれば、責任の所在は明確にしておくべきで、税務課の主導により、県下両県民センターの統一的な処理手順として確立され、改めるようにされたい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	平成 19 年 6 月 4 日に事務処理要領を改正し、申告内容の入力担当者の責任の所在が明確になるよう処理担当者の押印を義務づけ、各県民センターへ通知した。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>東部県民センターの現地調査において、統一的な事務処理の基準である事務処理要領（平成 19 年 6 月 4 日改正）を閲覧し、事務処理担当者の押印が義務付けられていることを確認した。</p> <p>また、当該事務処理要領に基づいたチェックリストも作成されており、各担当者は当該チェックリストに準拠して事務処理を行っている。サンプルでチェックした各書類においても処理担当者の押印は適切になされていた。</p> <p>さらに、事務処理の状況は、税務課が年一回実施する税務事務調査によって確認が行われており、措置状況に問題はなかった。</p>		

No.	18-24	部局名	税務課
概要	課税免除要件に該当しない法人が課税免除されていた。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分		意見	
前監査人の見解	本県における法人県民税均等割の課税免除措置については、2つの条例によって規定されているが、査閲の結果、NPO条例第2条による課税免除について、適用要件として規定された書類が添付して無いにもかかわらず免除を適用した法人があったので、この部分について改善を図りたい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	「貸借対照表」が添付されていなかった 2 法人についてはその書類を提出させている。また、平成 18 年度は全ての法人からの申請書に必要な書類が添付されていることを確認している。 なお、NPO 条例による課税免除について、県税条例による課税免除と同様に損益計算書の写しを添付書類とすべく、平成 19 年 3 月 30 日付けで県税条例施行規則の改正を行うとともに、平成 19 年 5 月 10 日に事務処理要領を改正し、各県民センターへ通知した。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	NPO 法人に基づく課税免除については、県税条例に基づく課税免除と同様な取扱いとするため、NPO 条例施行規則第 1 号様式を改正することによって添付書類を改めており、NPO 条例、県税条例施行規則及び免除要綱の現物を確認した。 加えて、添付すべき書類が漏れなく添付されていることを確認したうえで申請書を受理する旨を事務処理要領中に明記しており、「平成 25 年度法人県民税課税免除適用一覧表」からサンプルで申請書類及び添付書類を閲覧したところ、事務処理要領に基づき申請書類及び添付書類が備わっており、措置状況に問題はなかった。		



No.	18-38	部局名	税務課
概要	<p>身障者減免対象者の実態調査を行うべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>身障者減免について、各事務所で対応可能なようにチェックリストが作成されているが、適用誤りが無いように特にフォローされたい。継続適用については、ハガキによる返信に頼っているが、不正減免を防止するために、何台かは抜き取りで現況調査をすべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	<p>平成 16 年 4 月 1 日付けの総務部長通達で「照会事項について変更報告があった場合又は報告について疑義がある場合は、事実関係を調査」することとしているので、今後、適宜確認調査を徹底する。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成 24 年度には、身障者減免等に関する質疑応答集を策定して各事務所へ周知したうえで、減免申請書を受領した際の統一的なチェックリストが整備されており、適切な窓口対応を可能とする工夫がなされている。</p> <p>また、実際に毎年内部ルールに基づき 500 件程度抜き取り調査を行っており、毎年 10 件程度の虚偽報告が発覚して減免の取り消しを行っている。このように、申請時の書類のチェック体制及び減免後の抜取調査により不正減免を防止する機能が働いており、適切な措置事例であるといえる。</p>		

No.	18-39	部局名	税務課、情報政策課
概要	自動車税の住所変更手続きの周知が必要である 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	住所移転時には、自動車税まで考えて、住民票（転出）の受付時に自動車税関係の書類を渡すように市町村に依頼されたい。また、しまね電子申請サービスによる変更や電話での変更が可能である旨のアナウンスを行うべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	平成 19 年 3 月に市町村に対し窓口でのチラシ配布を依頼している。 来年度からは納税通知に際し、しまね電子申請サービスに加え、電話による手続きができることをお知らせする。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、住所移転時の自動車税に係る住所変更について、インターネットによる電子申請（しまね電子申請サービス）のほか、電話や F A X で手続きができることを周知している。</p> <p>具体的には、納税通知の封筒への記載及びチラシの同封、県や市町村、税務署等へのチラシ配布、県の H P によるお知らせ、県政広報ラジオ、山陰中央新報の県民だよりによるお知らせなどで周知をしている。</p> <p>自動車税の納税者住所移転情報の捕捉漏れ等を確実に防止するためには、住民票データと自動車税の住所データとを連動させるシステムの構築などの取組みが必要と思われるが、制度面や運用面での課題も多く、将来的な課題といえる。</p> <p>したがって、島根県においては、引続き前記周知を継続するとともに、前記システムに関する調査、研究をされることを求める。</p>		

No.	18-63	部局名	税務課
概要	執行停止中の滞納者の財産調査が不十分である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	島根県は、過去の滞納処分の執行停止の取消の件数について把握していない。執行停止の要件が消滅した場合は、納税者間の公平の観点からは、執行停止を取り消すべきである。については滞納処分の執行停止をした滞納者については、定期的に財産調査を行うべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	執行停止中の滞納者の情報については、3 年の消滅期日の半年前にリストを執行機関に送付し、執行機関において改めて財産調査を行い、財産の保有、生活状況の改善が表見された場合は執行停止の取消処分を行うとしている。今後は、より適正な事務処理に努めるとともに、執行機関が行った処分の取消について報告を求めるなど実態把握に努める。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成 19 年度から、県税に関わる各地方機関の納税課長等が出席する徴収対策会議において前年度の執行停止処分状況についても報告しており、その中で停止、取り消し、消滅それぞれの件数・金額を集計して説明している。</p> <p>また、消滅時効半年前のリストを配信し、執行停止中の停滞案件については、滞納者の資力、所在等を調査し、停止条件に該当しなくなったときは取り消すこととしている。</p> <p>平成 25 年度執行停止処分の取り消し状況は、現年度課税分が 1 件 35 千円、滞納繰越分が 10 件 370 千円であった。</p> <p>東部県民センターの実地調査において滞納処分の停止決議書・滞納処分の取消決議書の現物を確認したところ、預金調査・生保加入状況調査等の継続した財産調査により執行停止の取消を行った事案を確認した。</p> <p>以上より、定期的な財産調査による執行停止中の滞納者の実態把握に努めており措置状況に問題はなかった。</p>		

No.	18-65	部局名	税務課																																								
概要	特例滞納制度の有効活用をすべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況																																										
指摘事項・意見区分	区分なし																																										
前監査人の見解	島根県は、平成 17 年度から、個人住民税の高額滞納事案を市町村から引き継いで徴収する特例滞納整理を実施している。この特例滞納整理により、平成 17 年度は、13 件、総額 10,658,000 円の徴収を行うなど実績を挙げた。この制度の有効な活用を望む。																																										
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度																																									
	地方税法第 48 条に基づく特例滞納整理を平成 17 年度の導入以来、各市町村に認知され積極的に活用されるようになり、平成 18 年度においては、14 市町から 349 件、滞納金額 48 百万円余を引き受け、約 16 百万円を徴収している。																																										
	現監査人の見解																																										
是正済みか否か	是正されている																																										
今後の改善の余地	なし																																										
指摘事項・意見区分	—																																										
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>この特例滞納整理制度の県のメリットは県が個人住民税の滞納事案について直接徴収できることにある。</p> <p>年度ごとの引受市町数及び徴収金額は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市町数</th> <th>引受件数</th> <th>引受金額</th> <th>徴収等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>14 市町</td> <td>1,364 件</td> <td>58 百万円</td> <td>17 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>14 市町</td> <td>1,150 件</td> <td>48 百万円</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>14 市町</td> <td>1,046 件</td> <td>45 百万円</td> <td>13 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>15 市町</td> <td>618 件</td> <td>32 百万円</td> <td>16 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>13 市町</td> <td>554 件</td> <td>23 百万円</td> <td>9 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>10 市町</td> <td>281 件</td> <td>11 百万円</td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>11 市町</td> <td>234 件</td> <td>10 百万円</td> <td>2 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上が年度ごとの数値であるが、年々減っている原因として、個人住民税以外の滞納がある場合は市町村が回収する必要があるものもあり、引継ぎをせず市町村が独自で回収するものが出てきたことによる。また、個人住民税の滞納対策として、島根県では特例滞納制度以外に、税務職員の相互併任制度や、市町村との徴収対策会議等により滞納額の縮減に努めていることも、引受件数が減少してきている要因でもある。なお、特例滞納整理の対象とならない個人住民税以外の滞納があるケースについては、税務職員の相互併任や徴収対策会議での検討などで対応を行っている。</p>			年度	市町数	引受件数	引受金額	徴収等金額	平成 19 年度	14 市町	1,364 件	58 百万円	17 百万円	平成 20 年度	14 市町	1,150 件	48 百万円	19 百万円	平成 21 年度	14 市町	1,046 件	45 百万円	13 百万円	平成 22 年度	15 市町	618 件	32 百万円	16 百万円	平成 23 年度	13 市町	554 件	23 百万円	9 百万円	平成 24 年度	10 市町	281 件	11 百万円	3 百万円	平成 25 年度	11 市町	234 件	10 百万円	2 百万円
年度	市町数	引受件数	引受金額	徴収等金額																																							
平成 19 年度	14 市町	1,364 件	58 百万円	17 百万円																																							
平成 20 年度	14 市町	1,150 件	48 百万円	19 百万円																																							
平成 21 年度	14 市町	1,046 件	45 百万円	13 百万円																																							
平成 22 年度	15 市町	618 件	32 百万円	16 百万円																																							
平成 23 年度	13 市町	554 件	23 百万円	9 百万円																																							
平成 24 年度	10 市町	281 件	11 百万円	3 百万円																																							
平成 25 年度	11 市町	234 件	10 百万円	2 百万円																																							

以上より、県は特例滞納整理制度を継続して活用しており、また、その他の取組みにより滞納額の縮減に努めている。今後も継続して滞納額の縮減に努めていただきたい。

## 第 5 章 平成 19 年度監査について

商工労働部における補助金及び貸付金について

No.	19-01	部局名	観光振興課
概要	<p>公益社団法人島根県観光連盟（以下「観光連盟」という）の県との役割分担を明確化すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>観光連盟と島根県商工労働部観光振興課について、観光連盟の定款に記載された事業内容と、観光振興課の平成 18 年度行政評価結果による実施事業とで、事業内容が重複しているものが多々ある。また、人員の面から見ても、実質的には観光振興課の観光宣伝グループ等も一体となって県の観光振興活動を行っている状況にあり、民間から選任された理事等が主体となった観光連盟独自の事業活動は、現在ほとんど行っていない。</p> <p>このような事業状況によれば、観光連盟が県から独立して存在している意義は薄いといえ、県として観光連盟の役割を明確化して観光振興活動を行っていかねば、業務執行が不効率化するおそれがある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	<p>観光連盟については、県や観光関連団体との役割分担を再点検し、連盟が担うべき役割を明確化した上で、自立した組織となるよう、事業及び組織人員及び財源を含めその在り方を検討中であり、今年度中に結果を出す予定である。</p>		
	措置年度	平成 21 年度	
	<p>H20 年度において、組織の在り方及び県・連盟の役割分担について、整理を行った。（H20 年度事務事業見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県・連盟の役割分担整理</li> <li>○事務事業見直し</li> <li>○組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員の兼務解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>専務理事（観光振興課長兼務⇒非常勤専務理事任用 H21]</li> <li>事務局長（観光宣伝 GL 兼務⇒プロパー職員からの登用 [H22]</li> </ul> </li> <li>・臨時職員（2）⇒専門性のある嘱託職員に（経理 1、WEB 1）</li> </ul> </li> </ul>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の	<p>県は、措置を受けて、H22 年度から 23 年度にかけて外部有識者を加えた「島根県観光連盟のあり方検討委員会」を設置し、観光連盟の在り方について検討した。その結果、現在の基本的な役割分担は次のようになっている。</p>		



内容	<p><b>【観光連盟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 誘客宣伝活動</li><li>・ 観光資源の育成（ガイドの育成など）</li><li>・ 観光業界の人材育成（若手の経営者の研修など）・ 情報提供</li><li>・ 民間事業者の取組支援・ 調整</li></ul> <p><b>【県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光振興施策の立案・ 管理</li><li>・ 関係団体の取り組み支援や総合調整（市町村を越えた観光組織の調整）</li><li>・ 情報発信・ 国際観光など全県共通の取組</li><li>・ 観光情報の収集、調査</li></ul> <p>上記の役割分担の趣旨は、県は主に情報収集、立案、調整など企画の役割、観光連盟は実際の誘客宣伝、業界の人材育成、事業者支援と実働的な役割であると読み取れる。県によると、プロパー人員が存在しており、人事異動の心配がないため、観光連盟には、特に教育旅行（修学旅行）先を島根県に誘致する営業活動など、何年もかかる外部との関係構築をお願いしているとのことである。また、上記検討委員会の報告では、行政組織に比べより迅速な意思決定、柔軟な実行ができるとされている。この専門性、継続性、機動性が独立して存在する意義ということであろう。その意味で当該役割分担には特に違和感はない。ただ、2つの組織が併存する状態では今後も必ず役割分担の議論がついて回ることになるため、定期的に組織の在り方を検討する必要がある。その場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 官で担うべき機能は何か、民間に委ねられる機能はないか、また不要な機能はないか</li><li>② 役割分担がその時代に合ったものになっているか</li><li>③ グローバルな観点から島根での観光消費を最大化できるかなどの観点から検討を重ねられることを望む。</li></ol>
----	--

No.	19-05	部局名	観光振興課
概要	観光連盟を軸とした効果測定に関する尺度の設定がなされていない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	「観光連盟」を軸とした効果測定に関する尺度の設定はなされていない。 県の観光プロモーション活動を行っている人員が、観光振興課と観光連盟の両者に在籍しているため、県の観光振興施策について、その投入した直接コストと効果を対応させた効果測定が困難な状況にあり、投入したコストに見合った効果の有無を測りたい現在の体制は問題があると言わざるを得ない。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	観光連盟の事業については、県との共同事業及び委託事業のウェイトが大きく、現在、事業及び組織人員、財源を含めその在り方を検討中であり、その結果を踏まえて設定する。		
	措置年度	平成 21 年度	
観光連盟は、県と役割分担した上で、共通の目標である観光入り込み数、観光消費額の増加に向かって事業に取り組んでいる。連盟の役割分担については、H20 年度に整理を行ったところであるが、連盟単体での効果測定には、困難を伴うことから、間接的な指標である、エージェント等への訪問宣伝動の回数、観光 WEB ページの閲覧数、他県と比較した台湾人観光客の伸び率等を用いることとした。			
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>【19-01】で述べたように、依然として県と観光連盟両方に観光振興機能が分散しており、そのために、補助金の評価指標が定めにくい状況は変わっていない。</p> <p>ただ、両方で分担している現在の形であっても、観光振興課の person 費、その他の経費と観光連盟補助金のトータルでその効果指標と対比され、効果・効率性が判断されているならば、さほど問題がない。その点はどうなっているのだろうか。</p> <p>県観光振興課は、H21 年度の措置内容にもあるように、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光入込客延べ数</li> <li>● 外国人宿泊者数</li> </ul>		

- うち、台湾人宿泊者数（中国地方他県との比較）
- エージェント等への訪問宣伝活動回数
- 観光 WEB ページの閲覧回数
- 研修会の数、研修に参加した民間企業の数
- 商品設定の数

といった、間接的な指標をいくつか用いて評価指標としている。補助金の効果として【19-01】で見たような観光連盟の事業の成果を考える場合、このような間接的な指標を組み合わせて見ていくしか仕方がないであろう。

また、投入したコストは観光連盟補助金と県側での人件費であるが、それが対比されている、県の公式の効果測定である「事務事業評価」を見てみることにする（H21 年度と H25 年度を例にとった）。

		H21 年度	H25 年度	増減率
効果 (成果 指標)	観光動態調査結果の 観光入込客延べ数	27,530 千人	36,808.9 千 人	134%
	外国人宿泊客延べ数	22 千人	24 千人	109%
コスト	観光連盟補助金 (人件費)	12,175 千円	24,629 千円	202%
	島根県観光誘致促進 事業負担金(※)	9,319 千円	9,000 千円	97%
	職員給与費	3,408 千円	1,633 千円	48%
	計 (事務事業の総コスト)	24,902 千円	35,262 千円	142%

(※)観光連盟が実施する誘客宣伝や民間取組支援に対して、県が事業費の一部(1/2 以内)を負担するもの

事務事業評価シートでは、投入したコストとして観光連盟補助金のほか、人役計算による職員給与も含まれており、妥当なものであると判断する。また、効果は上記の「成果指標」のように具体的な表形式では示されていないものの、上記以外の間接的な効果についても文章で記載してはあり、コストと効果の対比が図られていると考える。

欲を言えば、県と観光連盟が役割分担しつつも、観光連盟は連盟補助金を通じて事業を実施するわけであり、県単独ではできないが、補助金を拠出することで得られた成果というものははっきりと認識することが必要である。

No.	19-07	部局名	しまねブランド推進課
概要	<p>日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金の公益上の目的が形式上は明示されたが、効果判定指標がそれに沿ったものではない。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	<p>独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金は、同センターの適正な運営等を推進することを目的としているが、同センターの適正なる運営等を推進することにより、いかなる公益上の目的を達成しようとしているかが明らかでない。</p> <p>実際には、ジェトロの適正なる運営等を推進することにより、県内の商工業を振興することなどを目的として本補助金は設置されているとのことであり、その旨を交付要綱に明確に記載すべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	<p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。</p> <p>今後、貿易実績企業数の推移等この目的に対する有効な効果判定方法等を検討する。</p>		
	措置年度	平成 21 年度	
	<p>県内企業の貿易相談対応件数により評価する。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>しまねブランド推進課は、前回監査人の指摘を受けて、同補助金の目的を、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」と目的を変更している。これにより、同補助金により同センターの事業活動を推進することで、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」というように同補助金の公益上の目的が形式上は明らかになったと評価できる。</p> <p>しかし、実際の補助金の効果判定指標としては従前から県内企業の貿易相談対応件数を用いているほか、H19 年度の指摘に従い、セミナーや講座の開催件数、県内商談会の件数、海外展示会の参加企業数等も効果判定指標として用いているが、同補助金の効果判定指標として、これらで充分といえるであろうか。これらの効果判定指標は、同センターの事業活動の成果を現すものであるから、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」とい</p>		

う公益上の目的に対しては間接的であり、どちらかと言えば依然として H20 年度の措置以前の目的である「同センターの適正な運営等を推進すること」に対応している。同補助金が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」ことを公益上の目的とするならば、同補助金の効果判定指標としては、H20 年度の措置状況にも記載されてあるように、県内の「貿易実績企業数の推移」等を用いるのが最適と思われる。

以上のおり、形式的には同補助金の公益上の目的が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」と明らかになっているものの、その効果判定指標は当該目的を真正面から捉えたものではない。したがって、前監査人の指摘に対する措置としては、是正はされているものの不十分と判断した。

No.	19-08	部局名	しまねブランド推進課
概要	境港貿易振興会事業費補助金の公益上の目的が明らかでない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資する」と記載されている。しかしながら、当該事業を円滑に推進する自体を補助金交付の目的とすることは考えられず、この記載では、当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。このため、これについて交付要綱に明確に記載すべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	要綱における本補助金の交付目的を改正し、「境港貿易振興会が行う境港利用促進の事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。 今後、貿易実績企業数の推移等この目的に対する有効な効果判定方法等を検討する。		
	措置年度	平成 21 年度	
境港を利用して貿易を行う県内企業数の推移により効果を判定する。 現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	しまねブランド推進課は、前監査人の指摘を受けて、同補助金の目的を、「境港貿易振興会が行う境港利用促進の事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」と目的を変更している。これにより、同補助金により同事業を支援することで、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」というように同補助金の公益上の目的が形式上は明らかになったと評価できる。 また、同補助金の効果判定指標として「境港を利用して貿易を行う県内企業数の推移」を用いることは同補助金の公益上の目的に合致しており、実際の補助金額については、当該指標を利用して、算定式に従い合理的に算出されており、同補助金の目的と補助金額とが適切に連動していることから、同補助金の公益上の目的が明確になっている。 したがって、前監査人の指摘に対する措置内容として問題はなく、是正されていると判断した。		

No.	19-14	部局名	中小企業課
概要	<p>商店街活性化に関する補助金の効果測定には金額ベースの尺度も必要である。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>○県民との協働による島根づくり事業補助金</p> <p>② 平成 18 年度は商店街の活性化を目的としたフェスティバルのために本補助金が交付された。このため、目的達成度を測定する尺度として入込客数を採用しており、上記目的に照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。ただし、これに加えて金額ベースでの尺度の設定も検討されたい。</p> <p>【平成 19 年度の監査では、①各補助金は、その交付要綱等において、補助金交付の「目的」が特定されているか、②補助金交付による「目的」の達成度を測定するための合理的な「尺度（ものさし）」が設定されているか、③設定した「尺度」により、補助金交付による効果が合理的に分析・測定されているか、の 3 段階の検証を行っている。上記指摘の文頭にある②は、これらのうちのどの検証レベルについての指摘であるかを意味している。】</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	商店街全体の売上の把握等、事業効果の評価方法を検討する。		
	措置年度	平成 21 年度	
	本補助金について、平成 19 年度以降は類似事業の提案はないが、今後提案された場合には、必要に応じ商店街全体の売上等も加え、事業効果进行评估する。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>H19 年度で終了した事業であり、その後の類似事業もないため、是正状況は判断できなかった。</p> <p>そこで、指摘時以後に実施された補助金のうち、大きな意味での商店街の活性化に対する補助金の尺度について、「島根県地域商業活性化支援事業実施報告書」によって調査したところ、目標値として「商店街の売上高」、「地元購買率」、「空き店舗数」、「平日の商店街歩行者通行量」、「開催期間中の各商店来店者数〇%増、または売上〇%増を達成する事業所の割合」などが設定されており、事業内容に応じた効果尺度の設定がなされていると考える。</p>		



No.	19-15	部局名	中小企業課
概要	商店街振興組合指導事業費補助金の効果測定が行われていない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	○島根県商店街振興組合指導事業費補助金 ③ 入込客数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。 (文頭の③の意味については【19-14】の項参照)		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	商店街全体の売上の把握等、事業効果の評価方法を検討する。		
	措置年度	平成 21 年度	
	本補助金について、平成 19 年度以降は類似事業の提案はないが、今後提案された場合には、必要に応じ商店街全体の売上等も加え、事業効果の評価する。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>当指摘は、補助金の効果に関する指摘である。</p> <p><b>【事業ごとの補助事業の総括について】</b></p> <p>まず、中小企業課においては、補助金を基本的に 3 年スパンで見えており、事業ごとに「3 年間の成果と今後の課題」などの形で補助率、補助方法など内容の検討や、補助金の廃止も含めて効果の整理がなされていることが確認できた。また、毎年の予算編成においても、7 月の事前協議段階から財政課とのやりとりがメモ程度ではあるが記録として残っていることは高く評価できる。</p> <p><b>【企業への直接的な監視について】</b></p> <p>個々の補助金 1 件当たりについて見ると、各企業への補助金について、それぞれ「事業実施効果報告書」が出されている。その様式では、事業効果としての達成度と、当初の予定が達成できていない場合は、対応策を記載することになっており、県のしくみとしては効果の評価と対応ができるようになっている。ただ、多くの補助金では市町村が間に入っており、目標値についても市町村が設定しており、補助金効果の評価には市町村との連携が重要である。県は企業の提出してきた資料について直接の監視を行っていないため、数値の信頼性については市町村に大きく依存しているが、市町村も補助金を 1 / 2 負担していることから、企業への評価は充分行っているものと推</p>		

測され、不正や癒着など虚偽報告の恐れは低いと思われる。それよりも、さらに補助金の効果を上げるしくみとして、補助金の効果が薄いと感じた特定企業に対しては、市町村と合同で現地調査・指導を行えるよう、要綱等で明確にしておくべきである。今後とも県としての積極関与の姿勢を期待したい。

No.	19-17	部局名	中小企業課
概要	<p>島根県商店街振興組合指導事業費補助金の評価尺度のを精緻化すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>○島根県商店街振興組合指導事業費補助金</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として開催回数・参加者数を採用している。しかしながら、この尺度だけでどれだけ「地域経済の健全な発展に寄与」したかを補捉するのは困難と思われる。</p> <p>(文頭の②の意味については【19-14】の項参照)</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 20 年度	
	<p>短期的には尺度として開催回数、参加者数を採用せざるを得ないと考えているが、中長期的な効果を測定する尺度として組合の組織率等による検証を検討する。</p>		
	措置年度	平成 21 年度	
<p>地域経済の健全な発展とは、商店街振興組合を代表とする事業者の経済活動の活性化とそれを通じた地域活動の活性化を想定しており、それを図る指標としては地域全体の商品販売額、あるいは事業者ないし顧客の満足度などが考えられる。</p> <p>ただし、こうした成果は研修事業や調査事業といった事業の性質上、単年の事業の結果としてとらえることは困難である。短期的には研修の開催回数・参加者数をもって評価してきたが、島根県地域商業再生支援緊急対策事業と同様、事業の対象者である商店街振興組合等において研修事業等を通じ商店街活性化に向けた新たな取り組みの掘り起こしを目指すものであり、客観的に測定しうる指標としては、同事業の成果指標（同事業の利用件数）に含めるべきものとする。</p> <p style="text-align: center;">現監査人の見解</p>			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>H23 年度で終了した事業であり、その後の類似事業もないため、是正状況は判断できなかった。</p> <p>19-14 と同様の結論とする。</p>		

## 第 6 章 平成 20 年度監査について

1. 島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関することその他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為
  
2. 外郭団体の資産運用

平成 20 年度は上記のとおりテーマは 2 つであるが、内容は分割されていないため、2 つのテーマを区別せず、まとめて記載する。

No.	20-01、20-23	部局名	財政課、中小企業課
概要	信用保証協会を連結バランスシートの連結対象としない理由が明確ではない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>20-01（財政課） 「島根県連結バランスシート」の正式実施の際には、信用保証協会を「連結バランスシート」の連結対象としない理由を明確にする必要がある。</p> <p>20-23（中小企業課） 現在のように「基本財産分の県の出資額」を出資比率として表示する際には、誤解がないように、県としては、注記などにより、県で用いている「出資比率」の意味内容及びその数値を用いる理由を説明するべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 21 年度	
	<p>20-01（財政課） H20 年度決算分からは、出資比率の定義等についても明示する。</p> <p>20-23（中小企業課） 島根県信用保証協会の基本財産について、島根県の出資額に係る出資比率を表示する際には、注釈等によりその計算方法等について説明を付すこととする。</p>		
	措置年度	平成 22 年度	
	<p>20-01（財政課） H20 年度決算分から記載を行った。</p> <p>20-23（中小企業課） 説明を付すこととしている。（現在までのところ、そのような場面がなく実績なし）</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	指摘事項		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>「島根の財政（平成 26 年度版）」には、「9. 島根県の財務 4 表」の中に連結財務 4 表の対象会計範囲が記載されており、その脚注に、 『出資比率が 50%以上の法人は、すべて連結対象』 『出資比率が 50%未満の法人は、県の関与の度合いに応じて判断』 『出資比率とは、各団体の基本財産に対する県出資金の割合をいう』 と連結対象範囲の基準と出資比率の定義が記載されている。県は、これが信用保証協会を「連結バランスシート」の連結対象としない理由を明確に記載したものであるが、この記述に信用保証協会という名称を記していない点のみ</p>		

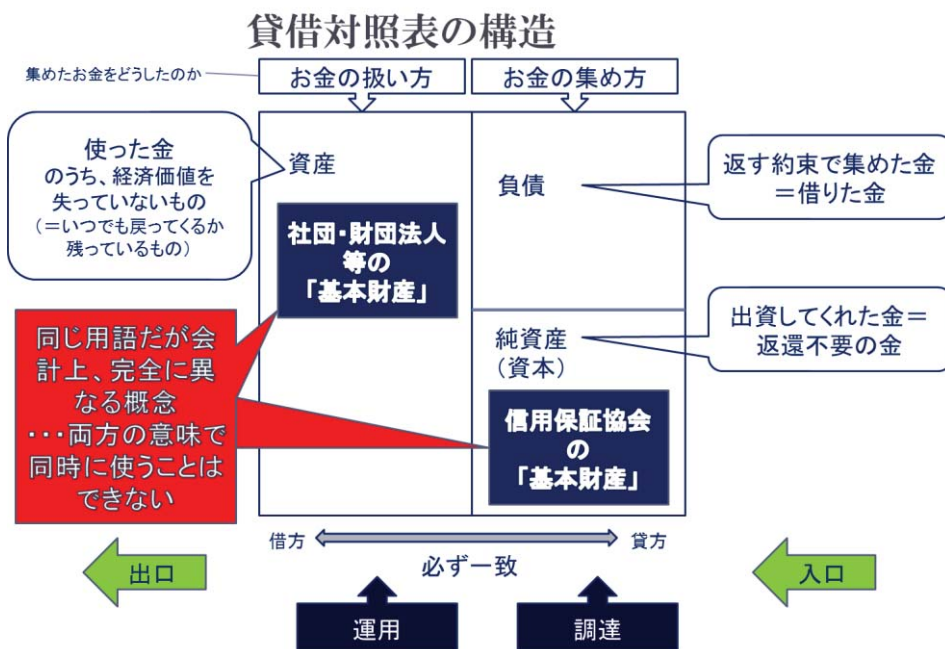
をもつても、理由を明確に記載したものとは言えないであろう。

ただ、これが理由の記述であるとしても、内容的には認めがたい。

まず第 1 に、「基本財産」の根本的な概念が異なる。「基本財産」の定義は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、「目的事業にとって不可欠な財産として定款で定める財産」である。つまり、貸借対照表の「資産の部」に計上される運用サイドの概念である。公益法人は一般社団・財団法人の特殊形態であるから、県の出資団体の多くがこの定義に当てはまることになる。

これに対し、信用保証協会では、基本財産は「県他から受けた出資額（基金）」と「過去の収支差額の累計（基本準備金）」とで構成される。つまり、一般企業の会計でいう「純資産の部」に計上される調達サイドの概念である。

「基本財産」が貸借対照表のどこの部分に来るか、でさえ、信用保証協会と他の団体では扱いが根本的に異なる。

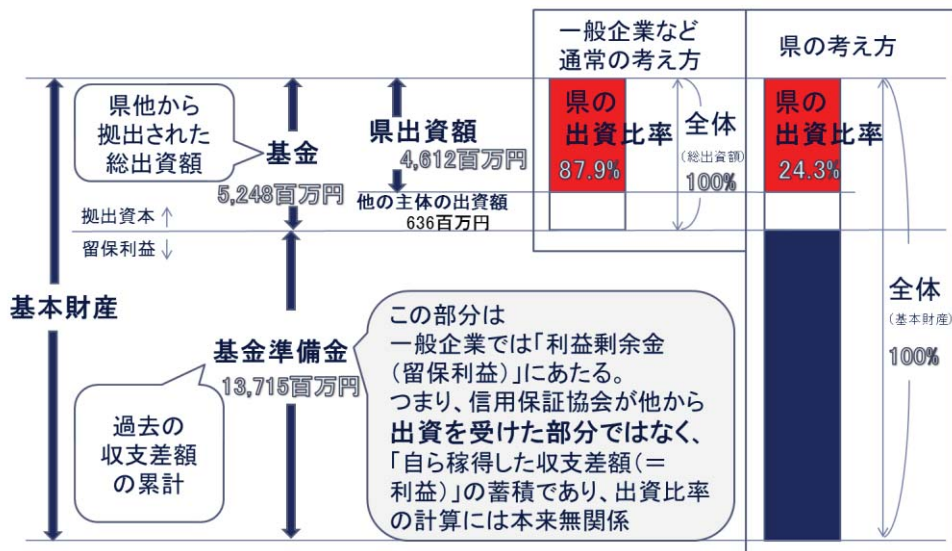


第 2 に、出資比率の概念が異なる。県出資団体では多くの場合、「基本財産」の財源は県などの寄付者から受け入れた指定正味財産を充当している。つまり、純資産側から見れば出資金とほぼ同じと考えることができる。それをを用いた出資比率は「県の出資額／総出資額」となる。

これに対し、信用保証協会では、「基本財産」は「県他から拠出された出資額（基金）」と「過去の収支差額の累計（基金準備金）」とで構成される。つまり、出資比率の分母に出資金以外のものが含まれている。「過去の収支差額の累計（基本準備金）」とは、一般企業の会計でいえば、自ら稼得した利益の累積である「利益剰余金」である。それをを用いた出資比率は「県の出資額／総出資額＋利益剰余金」ということになる。このような利益剰余金が含まれる基本財産を

分母に出資比率を計算することは上記の他の団体の計算や一般企業など通常の考え方と大きく異なる。H20 年の指摘でも論証されているように、基金準備金によって「出資比率」は低くなる（現在 24.3%）のみならず、県が何もしなくとも、信用保証協会に対する「出資比率」は、毎年度変動することになる。

### 出資比率概念の違い



このように、県が法律上も経済実質上も、概念が統一されていない「基本財産」の用語を、何らの説明もなく、県民に対する情報提供の範囲である連結の対象とするか否かを画する基準に用いていることは不適切である。県民に対し県の財務情報を提供するにあたっては、この概念の統一と連結対象範囲の基準について十分な説明が必要である。

一方、出資比率の計算如何に関係なく、信用保証協会の業務内容が県の行う行政サービスとはかなり異なり、資金量など資産規模も大きいため、連結をすることでかえって県民をはじめ利害関係者に誤解を与えるので信用保証協会を連結対象にしないという考え方もある。利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため子会社を連結の範囲に含めないことは、一般企業でも条件は非常に限定的ではあるが行われていることであり、もしそれが理由であればその旨を理由として開示すればよいことである。

これらのことから、県は、次のいずれかの措置を取るべきだと考える。

- ①出資比率の定義を「団体に対する拠出された出資額（総出資）に対する県出資金の割合」とし、その計算によると出資比率が 80%を超えることになると信用保証協会を連結対象に含めること。
- ②出資比率に関する定義を①のとおり変え、出資比率が 80%を超えると認識したうえで連結対象にしないなら、上記のような実質的な理由を記載すること。



③出資比率に関する定義を変えず、信用保証協会をあくまで連結対象としないなら、「島根の財政」の連結財務 4 表の対象会計範囲についての部分で、「信用保証協会を連結対象としない理由（県の関与度合いが低いことなど）」を記載すること。なお、この際は H20 年度に中小企業課に対し指摘されているように、「その数値を用いる理由を説明すべき」である（この点はこれまでいっさい措置されていないことを改めて指摘しておく）。

なお、平成 26 年 1 月に総務省より通知された「連結財務書類作成の手引き」において、特別法による法人である信用保証協会についての扱いは明記されていないが、県が総務省に確認したところ、信用保証協会を個別に対象外とすることはなく、つまり「第三セクター等」と同様の取扱とする、との回答であった。県は従来から、連結の検討にあたっては、基本どおり総務省の手引き等に沿って運用する方針であるから、そこでどのようなことが記載されているかが問題となる。

総務省の手引きでは「財団法人等に関する出資割合については、（中略；「法令」）に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。」とされている。県はここでも「県の出資比率は、総務省の手引きに従い、あくまで団体の「基本財産」に対するものとし、島根県信用保証協会も例外としない。」とする。理由は「県において、団体に対する県の出資等比率は団体の基本財産に対する県の出資等の割合としており、島根県信用保証協会もこれによって比率が算出されている。」とのことであった。もう繰り返すまでもないが、会計的に不統一の「基本財産」の語を用いること、特に信用保証協会の「基本財産」のみが他と異なる概念であることを考えれば、この理由は県が信用保証協会を「例外として扱う」理由に他ならない。上記提案した①～③のいずれかの対応をしていただきたい。

No.	20-02	部局名	財政課
概要	信用保証協会に関する県の将来負担の可能性を明確に公表すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	債務負担行為一覧に加えて、信用保証協会に関して県の将来負担の可能性を例えば注記という方法によって説明する必要はある。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 21 年度	
	平成 20 年度決算分から、債務負担行為明細書に財政健全化法に基づく将来負担比率算定のために算出する「設立法人の負債の額等に係る一般会計等県負担見込額」を追記する。		
	措置年度	平成 22 年度	
	H20 年度決算分から債務負担行為明細表において、「設立法人の負担の額等に係る一般会計負担見込額」を追加した。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>一般に公開し、県の web サイトからも入手できる「債務負担行為明細表」に、将来負担の可能性をとして、「最大」どのぐらいの負担があるかを「損失補償」として公表している。この数値は議会で議決されている。一般企業会計における「引当金」つまり可能性の高い合理的見積もり額であり、より現実的な数値である「一般会計等負担見込額」も、以下のとおりの計算式を示して記載しており、指摘内容は是正されたものとする。</p> <p>『一般会計等負担見込額＝損失保証債務残高×平均残存年数×前年度の損失補償実行率』</p>		

No.	20-14、24-54	部局名	土木総務課
概要	<p>土地開発公社（以下、この項において公社と称す）は借入返済を優先すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>20-14</p> <p>＜資産運用と借入金のバランスを考慮すべきと思われることについて＞</p> <p>公社の 100%出資者であり、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。</p> <p>（24-54 も同様の指摘であり、この項にまとめた。）</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 21 年度	
	準備金の多くを長期借入金の借入利率よりも高い利率の有価証券で運用することとしている。		
	措置年度	平成 25 年度	
<p>公社の組織運営上必要な管理部門の経費等については、県からの補助金の交付を受けることなく準備金の運用益を充当しており、なお不足する分については、準備金を取り崩して不足分の補填に充当しているのが実態である。</p> <p>公社は、資金運用にあたっては資金需要を把握し資金計画にミスマッチが生じないように努めている。</p> <p>現在、県としても公社の資金運用について、長期国債の運用リスクがあることを踏まえて、適切に判断しているが、今後も一層努めていきたい。</p> <p>現監査人の見解</p>			
県の措置・対応状況の妥当性		是正されていない	
今後の改善の余地		なし	
指摘事項・意見区分		—	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>公社では、現在、市中銀行からの借入を減らして、県からの借入を増やす傾向にある。また、長期借入金の一部を土地開発基金からの借入に切り替えるなど、利息抑制を図っている。措置されていないがやむを得ないと判断する。</p> <p>ただし、このような方策は結局県財政への負担となり、運用についても超長期国債（20 年）での運用を強いられており、金利変動による価値下落のリスクが高い点には十分注意が必要である。</p> <p>（公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17-21、33、34】の項にまとめている。）</p>		

No.	20-15、20-17	部局名	土木総務課
概要	島根県土地開発公社（以下、この項において公社という）の在り方を検討すべきである。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p><b>20-15</b>          &lt;留保所得を将来の欠損填補に充当する姿勢について&gt;          県トータルとして利払いを減らして県の手元に残るお金を増やすという発想が必要ではないか。</p> <p><b>20-17</b>          &lt;土地開発公社につき方向性を明らかにする必要があることについて&gt;          県は、公社のあり方について早急に検討し、今後の方向性を明らかにする必要があるのではないだろうか。さらなる検討をお願いしたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 21 年度	
	土地開発公社が行う業務や組織体制のあり方等について集中的に検討し、その中で土地開発公社が中長期的に保有すべき準備金の額についても検討していくこととしたい。		
	措置年度	平成 22 年度	
	現在、県の用地取得業務のあり方について検討を進めており、この中で公社業務の方向性、組織体制等について検討している。		
	措置年度	平成 23 年度	
	現在、県の用地取得業務を公社に委託することについて検討しているところである。		
	措置年度	平成 24 年度	
	H23 年度「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」において、H24 年度から公社職員の県への出向による体制を実施、当面 3 年間を評価期間とし、組織運営を検討している。		
	措置年度	平成 25 年度	
平成 24 年度からの評価期間 3 年の平成 26 年度に向けて、公社職員の県への出向体制、経費負担等の組織運営を引き続き検討している。			
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び	【17-21、33、34】と同じである。 なお、平成 21 年度以降、政策企画監室が是正措置を每期検証しているこ		

結果・意見の 内容	とは高く評価できる。 （公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17・21、33、34】 の項にまとめており、引き続き検討が必要である。）
--------------	---

No.	20-21	部局名	農畜産振興課
概要	退職資金として資金を固定化する必要はない。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	必ずしも余剰資金があるわけではない財政状況において、従業員の将来の退職金支給のために退職金以外の用途での取崩しはできない積立をして、資金を固定化する理由は見受けられない。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 19 年度	
	食肉公社としても、資産と負債のバランスを考慮することは重要と認識しているが、当該積立を行っている共済の制度上、解約等による資金調達が直ちには困難であることから、当面は毎年度の積立を停止し、退職給付引当負債の増加による資産と負債のバランスの回復に努めている。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前監査人の指摘の趣旨は、職員の退職給付のための資金以上の資金を退職資金として積み立てることによる組織の資金の硬直化を防ぐこと及び資金の有効活用を図るべきことにあると考えられる。</p> <p>確かに、指摘の当時は退職給付引当金の倍以上の金額が退職資金として貸借対照表上の資産として計上されており、退職資金以外の用途での取り崩しはできないこととされていた。そもそも資産計上されていた退職資金は島根県農協職員共済会の共済契約に基づき積み立てられたものであったが、島根県農協職員共済組合はその後解散し、全額が返還された後、全国共済会へ制度を引き継いでいる。この際の全国共済会の再計算により積み立てた金額は貸借対照表上で負債に計上されている退職給付引当金を下回っており、過大な退職資金が積み立てられているという状況は解消されている。直近の貸借対照表を閲覧した結果においても資産の部に計上されている退職資金が負債の部に計上されている退職給付引当金の額を下回っている。</p> <p>すなわち、退職金制度変更により再計算を行った結果、引当金を大幅に上回る退職資金が積み上がっている状況は結果的に解消されている。したがって、前監査人の指摘の趣旨に沿った結果が実現されており、問題はないと考える。今後も資産と負債のバランスを考慮した組織運営に努めていただきたい。</p>		

No.	20-24	部局名	港湾空港課
概要	資金運用規定の制定が望ましい。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	資金運用規定が制定されていないため、制定することが望ましい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	資産運用は預金及び国債であり、社長決裁後取締役会へ報告を行っている。検討の結果、多様な資金運用を行うことは考えられないため、運用規定の制定は行わないこととする。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>出雲空港ターミナルビル(株)は、措置状況において、多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、これが資金運用規定を制定しない理由にはならない。そもそも資金運用規定は、組織が資金運用を行う上で必要な手続き・方針を定めることによって、当該組織の金融資産を安全かつ健全に管理し、資産の適切な保全を図るために必要なものであり、担当者の判断の拠り所になるものでもある。</p> <p>確かに、出雲空港ターミナルビル(株)は金融資産としては預金を保有しているのみであり、この点のみを考慮すれば資金運用規定制定の必要性はさほど高くないとも言える。しかし、預金のみを持ち続けるにしてもペイオフの対策を考える必要があり、さらに今後会社を取り巻く状況の変化に伴い他の金融資産で資金を運用する可能性がないとは言えない。そのような状況に直面した際にどのような方針及び手続きを経るかを会社内部のルールとして明文化しておくことは必要であると考えられる。</p> <p>今回のヒアリングでは、資金運用を行うことになれば社長決裁後取締役に報告することになっているとの回答を得たが、そのような内部の判断過程及び承認手続きが存在するのであれば、その手続きを明文化しておくことが望ましい。</p> <p>会社の実情に応じた資金運用規定の制定について検討していただきたい。</p>		



No.	20-25	部局名	港湾空港課
概要	資金運用規定の制定が望ましい。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	運用資産は預金及び国債のみなので、現時点で運用規程がないことについて問題が発生しているわけではないが、制定が望ましいものである。さらに今後、多様な資産運用が行われる場合においては、資産運用方針や決定手続の規程を制定する必要がある。資金運用規定が制定されていないため、制定することが望ましい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 21 年度	
	多様な資金運用を行うことは考えられないため、規程制定に向けては、考えていない。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	指摘事項		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>石見空港ターミナルビル(株)は、出雲空港ターミナルビル(株) 同様、措置状況において多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、出雲空港ターミナルビル(株) と異なり、預金及び国債のみならず株式まで保有している。にもかかわらず、多様な資金運用をすることを想定していないというのは理解できない。また、前回の監査報告書において、「リスクの少ない効率的な運用を行う」という資産運用方針が記載されていることと、今回株式を保有しているという点で矛盾を感じざるを得ない。確かに株式を保有することがそのままハイリスクにつながるものではないが、株式は一般的にリスク資産と言われるように、国債等とは異なり、元本回収が保証されない金融資産である。</p> <p>今回のヒアリングでは、昨年 6 百万円の ANA 株を購入したが、あくまでも株主優待券での出張利用が目的であり株の売買目的ではないこと、また定例取締役会で報告もしているとの回答を得たが、売買目的であろうが株主優待目的であろうが株式というリスク資産に投資していることに何ら変わりはない。また、定例取締役会に報告しているとはいえ、事後の手続に過ぎない。6 百万円という金額は、石見空港ターミナルビル(株) の財政状態及び経営成績に照らして決して僅少な金額ではない。</p> <p>資産運用の重要性を認識し、根本的な資金運用の方針並びに資金運用にあたっての事前・事後の手続を明確にし、社内ルールとしての資金運用規定を制定していただきたい。</p>		

## 第 7 章 平成 21 年度監査について

### 1. 債権の管理・回収について

No.	21-06	部局名	審査指導課
概要	債権管理の改善策等を実行管理するためには、実行管理を行う組織を設置するなどの措置が必要である。		
前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況			
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>貸付金管理事務に関わる不適切事案についての『改善措置』（平成 21 年 3 月 5 日に業務点検委員会が発足した）では、改善策の実行管理を行う部署は明確に示されておらず、『改善措置』を作成した業務点検委員会が実行管理を行うものともされていない。業務点検委員会以外では、改善策の実行管理を担うことが期待されるのは『島根県債権管理連絡会議』であろうが、同連絡会議の本会議は 1 回しか開催されておらず、しかもその議論の主眼は、実行管理の点にはない。</p> <p>一方、出納局において、『債権管理チェック項目（自主点検用）』を利用した自己点検の要請と結果のとりまとめや会計検査等が行われているものの、出納局に『改善措置』記載の改善策の全てを管理監督する権限が明確にあるわけではない。</p> <p>改善策を実行し、確実に業務改善が行われるようにするには、実行管理を行う組織を設置するか、または既存の部課、組織に明確に実行管理のための権限を付与すべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>この度、債権管理に関する重要事項を全庁的な観点から審査・協議を行う機関として新たに「島根県債権管理会議」を本年 7 月に設置（会長＝副知事、委員＝各部局長、専門部会＝関係各課長）したところである。</p> <p>この「島根県債権管理会議」において、改善策の実行管理など債権管理の適正を期すための全庁的な取組に努めていく。</p> <p>なお、改善策の実行は、各部、各課の責任において行うが、今後、債権管理事務が適正に執行されるよう、出納局が会計検査等により点検及び指導していく。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査を受けて、島根県は、平成 22 年 7 月に「島根県債権管理会議」を設置した。</p> <p>同会議は、①県が有する債権の状況の把握、②適正な債権管理の全庁的な取り組み、③権利放棄を議会に提案する案件の審査、④債権管理業務の一部</p>		

を外部委託する債権の要件の各々に関する事務を所掌し、全庁的な観点から債権管理の適正化に着手した。特に、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で集中取組期間として、債権管理体制の強化（債権管理を行う嘱託職員が 5 課で 6 名増員された）や債権回収業務の外部委託等を実施した。

その結果、平成 22 年度の島根県の債権の現在額が 612 億 7300 万円であったのに対し、平成 25 年度の島根県の債権の現在額は 568 億 6100 万円となり、44 億 1200 万円減少した。

これは、「島根県債権管理会議」の主導のもと、全庁的に債権管理の適正化に向けた取り組みを行った結果と思われる。

なお、「島根県債権管理会議」のもとには、債権管理に関する課題や個別の案件の協議、調整等を行うための専門部会が置かれた。また、「島根県債権管理会議」の事務局は出納局に置かれ、出納局は、各所属の債権管理状況の把握や事務処理手続きの統一化、必要な調整等を行い、各所属における債権管理事務を支援している。

このように、全庁的に債権管理の適正化に向けた取り組みを行うための組織体制が構築され、それらが効果的に機能している。

島根県は、現在も、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で第 2 次集中取組期間として、引続き債権管理の適正化を強力に進めているところである。

したがって、前監査人の指摘に対する措置状況としては問題がなく、是正されていると判断した。

No.	21-11	部局名	審査指導課
概要	<p>適切かつ効率的な貸付金回収業務の実施のためには、「貸付金管理回収業務」を一括して総務課（予算主管課）で行うなど、担当課の抜本的な見直しも検討すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>貸付金事業の事務は、「貸付実行」「貸付実行後の債権管理」の 2 段階に分けて考えられる。</p> <p>現在は、医療対策課に限らず、全ての部課において、貸付実行の担当課が、貸付金管理回収業務も行っている。</p> <p>それ自身が必ずしも問題であるとは言えないが、今回の不適切事案が発生した原因である担当者の職務怠慢は、「債権管理」より優先度が高い業務が他にあることにより「債権管理業務」が後回しになり、後回しにされた結果、ますます行われなくなるという悪循環が招いたものともいえる。</p> <p>貸付が必要な人に対して貸付をすることは担当課の他の業務とのつながりが深いが、貸付の後の貸付金管理回収業務は、担当課の他業務と比べるとかなり異質である。このことから担当課が、貸付金管理回収業務も行うことには相当のストレスを伴うのではないかと思われる。</p> <p>健康福祉総務課と人事課が行った、関係者事情聴取の記録を閲覧したところ、債権管理のあるべき体制について『債権管理自体は看護師確保対策とは事務の内容が違うので、債権管理マニュアルやノウハウのない未熟な事業課がやるよりは、ノウハウのある部署が一括管理したほうが良い』との意見もあった。</p> <p>部単位で、さらには、県全体で、貸付金事業を見ると、相当数の貸付金がある。これらの多数の貸付事業における管理回収業務を、各部の総務課（予算主管課）で一括して行うならば、各担当課がそれぞれ管理回収業務を行うよりも効率的でもあり、また、ノウハウも蓄積できるのではないか。『改善措置』の改善策に記載されている「チェック体制の構築」も重要であるが、業務改善のひとつとして、例えば部ごとに「貸付金管理回収業務」を一括して総務課（予算主管課）で行うなど、担当課の抜本的な見直しも検討すべきであると考えます。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>貸付金はそれぞれが個別の政策目的を持ち、また、貸与者・被貸与者や貸与の基準等も千差万別であることから、「貸付業務」と「回収業務」を分離し、「回収業務」のみを一括して行うことは業務の実態に即しておらず、必ずしも適当・効率的ではないと考えているので、担当課の抜本的な見直しは現在</p>		

	<p>予定していない。</p> <p>しかしながら、貸付金の回収を適切に行うことは極めて重要なので、島根県債権管理会議において、</p> <p>① 債権管理マニュアルの策定・見直し・各所属において個々の業務に即したマニュアルを策定など</p> <p>② 債権管理業務の一部の外部委託化など</p> <p>実効性のあがる方策を検討しているところである。</p>	
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度
	<p>島根県債権管理会議が主導し、改善策の実行管理など債権管理の適正を期すための全庁的な取組に努めているところ。</p> <p>① 債権管理マニュアルの策定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利の放棄の提案基準」、「不能欠損として整理できる基準」の作成</li> <li>・各所属において個々の業務に即したマニュアルの作成</li> </ul> <p>② 債権管理業務の一部の外部委託</p> <p>③ 弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業などの取り組みを実施した。</p>	
現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、平成 22 年 7 月に、全庁的に債権管理の適正化を推進するために、「島根県債権管理会議」を設置した。そして、同会議の主導のもと、各所属の債権管理体制の強化や債権回収業務の外部委託、債権管理マニュアル等の策定、弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業等を実施し、債権の現在額を平成 22 年度から平成 25 年度までで 44 億 1200 万円削減した。</p> <p>しかし、島根県は、平成 25 年度末において、依然として 568 億 6100 万円（うち未収金 19 億 5600 万円）もの多額の債権を有しており、より効率的、効果的な債権回収に向けた見直し等が必要と思われる。</p> <p>また、島根県出納局が未収金を有する各所属に対して実施した平成 26 年 8 月及び 11 月のヒアリング調査によれば、①全ての未収金回収業務を一元化することについては、「完納まで生活指導が付随しており、一元化による機能的な回収は不可」、「債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要で一元化は不可」、「基本的に経済状況が厳しい人に貸し付けており、一元化しても回収困難」などの理由により、反対の意見が趨勢であった。また、②未収金のうち回収困難案件のみ一元化することについては、「完納までの生活指導が付随し</p>	

ていることや、債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要」などの反対意見がある一方で、「所属での交渉が困難（県外在住者、破産者、クレーマー等）であり、一元化か外部委託が望ましい」など賛成する所属もあった。

以上のおり、現時点では、島根県において債権回収業務の一元化を図ることには、回収業務に生活指導的要素が介在しており両者を切り離すことが望ましくないことや、債務者のプライバシーに係る問題があること、一元化しても回収困難が予想されることなど、解決すべき様々な課題があり実現可能性がないと言わざるを得ない。

したがって、島根県においては、引続き、「島根県債権管理会議」主導のもと、各所属の債権回収業に対する支援、指導を充実させ、より効率的、効果的な債権回収に向けた取り組みを継続されたい。



No.	21-12	部局名	審査指導課
概要	債権管理手法のノウハウの共有化が必要である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>債権管理業務そのものを集約することが望ましいものとするが、これが困難である場合、もしくは、管理業務の集約ができるまでに時間がかかる場合、類似した貸付金ごとに管理手法のノウハウを集めて、関係部課の担当者がそれを学ぶことが有効であるとする。</p> <p>医学生等貸付金に係る不適切事案についていえば、共通の特徴として、制度趣旨から返還が免除される場合が望ましく、返還される場合は制度目的が達成されない場合であること、があげられる。</p> <p>そこで、監査対象とした他の部局において、そのような貸付金を見たところ、農林水産部において、いくつかの貸付金が存在していた。</p> <p>その中で、特に今回の事案に近いのは「農業大学校奨学資金貸付金」である。</p> <p>当貸付金の返還免除の規定は、卒業後直ぐに農業に従事し、かつ 3 年間農業に従事した場合である。そして、返還免除までの期間についての確認は、債務が無くなるまで毎年 4 月末に就業状況報告書を農業大学校長に提出させることによって行うことになっている。</p> <p>このような手続きが実施されていれば「医学生等貸付金」のように、貸付業務終了後、長期間貸付金管理業務の存在そのものが分からなかったということにはならないものと思われる。</p> <p>同様のノウハウを類似貸付金の担当者に周知し、共有すべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>適正な管理がなされている所属の事例や他県の参考例を積極的に情報提供するなど、職員の情報共有に努めていきたいと考えている。</p> <p>なお、出納局では債権管理に係る会計検査を実施するとともに、債権管理の法律的・実務的な観点から弁護士を講師に招いて職員研修を開催したところである。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見	<p>島根県は、平成 22 年 7 月に、全庁的に債権管理の適正化を推進するために、「島根県債権管理会議」を設置した。そして、同会議の主導のもと、各所属の債権管理体制の強化や債権回収業務の外部委託、債権管理マニュアル等の</p>		

の内容	<p>策定、弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業等を実施している。</p> <p>同会議の事務局は出納局が担い、出納局は、各所属の債権管理状況の把握や事務処理手続きの統一化、必要な調整等を行い、各所属における債権管理事務を支援している。それにより、全庁的に債権管理手法のノウハウの共有化が図られている。</p> <p>実際に、現在の医学生奨学金関係事務マニュアルをみると、「農業大学校奨学資金貸付金」にならい、貸与事務（新規及び継続）の流れや、債権管理に関する貸与終了後の手続きや返還免除の手続きの内容について、時系列的に示されたスケジュール表が確立されており、債権管理手法のノウハウの共有化が図られていることを確認した。</p> <p>よって、前監査人の指摘に対する措置としては特に問題はなく、是正されていると判断した。</p>
-----	--

No.	21-13	部局名	審査指導課
概要	全庁的に債権管理業務の改善を行うための措置が必要である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>上記のような債権管理業務における改善は、不適切事案の発生した医療対策課に止まらず、全庁的に行われるべきである。</p> <p>一部課による業務改善を全庁的に共有化するために、それらを取りまとめる部署の設置もしくは既存の部署への権限付与がなされることが望ましいものとする。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>この度、債権管理に関する重要事項を全庁的な観点から審査・協議を行う機関として新たな「島根県債権管理会議」を本年 7 月に設置（会長＝副知事、委員＝各部長、専門部会＝関係各課長）したところである。</p> <p>今後、この「島根県債権管理会議」において、御指摘のあった業務改善の共有化を含め、債権管理の適正を期すための全庁的な取組に努めていく。</p>		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、平成 22 年 7 月に、全庁的に債権管理の適正化を推進するために、「島根県債権管理会議」を設置した。そして、同会議の主導のもと、各所属の債権管理体制の強化や債権回収業務の外部委託、債権管理マニュアル等の策定、弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業等を実施している。</p> <p>同会議の事務局は出納局が担い、出納局は、各所属の債権管理状況の把握や事務処理手続きの統一化、必要な調整等を行い、各所属における債権管理事務を支援している。</p> <p>このように、現在、島根県においては、「島根県債権管理会議」の主導のもと、債権管理のノウハウの共有化を図るとともに、事務局である出納局が各所属の債権管理状況を把握するなどして、全庁的に債権管理の適正化を図っている。</p> <p>したがって、前監査人の指摘に対する島根県の措置状況に問題はなく、是正されていると判断した。</p>		

No.	21-14	部局名	政策企画監室
概要	業務点検委員会における検討資料として「事情聴取録」を用いるべきである。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt;不適切事案を受けて県が行った対応について&gt;</p> <p>「業務点検委員会」は再発防止策の検討の際に、聴き取り調査を実施していない。健康福祉総務課と人事課の行った聴き取り調査の結果である「事情聴取録」も用いていない。この「事情聴取録」の検討がなされずして今回示された再発防止策は、実効性に疑問を持たざるを得ない。当該「事情聴取録」を検討の上、再発防止策が再度検討されるべきと考える。また、被聴取者に同意を求める等も含め、必要があれば目的外使用のためのルールを定めた上で、再発防止策検討のために「事情聴取録」を用いるべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>業務点検委員会においては人事課の事情聴取とは別に、事案の概要等を取りまとめるため、事案発覚時の担当課長、担当グループリーダー等から聞き取りを行った。事案発覚時の担当課長や担当グループリーダーは当然、現状はもとより、過去の状況やこれまでの経過を踏まえた上でこの聞き取りに対応している。</p> <p>したがって、「職員の処分」という点については人事課の「事情聴取録」によらざるを得ないが、「事案が発生した原因」や「再発防止のために何が必要か」について検討するうえでは、この聞き取りは必要かつ十分なものであったと考えている。</p> <p>また、業務点検委員会（作業部会）には「事情聴取録」を作成した人事課を所管する総務部長（作業部会においては人事課長）も構成員として参画している。</p> <p>以上のようなことから、再発防止策の策定は実態を踏まえ、適切に行われたと考えている。</p> <p>今後とも、万一、不適切事案が発生した場合は適時・適切な手法で状況や原因の把握を行ったうえで、再発防止策を検討していきたいと考えている。</p> <p>そのうえで、今後の「事情聴取録」の活用については慎重に検討していきたいと考えている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		

妥当性判断 の理由及び 結果・意見の 内容	<p>&lt;措置内容について&gt;</p> <p>業務点検委員会は H20 年 5 月の医療現場の採血用器具の不適切使用事案の対応についてできた委員会であり、設置要綱によれば、「県民生活に直結する問題等に適切に対応するため、県庁内各部の業務（既に危機管理体制を整備しているものを含む。）を点検し、必要な改善措置を講ずるため」設置することとなっている。具体的には、行政内部において自主的に、二度と同じようなミスや不適切な業務執行によって県民に迷惑をかけることのないよう、原因を究明して再発防止策を講ずることを目的としている。</p> <p>構成員は、知事を委員長、副知事を副委員長とし、教育庁や会計管理者を含む部局長で構成されている。つまり、県の最高レベルのメンバーを集めた会である。召集の判断は知事又は副知事がすることとなっている。</p> <p>また、「作業部会」は実際の点検作業を行うためのもので、政策企画監（政策）を部会長に秘書、広聴広報、人事、財政の各課長その他で構成される。</p> <p>「事情聴取録」は、人事課が行う、処分を決定するための取調べ記録のようなものである。業務点検委員会が開催されるケースでは、人事課とは別に、業務点検委員会も個別で聞き取りを行うことになる。また、「業務点検委員会（作業部会）には「事情聴取録」を作成した人事課を所管する総務部長（作業部会においては人事課長）も構成員として参画している」ことは県の資料で確認した。</p> <p>&lt;業務点検委員会について&gt;</p> <p>業務点検委員会について、留意いただきたい点がある。それは、発動基準が明確でないことである。「県民生活に直結する問題」で全庁的に対応が必要なもの、というのが県の説明であるが、曖昧である。基準が曖昧であれば、最終的には知事判断となり、知事が不要と判断すれば開催しないことになる。</p> <p>発動基準を可能な限り明確にすることが望まれる。</p>
--------------------------------	--

No.	21・20	部局名	各部局主管課
概要	債権現在額報告書の作成にあたり、上司が確認できる記録を残すべきである。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt;債権現在額報告書の作成方法等について&gt;</p> <p>債権現在額報告書を作成するにあたってどの帳票等のどの数字を用いたかを明らかにしておくこと、その帳票等を残しておくこと、により、上席者以降のところ、債権現在額報告書の数字が正しいかどうかを確認できるようにしておく必要がある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	債権現在額報告書の作成にあたっては、債権管理簿等の関係資料を添付し、数字の根拠や管理状況等を明確にした上で上司の決裁を求めることとする。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	健康福祉総務課をサンプルとして個人ごとの債権管理簿と、債権現在高報告書の突合を行ったところ、債権管理簿と債権現在高報告書の数値の連動は適正に行われていることを確認した。また、健康福祉総務課では、年 2 回、独自の債権管理の確認を行っているとのことである。また、出納課に債権現在額報告書を提出する前に、管理簿に推移が分かる管理資料と決算統計「第 12 表」も同時に添付して、上席者はそれらを見比べて検証していることも確認した。		

No.	21-21	部局名	出納局、財政課
概要	出納局、財政課、監査委員監査それぞれが求める債権の報告資料を統合すべきである。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt;出納局会計課、監査委員監査、財政課における債権に関する報告書類&gt; 3種類の文書の統合化をすべきと考える。担当課は共通に必要な基礎数値を記入し、出納、財政、監査各部門においてそれを処理してそれぞれ必要な情報を作成する、もしくは、担当課が基礎数値を入力すれば出納、財政、監査各部門が必要とする数値がどこかに出るようなテンプレートを工夫するなどして、何らかの形式による統合化を考えるべきではないだろうか。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	今回、ご指摘の点を踏まえ、出納局が求める「債権現在額報告書」と財政課が求める「決算統計資料」との数値の共通化を図っている。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>現物を見たところ、措置の記述にある通り、債権管理簿と決算統計「12表」は数値の共通化は図られ、数値も適正に転記されているが、その転記は手作業で行われている。また、転記作業の正確性のチェックも、依然として紙ベース（マンパワー）であり、担当者二人で主、副の担当を決めてチェックされている。</p> <p>システムの連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつながる。国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書のデータの連動を進めることが望まれる。</p>		



No.	21・26	部局名	農業経営課
概要	貸付金の返済免除要件が不明確である。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	農業参入意向企業調査研究支援資金の貸付金について、事実関係などから判断して返還を免除することが制度趣旨に沿わない場合には免除しないとするかどうかを再度検討すべきであるし、仮に、その場合には「引き続き 1 年間農業を継続」の要件を満たしても免除しないとするのならば、どのような場合に免除しないのかを規定で具体的に定めるべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	免除することが制度趣旨に沿わない場合には免除しないとするかどうかを再検討し、その場合には、どのような場合には免除しないのかを規定で具体的に定めるよう改善する。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	農業参入意向企業調査研究支援資金は、平成 20 年度から補助事業に移行しており、新たな貸付制度は創設していない。また、農業経営課所管の類似の貸付制度も存在しないため、債権管理に関する前監査人の指摘に対する措置を検証できないため今回の監査では検証対象から除外した。		

No.	21・27	部局名	農業経営課
概要	債権管理台帳の正確な管理・運用が求められる。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>実地監査の際に債権管理台帳を確認したところ、申請期間を過ぎてから返還免除申請書が提出されているにも関わらず、免除がなされた事例があった。その理由を質問したところ、債権管理台帳の農業参入の時期が誤記載であり、実際は、提出期限を過ぎていなかったとのことであった。この他にも1件実績報告の提出日の誤記載と親関連企業の業種についての誤記載等があったとのことである。</p> <p>債権管理台帳の正確な管理・運用が求められる。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	複数の職員によるチェックを行う等、再発防止策を講ずる。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>農業参入意向企業調査研究支援資金は、平成 20 年度から補助事業に移行しており、新たな貸付制度は創設していない。また、農業経営課所管の類似の貸付制度も存在しないため、債権管理に関する前監査人の指摘に対する措置を検証できないため今回の監査では検証対象から除外した。</p>		

No.	21・28	部局名	農業経営課
概要	農業参入意思の判断基準を明確にすべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	農業参入意思の确实性の判断をヒアリングなどの運用によってのみ行う場合、判断者の判断に左右される可能性があることは一般的に言えることである。確かに、細かい規定を置くことで企業が「手を挙げる」ことを控えるようになってはいけない、という懸念があろう。ただ、「确实性」を判断するための事情を規則等に例示列挙する等により、できるだけ判断者の判断に左右されないようにすることは可能である。そのような工夫がなされるべきと考える。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	新たに同様の制度を創設する場合には、判断するための事情を規則等に例示列挙する等、改善する。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>島根県は、農業に対する企業参入支援施策として、平成 15 年度から平成 19 年度まで「農業参入意向企業調査研究支援資金」として農業参入意思のある事業者に対する貸付制度を有していたが、平成 20 年からは「企業参入・連携支援事業」としての補助金制度に移行し、さらに平成 24 年度からは「企業参入促進・経営強化事業」としての補助金制度に移行している。</p> <p>このように、貸付制度又は補助金制度により農業に参入しようとする企業の支援をおこなっているが、この貸付制度・補助金制度のいずれの場合においても企業が農業に参入する意思を島根県は必要としている。前回の監査では、農業を行うための調査研究に対する貸付についてどれほどの農業参入意思の确实性を求めるかは島根県が決定すべきであるが、その判断基準が明確にされていないことに問題があった。</p> <p>今回の監査において島根県が作成している「企業参入・連携支援事業実施要領」を確認したところ、当該要領において事業実施主体の要件を明確に定めており、ここである程度客観的に補助対象事業者を選別できる。加えて必須の提出書類である事業計画の提出により総合的に農業参入意思を確認しており、全体として指摘当時の貸付制度のときよりも補助金制度のほうが要件は厳格になっている。</p> <p>以上より、制度自体は変わっているものの、前回指摘の趣旨を踏まえた措</p>		

	置として問題はないと判断した。
--	-----------------

No.	21-31、21-32	部局名	農業経営課
概要	貸付対象事業の全体像を把握すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>自己資金によるものであっても、企業が「実施計画に記載されていない調査研究」を行うのであれば、その理由や経緯を県に報告すべきであるし、県としては企業にその報告書を求めるべきである。その報告は、『調査研究支援事業実績報告書』に残されるべきである。</p> <p>また、経営計画や実施事業についての報告を求める際には、「数値」に基づいて計画や事業の全体像を示すように求めるべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>一般に実績報告書は当該事業部分に関する報告として徴するものと考えているが、当該制度の目的に鑑み、独自実施分を含めた調査研究の全体を記録として把握できるよう改善する。</p> <p>現監査人の見解</p>		
県の措置・対応状況の妥当性	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>農業に限らず、どのような事業を行う上でも事業全体の事業計画を策定し、当該計画を数値に落とし込んで検討することは当該事業を遂行する上で必須であると考えられる。逆に言えば、第三者がある事業の実行可能性を評価する上でも事業全体の計画及び数値を把握することが重要である。</p> <p>よって、貸付金・補助金いずれにしても資金を支払う島根県の立場からすれば対象事業の全体像及び数値を把握することは必要不可欠であり、仮に事業計画及び数値が不明確で納得のいくものでない場合には、支払いに関して慎重にならなければならない。</p> <p>島根県は、平成 20 年度から従来の貸付制度から補助金に移行しており、事業実施要綱に基づく補助金検査の実施や実績報告書の中で補助対象経費以外の経費等についても記載を求めることにより、全体像及び全体の数値の把握に努めている。今回の監査において当該補助金に関する一連の資料を閲覧したところ、事業計画で全体像をあらかじめ把握すると同時に全体の資金計画もチェックを行ったうえで、実績報告書により改めて全体像の把握に努めており、措置状況に問題はなかった。</p>		

No.	21-33	部局名	農業経営課
概要	事後検証を意識した資料保管に努めるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	貸付制度に限らず、各制度についての事後検証は必要である。事後検証は、県自らが実施するだけでなく、監査やコンサルティングの専門家等、第三者に託される場合もある。その際に、元となる資料、それも判断に必要な要素が含まれている適切な資料がなければ事後検証ができず、判断ができない。当該制度に限らず、第三者の事後検証が可能な形を意識して記録、結果を残すことを考えるべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	事後検証を前提として、元となる資料や記録を残すよう改善する。 現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>事後検証は、当該業務が適切に行われたかを第三者が検証するものであり、島根県もあらゆる形で組織内部において事後検証を行っている。この際に検証の拠り所になるのは実際に業務で使用した根拠資料である。この資料がなければ事後検証による業務の有効性及び効率性の確認が著しく困難となる。さらにこのような根拠資料は、事後検証のみに必要なものではなく、島根県のように人事異動が頻繁に行われるような組織においては、後任者の判断の拠り所になるものであり、後任者ひいては組織全体の業務の効率性にもかかわるものである。</p> <p>平成 20 年度以降の補助事業においては、事業実施後 3 年間は写真の提出等を含めた実施状況報告書の提出を義務付け、事前申請書類等も含めて書類の保存を行っている。今回の監査も事後検証にあたるものであるが、必要書類はすべて順序立てて保管されており、前回の監査に対する措置状況に問題はなかった。なお、担当者がそれぞれの業務を適切に行うためにも、さらに事後検証をより効果的かつ効率的に行うためにも、業務上必要な書類や手続を定めた内部のチェックリストを用いることを検討していただきたい（【23-05】参照）。</p>		

No.	21-34	部局名	農業経営課
概要	判断事項も含めた記録の保存が必要である。		
	前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>農業経営計画書に記載誤りがあり、この記載誤りについては島根県も承知していたが、県としても事実確認ができており、問題ないと判断した結果、あえて農業経営計画書の差し替えまでは求めなかったとのことであった。しかし、その当時に文書の差替えを求めなかった結果、今回事後的に検証するにあたって 誤解を生じることとなったのである。県が、企業側に計画書の差し替えまで求めないと判断したのであれば、県が実質判断をしたことが事後的にも分かるように、記録を残しておくべきであった</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	判断事項を記録に残すよう改善する。		
	現監査人の見解		
県の措置・対応状況の妥当性	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>事後検証を行うためには、使用した書類だけでなく、その状況において判断した過程も記録として残しておかなければ有効かつ効率的な事後検証とはなりえない。逆に特段の判断を要しない業務については、判断の過程が記録に残らない分、より適切かつ正確な書類を作成し保存しておかなければならない。</p> <p>今回の監査では平成 20 年度以降の補助事業に関する事業計画及び収支計画を確認したところ、事業計画及び収支計画に誤りは発見されなかった。また、所管課の担当者にヒアリングを実施したところ、事業計画及び収支計画については入念に精査し、誤りがあった場合は事業着手までに何度も事業主体と直接交渉することにより再提出を求めることができるよう改善し、判断が介入するような場合には記録を残すことにしているとの回答を得た。実際に書類が適切に作成されているのであれば、前回の監査で生じたような独断は排除されるものと期待することができるため、措置状況に問題はないと判断した。このように、事業者と一緒に計画を作り上げるプロセスが改善されたため、特段補助金交付に係る手続上の判断が介入する余地はないが、仮に手続上の判断が介入するようなケースに直面した場合には記録を残すことが望まれる。</p>		



No.	21-35、21-36	部局名	農業経営課
概要	法令等の文言は曖昧な表現を避けるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>貸与規則において「農業」の定義として「耕作又は養畜の業務（これに付随する業務を含む。）」と記載されている。「これに付随する業務を含む」とあることで「農業」にあらゆるものが含まれるように読めてしまう。「これに付随する業務を含む」という文言があることで、かえって、当該規則が予定している制度の内容が誤って伝わることになるのであれば、むしろ、当該文言を削除した方がよいと考えられる。「これに付随する業務を含む」という文言を残すのであれば、「要領」に「付随する業務」の例示を具体的に示して当該規則が予定している制度の内容をより正しく伝えるようにすべきであるとする。</p> <p>また、ある制度に関して、何かトラブルが生じた場合にも、法令の文言そのものを解釈し、対応していくことになることからしても、法令を見れば制度が想定する射程が判断できるようにしておく必要があるといえる。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	法令が予定している制度の内容がより正しく伝わるよう文言に留意する。また、法令に制度趣旨、目的等、必要な事項を言葉で盛り込み、制度が想定する射程が判断できるよう留意する。		
現監査人の見解			
県の措置・対応状況の妥当性	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>法令は、その法令を取り巻くすべての人に平等であり、法令の文言は誰にでも理解可能である必要があるため、その法令が範疇とする範囲は明確でなければならず、曖昧な表現となってはならないものである。</p> <p>前回の監査で指摘されている貸与規則の内容についても同様であるが、当該貸与規則では農業の定義が曖昧な表現になっていたため、貸与される側にも、また貸与する側にも誤解が生じる恐れがあった。</p> <p>平成 20 年度から当該貸付制度は廃止され、補助事業に移行しているが、今回の監査では、当該補助金に関する交付要綱等において前回の指摘を踏まえた規則の制定がなされているかという観点で監査を行った。</p> <p>今回の監査では、「補助金交付要綱」「企業参入促進・経営強化事業 Q&amp;A」「企業参入・連携支援事業の運用について」等を確認したところ、「補助金交付要綱」では難しい表現は避けたり、Q&amp;A を設けて事業者に分かりやす</p>		

くするという工夫がなされていた。また、「企業参入・連携支援事業の運用について」の別表において活動内容例を例示し、従来の「貸与規則」にあった農業の定義にあたるものはないものの業務の範囲を限定しており、事業者の誤解が生じないように工夫されていた。以上より、前回監査に対する措置状況としては問題ないと判断した。

No.	21-44	部局名	審査指導課
概要	債権放棄について統一の基準等を設けるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	債権管理の各段階のうち、債権放棄につき、県統一の基準、方法を整備すべきではないかと考える。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	権利の放棄については、議会の議決を要することから、現在、「島根県債権管理会議」において、議会提案の基準案を検討しているところである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度	
	「島根県債権管理会議」の検討を経て、平成 22 年 10 月に「権利の放棄の提案基準」を作成した。		
現監査人の見解			
県の措置・対応状況の妥当性	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査後、島根県は「島根県債権管理会議」を平成 22 年 7 月に設立し、同会議は所掌事務の一つとして、権利の放棄を議会に提案する案件の審査に関する所掌事務を担うことになった。</p> <p>そして、同会議は、平成 22 年 9 月、「権利の放棄の提案基準」及び「権利の放棄の提案基準の運用について」を制定した。平成 24 年 4 月には、「権利の放棄の提案基準」の見直しも行っている。</p> <p>また、実際にこの基準に従い、権利放棄がなされていることをサンプルチェックにより確認した。</p> <p>したがって、前監査人の指摘に対する措置としては問題がなく、是正されていると判断した。</p>		

No.	21-46	部局名	出納局、財政課
概要	債権残高報告の様式を統一することで効率化を図るべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>&lt;債権管理の状況&gt;</p> <p>青少年家庭課が管理する個人別の債権情報が多いため、債権残高報告の度に、相当な作業量が必要となる。庁内での債権残高報告に関する報告様式がある程度統一することで、作業量を減らすことができると考える。このことは青少年家庭課でも既に認識されているところであるが、その実現においては、全庁的な取組が前提となる。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	今回、指摘のあった点を踏まえ、出納局が求める「債権現在額報告書」と財政課が求める「決算統計資料」との数値の共通化を図っていく。		
	措置年度	平成 23 年度	
出納局が求める「債権現在額報告書」と財政課が求める「決算統計資料」との数値の共通化を図った。			
現監査人の見解			
県の措置・対応状況の妥当性	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見（新たに発見した事項について）		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>【21-21】と同様であるが、医療政策課の所管する H25 年度末に債権残高のある個別の看護学生修学資金のうち、以下の 4 件について、債務者の状況変化の確認と更新等の正確性を見るため、それぞれ右側の証憑との突合を行ったところ、特に問題となる事項は発見されなかった。</p> <p>「H17-看 8」返還免除申請書、当初の貸与申請書（添付書類を含む）</p> <p>「H15-看 8」在職証明書</p> <p>「H21-看 11」在職証明書</p> <p>「H23-特看 6」就職の届出（貸与規則 22 条 9 号、添付書類を含む）</p> <p>現物を見たところ、措置の記述にある通り、数値の共通化は図られ、数値は適正に転記されているが、すべて手作業である。【21-21】と同様に、システムの連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつながる。国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書のデータの連動を進めることが望まれる。</p>		
新たに発見した事項			
対象部局名	医療政策課		
指摘事項・意見区分	意見		

結果・意見の内容	<p>今回サンプルとして証憑との突合を行った 4 件のうち 1 件で、県のミスによって看護学生修学資金の返還義務が免除される要件である、指定された医療機関（以下、指定機関と称す）での勤務の継続が途切れてしまい、県が修学資金の一部返還を求めざるを得なくなったケースがあった。</p> <p>看護学生修学資金貸与規則によると、指定機関において引き続き 5 年間、看護職員の業務に従事したときは債務の全部を免除されている。指定機関は貸与時の規則で判断される。このケースは、県立の指定機関に 3 年間従事した後、現在の規則では指定機関の条件を満たすものの、貸与時の規則では指定機関でなかった県立の他の医療機関に人事異動で転勤となり、返還免除の要件を満たさなくなったものである。</p> <p>このケースが問題なのは、県の人事異動による転勤が原因であること、本人は、返還義務が気になったので人事異動の際に、県に確認したのだが、県は転勤先も指定機関であるから問題ないとの回答をしたことである。</p> <p>今後、このような返還義務が生じる事例は条件的に可能性がないとのことだが、今回の事例は県のミスにより、本来払わなくてもよい金銭を県に対し支払わせることとなった、本来であれば訴訟の対象となってもおかしくない事例であり、県行政の信用の失墜も懸念された事例である。これを教訓に、奨学金事務に限らず全ての部署が、県民、職員への債権については、独断での判断をせず上司に確認するなど慎重に対応し、運用の改善を図ることを期待する。</p> <p>医療政策課においては、過去の監査で好事例とされた農業大学校の奨学金債権管理マニュアルを基に、スケジュール表などの形で手続きに誤りがないよう奨学金債権管理ノウハウの共有化が図られているのであるから、その運用の徹底を図っていただきたい（【21-12】参照）。</p>
----------	--

No.	21-47	部局名	審査指導課
概要	債権放棄や不納欠損処理について明確な基準を整備すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>債権放棄処理や不納欠損処理を進めるには、このような条件、要件に当てはまる場合には、債権放棄処理もしくは不納欠損処理をするという明確な基準が必要である。</p> <p>県の資産を失くすための基準であるから、基準の設定に際しては議会の承認を要することも考えられる。</p> <p>したがって、上記趣旨を実現すべく、各部部长等、裁量権を持つ役職者において検討の上、明確な基準を整備する必要がある。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>権利の放棄については、議会の議決を要することから、議会提案の基準案として、現在、副知事を会長とし、関係部局長を委員とする「島根県債権管理会議」において検討している。また、不納欠損については、法令の規定により県の債権が存在しなくなったときに行う会計上の処理であることから、同会議において整理基準として取りまとめている。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度	
	<p>「島根県債権管理会議」の検討を経て、平成 22 年 10 月に「権利の放棄の提案基準」及び「不能欠損として整理できる基準」を作成した。</p> <p>権利の放棄については、「島根県債権管理会議」において検討のうえ H22 年 9 月に制定された「権利の放棄の提案基準」に基づき処理している。(H23 年 2 月議会提案案件あり)</p> <p>また、不納欠損についても整理基準に基づき処理している。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査後、島根県は「島根県債権管理会議」を平成 22 年 7 月に設立し、同会議は所掌事務の一つとして、権利の放棄を議会に提案する案件の審査に関する所掌事務を担うことになった。</p> <p>そして、同会議は、平成 22 年 9 月、「権利の放棄の提案基準」及び「権利の放棄の提案基準の運用について」を制定した。平成 24 年 4 月には、「権利の放棄の提案基準」の見直しも行っている。</p> <p>また、不納欠損についても、「島根県会計規則」にて不納欠損処理基準が規定されていることを確認した。</p>		

実際にこれらの基準に従い、権利放棄や不納欠損処理がなされていることをサンプルチェックにより確認した。

したがって、前監査人の指摘に対する措置としては問題がなく、是正されていると判断した。



No.	21-67	部局名	審査指導課
概要	速やかに不納欠損処理の基準を策定すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	速やかに、不納欠損処理に関する基準が策定されるべきと考える。 不納欠損処理の基準を策定するにあたっては、議会の議決を要する部分があるところ、必要な議案提案を迅速適正に行うためにも裁量権を有する役職者のアクションが必要である。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	「島根県債権管理会議」において、不納欠損整理の基準を取りまとめたところである。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査後、島根県は、全庁的に債権管理の適正性を推進するために、「島根県債権管理会議」を平成 22 年 7 月に設立した。</p> <p>そして、同会議は、不納欠損について、不納欠損の処理基準を確立し、「島根県会計規則」に不納欠損処理基準を規定した。</p> <p>また、実際にこの基準に従い不納欠損処理がなされていることをサンプルチェックにより確認した。</p> <p>したがって、前監査人の指摘に対する措置としては問題がなく、是正されていると判断した。</p>		

## 2. 山陰本線高速化募金事業

No.	21-63	部局名	交通対策課
概要	山陰本線高速化募金委員会への貸付金について適切な処理をすべきである。		
前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況			
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>当該貸付金は、債権としての適格性を欠くものとする。</p> <p>したがって、不納欠損処理も考えなくてはならない。</p> <p>不納欠損処理に際しては、同「貸付金」についての適法性を吟味したうえで、議会の議決を経る必要がある。</p> <p>県から募金委員会に新たに補助金支出をした上で、同補助金をもって「貸付金」を返還してもらおう方法をとるとしても「公益性」の判断が必要になる。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 22 年度	
	<p>県は事業の公益性に鑑み募金委員会の事務局を所掌しているが、募金委員会自体は民間経済団体及び沿線市町村の代表者によって構成されている。県は募金委員会の構成員ではなく、募金委員会は県と同一ではない。従って、募金委員会への貸付金は債権としての適格性を有すると考えている。</p> <p>また、平成 25 年度分まで前納で償還されており、直ちに措置が必要であるとは考えていないが、現在の経済状況から厳しい状況であることも事実であり、ご指摘のことや募金委員会の意向も確認しながら、これ以上返済の見込みがないと判断するに至った際には、議会に諮った上で、県として適切に対応する。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分	—		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>この募金委員会への貸付金については、平成 25 年 10 月 22 日、交通対策課から出納局に対して、島根県債権管理会議において債権放棄案件として審査するよう審査願いが出され、同会議は同年 10 月 28 日付けで債権放棄を議会に提案すべきとの審査結果を出した。その後、議会での議決を得て、最終的に権利放棄された。</p> <p>権利放棄の過程については、「債権放棄審査依頼書」や「債権管理会議の審査結果について（通知）」、県議会議事録等を確認し、適正に行われていることを確認した。</p> <p>同貸付金については、山陰本線高速化事業の便益が県民全体に及ぶことか</p>		

ら、当初、県がその事業費の大半を負担しようと考えていたが、昭和 62 年に国鉄が民営化された際の制度において、県や市町は事業費の 50 パーセントを超える負担ができないという制約があった。そこで、島根県は、島根県内の経済界などの協力を得て民間の募金委員会を設立してもらい、募金を集めて事業費の一部を負担してもらうことにした。ただし、直ちに多額の募金を集めることは困難であったことから、島根県が、募金委員会に 22 億 1700 万円の資金を貸し付け、募金委員会が集めた募金により、その貸付金を 24 年間で返済してもらう異例の方法をとったのである。

募金の収集は思い通りには進まなかったものの、募金委員会は 13 億 6000 万円の募金を集め、それを前記貸付金の返済として適時繰り上げ償還した。したがって、同貸付金は、金銭消費貸借契約に基づく貸金債権として成立しており、債権としての適格性を有するものと評価できる。

また、リーマンショックや東日本大震災などの影響による経済状況の悪化により、募金額が低調となり、募金委員会がそれ以上の返済をすることが困難になったことから、約 8 億円の残債権について権利放棄を議会に提案した判断にも特段問題は見られなかった。

したがって、前監査人の指摘に対する措置として問題はなく、是正されているものと判断した。

## 第 8 章 平成 22 年度監査について

ヒューマンリソースの育成及び評価、それらの双方向性について

No.	22-07	部局名	学校企画課
概要	人事評価結果の処遇等への活用の有り方について検討すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>島根県教職員評価制度の導入から既に 5 年が経過しており、評価システムの周知や公正性の確保は一定程度達成されているという見方ができる。</p> <p>知事部局における人事評価の処遇制度への反映の状況を踏まえながら、教育職員においても学校現場の実態に応じた評価結果の処遇等への活用のあり方の検討に着手されたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度	
	<p>学校現場の実態を踏まえた評価結果の処遇等への活用については、教育庁内にワーキンググループを設け、その活用の在り方について、様々な視点からの検討に着手する。</p> <p>(検討課題の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事部局における人事評価の処遇制度への反映の状況について</li> <li>○ 教育現場の実態に応じた評価結果の活用の在り方について</li> <li>○ 教職員のモチベーションの向上にむけた、評価結果の活用の在り方について</li> <li>○ 評価制度の公平性の確保について</li> </ul> <p>ワーキンググループの検討結果を原案として、学校・教育委員会・教職員組合の各関係者からなる「評価制度研究会議」の場において、さらに検討する予定である。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 24 年度	
	<p>学校現場の実態を踏まえた評価結果の処遇等への活用のあり方については、平成 23 年度に教育庁内のワーキンググループを設け、さらに学校・教育委員会・教職員組合の関係者からなる「評価制度研究会議」の場で検討した。</p> <p>その結果、研修、昇任等へは有効に活用していく方向となった。</p>		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前監査人の指摘を受けて、島根県は、平成 23 年、教育庁内にワーキンググループ等を設け、教育現場の実態に応じた評価結果の活用の有り方や教職員のモチベーションの向上に向けた評価結果の活用の有り方、評価制度の公平性の確保等について検討を行った。</p> <p>検討の結果、教諭から管理職・主幹教諭への昇任選考や県教育委員会から</p>		

派遣する研修者等の人選等に評価結果を活用することを決定し、平成 24 年から実際に評価に反映している。

教職員以外の職員の人事評価結果の処遇への反映状況については、知事部局において、管理職の管理職手当に評価結果が反映されるようになっている。ただし、知事部局においても、一般職員の給与等に人事評価結果を反映するところまでには至っていない。

職員の給与に人事評価結果を反映させることには、反映方法の透明性、公平性等を確保しなければならないなど難しい問題がある。ただでさえ評価の難しい教育職においては、特に、人事評価結果を給与等へ反映することについて慎重な検討が求められる。

現在は、地方公務員法の改正（H28 年 4 月）に向けて、人事評価をどう活用するかの検討を引き続き行っている。

地方公務員法の改正では、人事評価と処遇の関係について、能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということが法律に明記されている。

したがって、教職員の人事評価結果の処遇への反映方法について、地方公務員法改正の動向や他の都道府県の状況等を注視しながら、引続き調査、研究、検討されることを期待する。

No.	22-10	部局名	学校企画課
概要	教職員の勤務時間管理手法を検討すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	県立学校における教育職員の在校時間や有給休暇消化の状況の把握と管理は各学校に委ねられている。教育委員会においても学校現場に応じた管理の手法を検討されたい。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度	
	教育委員会、学校現場それぞれで取り組むべき事項を整理し、「教育職員勤務時間適正化プラン（ガイドライン）」を策定してまとめ、教育委員会と学校現場が一体となって、教育職員の勤務負担軽減に取り組む。 ◎適正化プランの項目例 (1) 校務・業務の効率化や I C T 化の推進 (H24 に向け教職員用ネットワークの再整備) ・各職員に貸与したパソコンでインターネットが利用可能 ・グループウェアを導入し、メール・掲示板が利用可能 ・ネットワーク利用による学校への調査 ・照会等の事務負担の軽減 ・平成 25 年度以降において学籍管理や成績処理などの電子化・システム化を検討 (2) 学校行事・事業等の点検 (会議・行事の再点検、部活動、平日勤務時間外の補習) (3) 年次有給休暇等の取得の促進 (年間を通した取得計画の作成、数値目標の設定) (4) 勤務環境の整備 (ノー残業デー等) (5) 心身の健康の保持増進 (総括衛生委員会の設置) 各学校から取組結果についての報告を求め、教育委員会で状況を把握し、改善すべき学校については指導する。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 24 年度	
	各学校での時間外勤務の縮減に向け、平成 24 年 2 月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、県立学校長の校長会等を通じて、各学校ごとに具体的に指針に基づいて取り組みをそれぞれ考えるよう指示を出している。 平成 24 年度の各学校の取組結果については、今年度に報告を求めることと		



	しており、教育委員会で状況を把握して、改善すべき学校については指導する。
現監査人の見解	
是正済みか否か	是正されている
今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>前回監査後、島根県は、「教育職員勤務時間適正化プラン（ガイドライン）」を策定して、教職員の勤務時間の適正化に向けた取り組みを始めた。具体的には、校務・業務の効率化や I C T 化（教職員用ネットワークの整備等）による事務負担の軽減や、学校行事・事業の点検、年次有給休暇等の取得促進、勤務環境の整備、心身の健康の保持増進（統括衛生委員会の設置）に向けた取り組みである。</p> <p>平成 24 年には、「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定した上で、各県立学校長に通知し、教職員の時間外勤務の縮減に向けた具体的な取り組みを促している。</p> <p>こうした取組の成果について平成 25 年にアンケート調査を行った結果、長時間労働者（月に 100 時間を超える時間外労働をした教育職員）について、平成 24 年度に比べて「増えた」と回答した学校が 5 校あるのに対して、「減った」と回答した学校は 14 校にのぼり、一定の成果を上げている。ただ、「特に変化なし」と回答した学校が 36 校あるなど、さらなる取り組みの促進が必要である。ノー残業デーを設けるなどの時間外勤務の縮減に向けた取り組みを「している」と回答した学校は 23 校であるのに対し、「していない」と回答した学校は 32 校あるなど、時間外勤務の縮減に向けたさらなる取り組みが必要である。</p> <p>また、年次有給休暇取得促進のための取組を「している」と回答した学校は 34 校であり、取組を「していない」と回答した学校（20 校）を上回っており、一定の成果を上げている。</p> <p>以上のとおり、「教育職員勤務時間適正化プラン」等による取組により、教職員の時間外勤務の縮減や有給休暇取得促進について一定の成果が出ているものの、特に時間外勤務については、取組方法の改善等を含めて、さらなる取り組みの促進が必要と思われる。教職員の長時間労働は、教職員の注意力を減退させ、学校事故を引き起こす危険性があるばかりか、教職員自身の心身を蝕む危険性もある。</p> <p>したがって、島根県に対しては、教職員の勤務時間の適正化等（組織体制の見直しや学校事務のさらなる効率化等による時間外勤務の縮減や有給休暇の取得の促進）に向けたさらなる改善を求める。</p>

No.	22-21	部局名	学校企画課・情報政策課
概要	パソコン代替機の適正な管理・運用に努めるべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>目的に合った代替機の貸し出しを行い、効率的、経済的な代替機運用に努められたい。</p> <p>納入業者側で保管されるパーソナルコンピュータ代替機について、検品後においても定期的な現物確認を行うなど適正な管理に努められたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 23 年度	
	<p>現在、教育職員用のパソコンについては、教育委員会において調達し、運用しているが、平成 23 年度における更新については、知事部局と一括して調達を行った。</p> <p>これに伴い、代替機についても、機種等を統一し、知事部局と共同で確保・運用することとした。</p> <p>代替機の必要数については、知事部局、教育委員会等における故障時貸出件数、講演会等におけるプレゼンテーション用貸出件数など、過去の運用実態を踏まえるとともに、一定の安全率を織り込むことにより適切に算出し、過不足無く確保することとしている。</p> <p>また、貸出運用にあたっては、知事部局及び教育委員会の代替パソコン貸出規程に基づき、適切な貸出・回収に努める。</p> <p>なお、貸出や、回収、回収後の初期化などの業務については、知事部局において、担当職員の管理・監督のもとに委託により一元的に行うこととしている。これにより、今後、現物確認を含めて、適切な現物管理を行うことができるものと認識している。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 24 年度	
	<p>知事部局と共同で代替機を含めて標準パソコンの調達を行った。代替機の台数については、知事部局における過去数年の運用実績をもとに必要数を算定した。</p> <p>代替機の管理は、情報政策課が一括して所掌しており、検品、定期的な現物確認及び保管が適切に行われている。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		

妥当性判断 の理由及び 結果・意見 の内容	<p>パソコンの代替機については、平成 24 年度から、知事部局及び教育委員会とともに島根県情報政策課が貸出業務を行っている。島根県情報政策課は、貸出パソコン管理規程を策定し、その規定に基づいて、パソコン代替機の貸出しを行っている。</p> <p>また、平成 25 年 7 月から、パソコン代替機の管理・運用を業者に委託している。島根県は、貸出パソコン管理規程に規定する業務のうち、①貸出パソコンの管理、②貸出パソコンの鍵付の保管庫でパソコン代替機を保管している。代替パソコン 1 台 1 台に管理番号シールが添付されており、管理台帳上の番号と照合することで、貸出状況等が適切に把握できるようになっている。貸出状況等については、毎月、業者に報告させている。パソコン代替機の詳細については消去してから返却してもらうようにしており、業者の方でも消去を確認している。</p> <p>また、パソコン代替機の現物確認についても、島根県情報政策課の職員 2 人で年に 2 回程度現地に赴き、直接確認している。</p> <p>したがって、島根県においては、貸出パソコン管理規程に基づき、効率的、経済的な貸出運用が行われており、また、現物確認も適切に実施されているものと好評価できる。</p> <p>ただし、貸出パソコン管理規程には、管理台帳を備え置いて代替機を管理する旨の規定がない。代替機の適切な管理のためにも、貸出パソコン管理規程に管理方法について明記するなどのさらなる改善を求める。</p>
--------------------------------	---

## 第 9 章 平成 23 年度監査について

国の経済対策に伴い造成した基金について

No.	23-04	部局名	しまねブランド推進課
概要	回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することが必要である 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>平成 22 年度における島根県ふるさと雇用再生基金事業による県産品販路拡大事業は 31 の委託契約が取り交わされ 112,875 千円が執行されている。</p> <p>このうち 1 件については委託契約期間に委託事業の継続が困難となったため当初契約金額 4,989,856 円から 1,085,007 円へ変更委託契約を締結している。</p> <p>当該契約においては 2,245,434 円の契約金の概算支払いを行っており 1,160,427 円の返納通知を平成 23 年 5 月 9 日付にて受託者へ送付しているが、監査実施日現在未回収となっている。</p> <p>監査実施日現在、受託者は会社所在地において事業活動を行っておらず、返済力に乏しいため回収のための交渉は難航している。</p> <p>当該委託契約の採択にあたり事前審査を実施した際に、県側では会社の第 1 期決算報告書を手入しているが、貸借対照表における総資産は 11,110 千円、総負債は 17,946 千円、純資産の部は△6,835 千円となっており債務超過の状況にあったことが分かる。破産法においては会社が債務超過の状態にあれば、破産手続き開始の原因として規定されており、第三者が債権の弁済時期に関わらず破産の申し立てを行うことができることから、債務超過会社との契約における契約金額の概算支払いに関しては十分な注意が必要であるが、平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終了する委託契約当初契約総額の約 45%が平成 22 年 7 月 20 日までの 4 カ月弱の期間に支払われている。</p> <p>県産品販路拡大事業の受託者の採択にあたっては、財務基盤の脆弱性のみをもって受託者への委託の可能性を排除するものではないが、財務基盤が必ずしも盤石でないと判断される場合には、受託者側の状況を定期的に検査し、概算支払いの時期に配慮を行うなど、回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することに努められたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 24 年度	
	<p>本事業は平成 23 年度末をもって終了したが、今後、同種の事業を実施する場合は、事業の採択にあたり、県としての支援の必要性や、事業者の財務状況、経営状況、事業の見通し等を考慮の上総合的に判断することとし、概算払を行う場合においても、今回の事案を踏まえて、経営状況等にも留意しながら実施するよう徹底させた。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		

今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見
<p>妥当性判断の理由及び結果・意見の内容</p>	<p>この未収金については、現在も未収のままとなっている。会社は休眠状態であり、事業開始の目途も全く立っていないため、この未収金を回収することは困難であろう。</p> <p>他方で、しまねブランド推進課としては業務委託費を、概算払いする際に、決算書等でこの会社が債務超過の状態にあることを認識し得たが本人にやる気があったことや、3年スパンの契約であり、将来への期待もあって概算払いを実施した。</p> <p>しかし、概算払い（地方自治法 232 条の 5②）は、ただ単に受託者からの概算払いの要望が強いという理由だけでは概算払いをすべきでなく、委託内容、性質等から個別的にその必要性を十分検討した上で判断し、概算払いの金額、支払時期等を決定することとされており、慎重な運用が求められている。</p> <p>したがって、前記事例においては、当該会社が債務超過の状態にあった以上、概算払いの金額、時期について、例えば、全額を一括で支払うのではなく、四半期ごとに経営状況等を把握しながら支払うなどの工夫が必要であったと考えられる。</p> <p>なお、島根県においては、引き続き、業務委託費支給の必要性、相当性を慎重に検討するとともに、業務委託費の概算払いを実施する場合においては、概算払いの必要性や概算払いの金額、支払時期等を慎重に検討した上で実施するなどして、概算払金の精算に際して回収困難な未収金が発生しないよう取組みを継続されることを求める。</p>

No.	23-05	部局名	青少年家庭課
概要	補助金交付の際の申請書類の入手及び保管に不備がある 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	区分なし		
前監査人の見解	<p>保育所等整備支援事業のうち吉賀町の社会福祉法人に対する補助金交付申請ファイルの中に工事費等の見積詳細内訳に関する資料が保管されていない。</p> <p>県側においては交付申請の際には申請書に添付されていた工事費等の概略を記載した工事内訳書により交付決定の審査を行っているとしているが、工事費等の概略を記載した工事内訳書だけでは交付要綱に従っていない内容が含まれているか否かの判別が困難であると思われる。その後、工事完了後における実績報告の検査において工事等の詳細内訳を確認しており問題は生じていないが、補助金交付決定段階において補助金申請が適正であることの根拠となる工事費等の見積書詳細内訳の入手及び保管の徹底に努められたい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 24 年度	
	補助金交付決定の段階において、補助金申請が適正であることの根拠となる工事費等の見積書詳細内訳の入手及び保管を徹底させた。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>補助金交付の際には、補助対象事業者間の公平を期すためにも交付要綱に沿った事前の書類の入手及び適切な事前審査が不可欠であり、また、事後検証のためにも必要書類の保管は徹底されていなければならない。</p> <p>今回の監査において、補助金交付申請にかかる一連の資料及び実績報告書を確認したところ、前回指摘のあった工事費等の見積詳細内訳の入手及び保管状況はもとより、金額の算定根拠も含めた資料や実績報告書などの保管状況も良好であった。</p> <p>しかし、補助金交付申請以前に各担当者が補助金交付に関する申請書の下書チェックを行うチェックリストが存在するはずであるが、一部紛失していることが判明した。該当補助金に対する他の一連の資料を閲覧したところ特に問題はなかったが、行った業務の証跡を示すチェックリストは事後検証のためにも、また当該業務を引き継ぐ後任者が効率的に業務を行うためにも必要である。各担当者により資料入手の漏れあるいは判断の相違が生じないよう独自にチェックリストを作成し活用している点は大いに評価できる点で</p>		



	はある。このチェックリストをさらに有効なものとするためにも再度資料の適切な保管に努めていただきたい。
--	--

## 第 10 章 平成 24 年度監査について

### 出資等法人に関する財務事務について

- ・有価証券及び預金の資産管理の問題点
- ・指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況

(注)【24-54】については、【20-14】の項にまとめて記載している

No.	24-01、24-02	部局名	人事課
概要	出資等法人の預金運用に関し、ペイオフ対策を徹底すべきである 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分		指摘	
前監査人の見解	<p>県は、出資等法人のペイオフ対策については、平成 14 年に対策を指導した以降は特段の指導を行っておらず、当該団体の自主判断に任せ、ペイオフ対策の明文化である「ペイオフ規定」の策定やペイオフ対策の実施については特に指導していなかった。</p> <p>しかし、中小の金融機関の経営環境が依然磐石ではない一方、出資等法人の中には、ペイオフは既に過去の遺物として忘れ去られた概念であると表明するところもあり、また、ペイオフの基本的理解が不十分だったりするところもあり、ペイオフ規定を持たず、またペイオフに対する意識が極めて希薄である団体が多数存在する実態に鑑み、適正手続きの観点から、少なくとも明文の内部規定が必要である。</p> <p>よって、出資等法人がペイオフ金額を超えて預金運用を行う場合、ペイオフ規定を策定しておらず、有効なペイオフ対策を講じていない場合は、県は当該団体に対して、有効なペイオフ対策がなされるよう、ペイオフ対策規定の策定を指導すべきである。</p> <p>県は、出資等法人の有価証券運用については、関係団体を独立運営させるとの県の基本方針のもと、当該団体の独立性・自主性を尊重し、抽象的に「安全な運用」との制限は課すものの、具体的なリスク許容範囲については当該団体の自主判断に任せ、その明文化である「運用規定」の策定については特に指導していなかった。</p> <p>また、出資等法人が保有する金融商品は、多様化・複雑化しており、個々のリスクの評価を行うことは非常に難しく、更に、当該団体のリスクの許容範囲は、当該団体の管理能力と財務体質から相対的に決められるべきであるから、県がその運用の可否自体を指導することは困難である。</p> <p>しかし、出資等法人では、昨今の低金利下で高収益を上げようと、超長期国債、劣後債、ユーロ円建仕組債等、ハイリスク型の運用を伸ばしているところもある。更に、運用の管理においても、未経験者が兼務の状況で運用を行っているところも多く、金融市場で急激な変化が発生した場合、適切な対応がとれるか疑問がある。</p> <p>よって、県は出資等法人の有価証券運用について、まず適正手続きの観点から適切な運用規定を自主的に策定するよう指導することが望ましい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	外郭団体に対し、ペイオフ対策及び有価証券等の適切な運用のための規定		

	が整備されるよう、必要な項目を提示した。 また、適切な資金運用が行われるよう研修会の開催を予定している。
現監査人の見解	
是正済みか否か	是正されている
今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見
妥当性判断 の理由及び 結果・意見の 内容	<p>島根県は、前回監査の指摘を受け、平成 25 年 8 月 5 日付人事課長「債券等運用規程に定める主な項目」において、資金運用における基本的な考え方や債券等運用規程に定めるべき主な項目を例示し、各外郭団体に通知している。この通知の中には、ペイオフ対策に係る条項も含まれており、この点では前回監査の指摘に沿った措置がなされているといえる。また、毎年 17 団体については島根県が自ら経営評価をしており、その経営評価前のヒアリングで規定の運用状況について確認している。さらに、各外郭団体の資産運用担当者を集めて平成 25 年 11 月には外部講師による資金管理に関する研修会を開催して資産運用規定作成の必要性を周知している。</p> <p>しかし、今回の監査において外郭団体の資産運用規定を確認したところ、いまだに規定の内容が不十分であったり（【24-19】、【24-51】参照）、そもそもの規定自体が作成されていないケース（【20-24】、【20-25】参照）も見受けられた。</p> <p>島根県が出資等の財政援助を行っている外郭団体の資産は、全てではないにしろ県民の税金がその源泉となっているものがあるはずであり、その資産が適切に保全され、どのように運用されるかは県民の大きな関心事である。</p> <p>各外郭団体はもとより、島根県としても資産保全の重要性を自覚し、今後も各外郭団体がそれぞれの実態に応じた自主的かつ健全な資産運用規定を作成するよう継続して指導・関与していく必要がある。</p>

No.	24-05	部局名	財政課
概要	出資等法人の余剰資金の活用に向けて資金を共同運用する体制を検討すべきである。		
前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況			
指摘事項・意見区分		意見	
前監査人の見解	<p>&lt;出資等法人による共同運用体制構築の斡旋導入&gt;</p> <p>①概要</p> <p>出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、かつ、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行する機能を持つことが困難な場合、県が中核となり、出資等法人が共同で、運用代理人等に対し、県債を中心に運用する金銭信託を行う体制構築を斡旋することが望ましい。</p> <p>これは、県と出資等法人グループ全体の「キャッシュ・マネジメント」の「外注化」である。</p> <p>②具体的手法</p> <p>出資等法人が共同で、信託銀行等に金銭を信託し、運用機関（アセットマネジメント会社等）に対して資金運用を依頼する。その際、運用機関に対しては、県と出資等法人のニーズをマッチングさせ、主に島根県債で運用を行う契約をする。一番単純には、特定金銭信託（特金）を設定してもらい、出資等法人の運用先を当該特金に集中してもらうという方法である。</p> <p>③評価</p> <p>このスキームは、キャッシュ・マネジメントの外注化であり、費用面で委託費の発生等のコストがかかるが、いわゆる運用のプロに運用を委託するものであり、金融市場の複雑化・多様化への対応・リスク回避と出資等法人の運用管理能力の限界を考えると、有効な選択肢となりうる。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>島根県債を中心とした運用であれば、出資等法人が自らの判断により実施可能である。運用を共同運用機構に外注した場合には、運用益に比較してコストのウェイトが大きくなるため、共同運用によるメリットは少ないと考えている。</p> <p>また、出資等法人の資金運用については、リスクの認識及び評価をした上で行うよう各団体に周知したところであり、外部委託を要するような団体の運用管理能力を超えた運用は必要とされていない。</p> <p>以上のことから、県として共同運用体制構築の斡旋を行うことは考えていない。</p>		
現監査人の見解			

是正済みか否か	是正されていない
今後の改善の余地	あり
指摘事項・意見区分	意見
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>指摘時点で、監査対象となった 22 団体（出資等法人、以下法人と称す）の金融資産合計は 580 億円余りである。事業投資や県財政への還流、金融資産のままで運用など、形態を問わず、この資産を最大限に有効活用するにはどうすればよいか、を考えた際に、①金融資産のままでより高い運用益を上げつつ、②県債という形で県財政に還流させよう、という 2 つの目的を同時に達成できるように提言されたのがこの指摘である。確かに、①の面だけ考えると、県の措置内容にもあるように、島根県債での運用を基本とする限り、運用委託料に見合った運用益を上げることは難しいかもしれず、個々の法人が現状通り自前でポートフォリオを組み、個別に運用を行い、運用益で管理費を賄うという選択も致し方ないものとする。</p> <p>しかし、②の面ではどうであろうか。個々の法人に運用を任せれば、県債の引き受けという選択肢は他の運用方法と同列になり、県財政への寄与ができない。</p> <p>県は措置内容のような回答をする以上は、この 580 億円の有効活用に向けて創造的な解決案を提示する必要がある。</p> <p>この点、監査で財政課に確認をしたところ、以下のような考えを聞くことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 寄付の依頼</li> <li>ii) 法人への県債引き受けのお願い、発行情報の提供</li> <li>iii) 県との共同事業の実施（県事業への資金提供）</li> </ul> <p>i) は H24 年度監査の中でも出ている考えであり、効果は大きい但し種々の障害があり実現可能性は低い。</p> <p>ii) は県からの発行情報の提供を受け、数団体で島根県債の購入を行った実績がある。県としては今後も外郭団体に対し、発行情報の提供や県債の購入を働きかけていく。</p> <p>iii) に関しては、H24 年の報告書の中にはないアイデアであり、県が行う委託、補助、貸付などの逆パターンで、県事業に法人の資金を活用するもので取組事例も見られる。効果は高いと思われるし、県と一体となった戦略投資であれば、投資機会に乏しく資金を守っているような法人にも行動を促せられると思われるので、より範囲を広げて引き続き取り組んで欲しい。</p>

No.	24-06、07、08、09、10、11、12	部局名	人事課
概要	指定管理者の選定について、手続の公開性・透明性、公募期間、選定基準の公表、審査の公平性、指定管理料の積算などの点から問題がある。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	指摘事項		
前監査人の見解	<p>①指定管理者の選定手続の公開性・透明性の確保が必要【24-06】</p> <p>指定管理者の指定手続き等について、県では、通則的な条例・規則等が制定されておらず、制度の運用全般及び詳細については「ガイドライン」によっている。</p> <p>しかし、ガイドラインは、所管課はじめ県の内部で制度を適正に運用するための技術的なものである。</p> <p>また、従来、公の施設の管理委託は、適正な管理水準を維持するとの観点から、管理委託者が限定されていた。</p> <p>よって、適正な管理水準を維持すると同時に、広く適格者を募るため、選定手続きの公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>指定管理者の指定手続等について、募集方法、応募資格、募集要項に示すべき事項、募集時に公表すべき資料、指定の申請に関する事項、選定委員会に関する事項（設置、委員の構成等）、選定基準、選定結果の通知・公表等、各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すべきである。</p> <p>②公募期間を最低でも2か月程度設けるべき【24-07】</p> <p>ガイドラインによると、公募期間は最低限40日間は確保するとされているが、指定管理者の受託は、人員的にも設備的にも大きな投資が必要であるから、事前に十分な情報を得て、経営や事業計画を検討する必要があり、十分な熟慮期間を与えなければ、応募者が限定されていくことは避けられない。</p> <p>よって、広く一般民間事業者等の参加を求めるため、最低でも2か月程度の期間は設けるべきである。</p> <p>③選定基準等を公募と同時に公表すべき【24-08】</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者の選定基準等の検討・公表は、公募期間半ばまでの対応が必要（公表に合わせて選定基準等を公表するのが望ましい）とされている。</p> <p>しかし、選定基準は、民間企業等が応募するか否かを決定する最大の考慮要素であるから、広く一般民間事業者等の参加を求めるためには、明確な選定基準を、時間的な余裕をもって提示することが必要である。</p> <p>よって、選定基準等は、公募と同時に公表するよう規定すべきである。</p> <p>④公平な審査・選定の担保が必要【24-09】</p>		



ガイドラインによると、指定管理者を選定する委員会は、外部委員を含めた構成とするとされている。

しかし、外部委員の適格性については、何らの基準もなく、人選は所管課に任せられており、利害関係人の参画を排除する制度的な担保がない。また、外部委員の人数についても具体的な規定が無い。

よって、公平な審査・選定を担保するため、外部委員の適格性の基準を明確にし、選定委員会では、少なくとも外部委員を過半数とすべきことが望まれる。

⑤指定管理料の積算の考え方について共有を図るべき【24-11】

県では、指定管理期間にかかる指定管理料の総額について、包括的に、債務負担行為を設定している。

そうすると、指定管理者にとっては、指定管理の全期間にわたり予算措置の裏付けがあると言え、安心して事業を継続することができる。更に、指定管理者がコストの削減努力を行って利益を計上した場合も、翌年度の指定管理料は不変であるから、削減努力を継続するモチベーションが維持できる。

また、議会や県民にとっても、指定管理契約に表示された債務金額の総額が、県の負担する債務額として付議されることで、県の予算上、次年度以降の負担も含めて判断されることになり、県の財政について正確な情報を得られる。

よって、指定管理期間中、管理料を変更しないことには合理的な理由がある。

しかし、長期間において、指定管理料を固定することになるから、その正確性が重要である。

特に、費用については予測可能性が高いが、利用料金収入については、流行、競争相手の出現等多様な外部環境の評価が必要であり、県の所管課だけでなく、現場の意見も取り込んで見込額を算出すべきである。

よって、県と指定管理者の相互理解を深め、信頼関係をさらに構築するためにも、相互に十分な意見交換をする等、指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討することが望まれる。

⑥非公募の要件・基準を設け、それを公開すべき【24-12】

各施設設置条例及びガイドラインによると、「特別の事情があると認める場合」には、公募によらないことが可能である。

しかし、県によると、ガイドラインにおいて、「特別の事情があると認める場合」がどのような場合かについての基準は特に無いため、所管課が、個別具体的に判断しているという説明であった。

この点について、指定管理者制度の目的を達成するためには、指定管

	<p>理者を選定する際に競争性が確保される必要があるから、指定管理者の選定は、公募を原則とすべきであり、公募にしない場合は、その明確な理由が必要である。そして、公募にするか否かの判断過程についても、公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>よって、指定管理者選定手続等の規定において、例示列举などにより、公募にしない場合の要件・基準を設け、公開すべきである。</p> <p>県は、ケースバイケースであるから、要件・基準の作成と開示は難しいとする。</p> <p>しかし、指定管理者制度の公開性・透明性確保の重要性にかんがみ、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開することが望ましい。</p>	
<p>県の措置・ 対応状況</p>	<p>措置年度</p>	<p>平成 25 年度</p>
	<p>①、②、③、④、⑤、⑥について</p> <p>平成 27 年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、指摘事項について、検討を行う。(新ガイドライン年度内策定予定)</p>	
<p>現監査人の見解</p>		
<p>是正済みか否か</p>	<p>是正されている</p>	
<p>今後の改善の余地</p>	<p>なし</p>	
<p>指摘事項・意見区分</p>	<p>—</p>	
<p>妥当性判断 の理由及び 結果・意見 の内容</p>	<p>①、②、③、④、⑤、⑥について</p> <p>前回監査後、島根県は、「指定管理制度運用に係る共通ガイドライン」において指定管理についての共通事項を整備しており、WEB 上でも公開している。</p> <p>それによれば、</p> <p>① 募集予告を募集開始の概ね 30 日前からすることとし、公募期間も 40 日から 60 日へ伸長するなど、選定手続きの公開性が高まっている。また、選定委員についても利害関係人排除の規定を設けるなど、選定手続きの透明性を高めている。</p> <p>② 募集予告を募集開始の概ね 30 日前からすることとし、公募期間も 40 日から 60 日へ伸長された。</p> <p>③ 選定基準等が公募と同時に公表するよう規定された。</p> <p>④ 選定委員会の委員は、原則として概ね 5 名以上とし、その過半数は外部委員で構成するものとされている。また、利害関係者は指定管理者候補選定の審査に参加できないとして、利害関係人排除のための規定も設けられるなど、公平な審査・選定を担保するための措</p>	

置がとられている。

⑤ 公募時の指定管理料の基本的な考え方が示されているとともに、指定管理料の見直し（指定期間が 5 年を超える場合など）の際の基本的な考え方を示すなど、指定管理料の積算の考え方について共通化を図っている。

⑥ 指定管理者の募集方法については原則として公募とし、例外として知事が特別の事情があると認める場合には非公募にできるとされている。そして、「特別の事情による非公募の基準」が別途具体的に規定されており、非公募の要件が公開されている。

したがって、前監査人の指摘に対する措置としては問題がなく、是正されていると判断した。

No.	24-18	部局名	地域政策課
概要	公益財団法人しまね海洋館は、有価証券運用を明文化すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	<p>(有価証券運用について)</p> <p>当団体は、現在、島根県債のみの運用としている。また、当団体は、担当者は投資経験が豊富である。</p> <p>ただし、担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化したほうがよいと考える。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	平成 25 年 4 月に、「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱」を策定し、その中で有価証券運用規定についても明文化した。		
	現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>今回の監査において「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程(以下、規程)」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱(以下、要綱)」を確認したところ、運用可能な金融商品は明文化されており、前回監査の措置状況としては問題ないと判断した。ただし、要綱のなかで「運用に係わる金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、事務局に適切な措置を講じさせなければならない」となっているが、この措置を講じた場合に確実に次回定例理事会に報告できるよう、取り扱いを明記することが望ましい。</p> <p>また、投資の期間については規程及び要綱のなかでは明文化しておらず、指定管理者であるため内部的なルールとして指定期間を超えない運用をするようにしているとのことであり、この点については合理的と考えられるが、今後担当者が変わった場合に利率が有利であるという理由だけで長期投資に手を出す担当者もいるかもしれない。よって、取り扱うことのできる金融商品の運用期間も上記要綱に明記することが望ましいのではないかと考える。</p>		

No.	24-19	部局名	地域政策課
概要	<p>公益財団法人しまね海洋館は、ペイオフに関する規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	<p>(預金運用について)</p> <p>当団体は、特定の銀行に、3 億円近い資金を普通預金にしており、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的対策も何もしていないから、早急に規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>営業に必要な運転資金以外の資金については、新たに定期預金での運用や県債での運用の増額などを検討している。</p> <p>金融機関のディスクロージャー情報を収集、信用リスクについて分析し、リスクがあれば機動的に預金の引き上げができるよう準備している。</p> <p>ペイオフ規定の策定については、検討をしているところ。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されていない。		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>今回の監査において担当者にヒアリングを行ったところ、ペイオフの対策としては預け先の金融機関の状況を確認したりするのみで、特に預金を分散して預け入れる等は行っておらず、ペイオフに関する規定も未策定であるとのことであった。</p> <p>確かに、現在の状況下でペイオフ対策をすることに現実味が感じられないのは理解できるが、常に起こるべきリスクを想定しながら団体運営を行うことは重要なことであるため、安全を期してペイオフ対策の規定を財産管理運用規程や資金運用要綱に盛り込む必要がある。</p> <p>なお、この点について、しまね海洋館の担当者はペイオフ規定策定の意欲はあるものの、どのように規定を策定していいのかわかりず不明であり他団体を参考にしたいとのことであった。このことについては、各団体がその実情に応じて自主的に決定すべきものではあるが、島根県としても各団体の資産運用規定を保有しているため、他の法人の事例を参考にしながらより積極的にコミュニケーションを図り、必要な指導を行えば、当該資産運用規定の問題のみならず、より効果的かつ効率的な外部団体の管理を行うことができるものと考えられる。</p>		

No.	24・20	部局名	文化国際課
概要	<p>公益財団法人しまね国際センターは、有価証券のタイムリーな時価認識について仕組みを整備すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	指摘		
前監査人の見解	<p>(有価証券運用について)</p> <p>当団体は、会計方針として、時価評価すると同時に、超長期国債、事業債、劣後債を保有している。</p> <p>当団体は、多くの団体と異なり、有価証券を時価評価している。そのため、金利上昇等で、金融資産に数億円単位で損失を計上する必要性が出てくる可能性がある。この点、当団体は、「市場の動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用する」方針であることを表明している。更に、経験者を専任の有価証券運用担当者として配置し、管理体制は十分としている。しかし、有価証券市場の変化は早く大きい。一方、当団体は、有価証券の売買等の決裁は理事長決裁としていることもあり、運用担当者だけでは売買できない。</p> <p>よって、運用体制（フロント業務）の充実に加えて、よりスムーズなリスク対応ができるよう、タイムリーな時価把握ができるようなリスク管理体制（ミドル業務）の整備・迅速な意思決定の担保が必要であると考えます。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>次のとおり措置済みである。</p> <p>①債券市場の動向を毎日注視する。</p> <p>②債券市場で大きな値動きがあれば証券会社から連絡がある。</p> <p>③毎月、証券会社から市場の情報とレポートを受ける。</p> <p>④決裁を携帯電話で迅速に行う。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>今回の監査では、上記措置の①から④の手續が実際に行われているかどうかの観点で監査を実施した。その結果、担当者が毎日債券市場の動向を注視するとともに適宜時価を確認し、通常の事務処理の中で必要事項については内部でコミュニケーションを図りながら有価証券の運用を行っており、必要な資料は保存されていることが確認できた。また、有価証券運用に関する決裁権者である理事長は週一回の勤務であるため、状況に応じて携帯電話で連絡しており、その際のやりとりも記録として残しており、前回監査の措置として問題はないと判断した。</p>		

なお、平成 25 年度に規定を改正しペイオフ対策を盛り込んだほか、投資可能な外国債を AA→AAA にすることとし、より安全性を重視した規定にしている点でも評価できる。

以上のように、当団体の有価証券管理体制に特に問題はないが、上記のような日常の事務処理については規定で明文化されていない。確かに日常の些細な事務処理まで規定に盛り込むのは難しいと考えられるため、担当者が変わった場合のためにも内部マニュアル等の形で残しておいていただきたい。



No.	24-46	部局名	水産課
概要	<p>公益社団法人島根県水産振興協会（以下、当会と称す）の資金をより長期的な視点での戦略にもとづき活用することが望まれる。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分		意見	
前監査人の見解	<p>&lt;積極投資の必要性&gt;</p> <p>当会は、「水槽や生簀といった設備の更新投資がそのうち出てくるので、それに備えて積み立てをすべき。すでに更新した施設は 30 百万円かかった。撤去費では 5 百万円かかった。」と回答しており、だから事業で使う支出を抑えている、ということである。</p> <p>しかし、当会は水産振興事業を行うことが主たる目的であるはずである。19 億円の資金があるのに、小額の百万、千万円単位の施設更新だけを行っているのでは、到底戦略的な投資とは言えない</p> <p>よって、資産の 9 割以上である余剰資金 19 億円を、わずかばかりの利息しかつかない国債という紙切れにしておくのではなく、県民の幸福につながる事業に振り向けるべきことが望まれる。</p> <p>例えば、当会は、大規模で最新鋭の設備を集中的に整備する等、他県との競争に勝てる施設整備に資金を振り分けることを検討すべきである。特に、多額の資金があるのであるから、「水産しまね」の振興を現実化できる戦略性を、具体的に発揮すべきである。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>当会の主事業である栽培漁業は非収益事業であり、収入の増加を見込んだ投資は期待できない。しかしながら、“コスト削減のための投資”や“新たな収益事業導入のための投資”の可能性については検討する。</p>		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	なし		
指摘事項・意見区分		—	
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>栽培漁業は県民のために必要な事業であり、当会は水産資源の維持という日本の食生活や食文化維持のためにも重要な事業を担っている。また、小規模ながら設備投資を続けていることは他の団体よりむしろ評価すべきかもしれない。ただ、それゆえに気になってしまうこともあり、それが H24 年度の指摘となっている。</p> <p>当会だけに言えることではないという前提であえてここで触れるが、国債の価値や円の通貨価値まで含めたマクロ環境は永久不変ではない。今は運用</p>		

利息が 30 百万円あり、それが事業費を賄うのに貢献しているという主張は今の環境下では理解できるが、そもそもその元本には確たる保証はない。

また、大きな借入金を背負い、資金難で困っている他の県出資団体もある。環境変化によっては、貯めておいた資金がそうした団体の救済など使われる可能性もゼロではない。

使途が自由なうちに、また、通貨価値が安定しているうちに、当会のように余裕のある出資団体には、将来へ向けた戦略投資を実施することもぜひ視野に入れて事業計画を練ってほしい。

これからの漁業はますます世界との競争になる。国内消費も減る。水産資源はあっても漁をする者がいなくなれば、日本人の食卓も変貌せざるを得ないであろう。魚は資源の乏しい日本にあって貴重な自給資源である。監査人が言及することでないであろうが、当会は県と一体となり、視点を一段高いところに置いて、「長期的に県民（国民）にとって何が必要か？そのために何ができるか？」の問いに基づいた、高いレベルの水産行政を期待したい。

No.	24-48	部局名	保健体育課
概要	公益財団法人島根県体育協会は資産運用規程（案）を策定すべきである。 前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況		
指摘事項・意見区分		指摘	
前監査人の見解	（有価証券運用について） 当団体は、中期地方債で運用しており、リスクは極小である。もっとも、運用規定が無いので、早急に作成すべきである。		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	運用規定の作成について、現在検討中である。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成 24 年度の包括外部監査の指摘を受け、平成 25 年の 5 月に島根県体育協会に平成 25 年度内に規程を整備するよう通知しているが、平成 27 年 1 月現在において規定（案）自体は作成されているものの未だ施行に至っていない。今回の監査では「公益財団法人島根県体育協会資産運用規程（案）」を確認したところ、管理体制、運用方針、手続、緊急事態対応等必要な事項が網羅されており、他の部署の見本となる整備された規程となっていた。同様の指摘を受けた他の団体に比べて指摘への対応が遅れている点で問題はあるが、当協会の実情に応じた工夫がなされており対応状況としては問題ないと判断した。</p> <p>今後の対応としては、平成 27 年 3 月開催予定の理事会の決議を経て平成 27 年 4 月 1 日に施行予定とされている。</p> <p>島根県としても、このような好事例を情報として蓄積し、共有するような体制構築に努めていただきたい。</p>		

No.	24-51	部局名	農畜産振興課
概要	<p>公益社団法人島根県畜産振興協会は、有価証券投資を行うのであれば詳細な運用規定を策定すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	<p>(有価証券運用について)</p> <p>有価証券運用を開始する際は、最新の投資商品に合わせて、詳細な規定を作ることが望ましい。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>現在、有価証券投資は行っておらず、今後も投資をする可能性は低いが、今後の県からの指導を参考に、運用規定を策定する。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>平成 24 年度の包括外部監査の指摘を受け、未だ案を作成している途中であり、資産運用規定の制定には至っていないのが現状である。今回の監査においてヒアリングしたところ、平成 26 年度末の理事会までに作成して理事会の承認を得たいとのことであった。そこで、今回の監査においては当該「案」を確認したところ、島根県人事課が示した「債券等運用規程に定める主な項目」で重要であると考えられる非常時の対応（危機管理）を規定する条項もなく、内容としては不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>また、当団体は J A 島根県信連へ多額の預金をしており、ペイオフ対策も十分になされているとは言えない。この点については、信連への預金残高に応じて交付金を助成してもらうというメリットや、生産者との取引上のメリットがあるとのことであるが、資産運用の安全を期すために今一度ペイオフ対策について検討していただきたい。</p> <p>J A 信連の統合が当団体の運営に与える影響は大きいため、その状況が確定するまで資産運用規程の策定が難しい面はあるかもしれないが、再度団体内部において協議を行い、規程内で定める必要事項を整理し、当団体の実情に応じた資産管理規程の制定が望まれる。</p>		

No.	24-59	部局名	林業課
概要	<p>公益社団法人島根県林業公社（以下、この項において公社と称す）の抜本的な経営改善計画を立案すべきである。</p> <p>前監査時の監査人見解とその後の県の措置・対応状況</p>		
指摘事項・意見区分	意見		
前監査人の見解	<p>・県からの借入金（未払利息を含む）360 億円がある。現時点での超長期返済計画はあまり現実的とは言い難い。一般企業と同様、現状のスキームを離れた、抜本的対策の入った経営改善計画の早期策定が是非望まれるところである。</p> <p>・県は、造林事業に別の意義を見出し、政策目的で事業を維持するか、それとも縮小・廃止するのか判断すべきである。森づくりには公益的機能があるのだから、森林資源公社として生きていくべきではないか。</p>		
県の措置・対応状況	措置年度	平成 25 年度	
	<p>今年度策定する公社の次期経営計画の検討に際し、県・公社が協議し今後の方針を決定する。</p> <p>現監査人の見解</p>		
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
妥当性判断の理由及び結果・意見の内容	<p>公社は H25 年度に外部検討委員会からの提言を受け、「第 4 次島根県林業公社経営計画」を策定した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに主伐による木材生産・供給を開始できる状況にあり、経済効果、雇用創出、公益的機能を考慮すれば主伐を開始すべき</li> <li>・上記の効果を得るために国、県、市町の支援が必要</li> <li>・バイオマス利用による増収（林地残材（枝葉）の利用）</li> <li>・不成績林等の処理（契約解除）</li> <li>・生育状況と需要に対応した生産手法の導入（合板は良質木材の必要は無いので、手間をかけず経費削減）</li> <li>・日本政策金融公庫からの借入金を繰上償還し、将来の利息を減らす</li> </ul> <p>この計画には、H24 年度監査でも提言した公益的機能の認識と県民理解のための情報開示が盛り込まれている点では評価できる。</p> <p>しかし、H25 年度末時点でも県は公社に対し、貸付金約 319 億円、出資金約 2 億円、計約 321 億円を投資している。</p> <p>さらに、事業費への補助金が每期 2 億弱、市中銀行や日本公庫からの借入を県からの借入に借り換えるための新規貸付が每期 7～8 億程度、計 10 億の維持支出が当面必要になっている。</p>		

しかも長期経営計画は、様々な経営改善施策は盛り込まれてはいるが、70 年間トータルで依然として 160 億円の赤字計画となっており、これはそのまま県債権の貸倒れとなることが予想される。

これをどう捉えるかであるが、分収造林は事業開始当初から超長期の事業で、非常にリスクの高いベンチャービジネスであったが、当時その意識は希薄であったし、国策でもあったため、今回の計画から当時の投資意思決定を今さら責めることは意味がない。実際、戦後のハゲ山に木を植えるという公益目的は充分達成したと言え、今後も公益的機能が期待されることから、投資未回収分以上の非金銭的効果があるともいえる。

しかし、そもそも超長期の計画に信頼性があるだろうか。計画は H95 年までの 70 年計画であるが、その間には木材価格の変動、貨幣価値の変動などの経済的变化、科学技術の進展、政治的变化なども当然起こる。建材としての木材の需要は減退が避けられないであろうし、同様の林業公社が全国にあることを考えると、一時期に供給が過剰となり更なる価格下落も予想される。逆に国内需要ではなく海外での需要が高まり輸出が引き合う状況も考えられる。また、雇用創出効果といっても、人口減少の中、雇用すべき人がいなければ効果にはならない。この計画は、そうしたマクロの視点でのシミュレーションが一切入っていない。あくまで現在の経済状況や価格を前提としている。現時点で考える最大限の情報を入手して状況をさまざまにシミュレーションしても、正確な予測は到底不可能であるから、最終的に公表された数値にならざるを得ないことは理解できる。逆に言えば、絵に描いた餅に過ぎない。

ただ、今回の監査の意見として言っておきたいのは、絵に描いた餅の計画しか作りえないのは致し方ないとして、では、どのような状態になれば分収造林を中止するのか、どのような状態になれば公社を解散するのか、その撤退戦略を明確にすべきではないか、ということである。予測不可能であれば、今回の計画のような楽観的なものと、事業からの撤退を余儀なくされる悲観的なものとの両方を用意しておくのが、将来に対する真摯な態度ではないかと考える。

一般企業でもなかなか撤退基準を設けることはないが、県にはぜひ民間人を含め優秀な人材を招集して、次回計画を待つことなく早速、それに挑戦していただきたいと考える。



## 監査を終えて

今回の包括外部監査は、監査人にとって初めての監査であったが、何とか報告までこぎつけることができた。これもひとえに対応していただいたすべての担当者の方々、監査委員事務局及び政策企画監室のご担当の方々の甚大なるご協力のおかげである。まず、御礼を申し上げたい。

過去に補助者として包括外部監査に関わった際にも述べたが、県職員の方の能力は非常に高い。殊に、異動間もない 5 月や 6 月に、それまでの経緯も含めたご説明を何の苦もなくされる姿に驚きの念さえ感じる。引継ぎは相当しっかりされているのであろう。こういう点は民間企業も大いに見習わなければならない。

さて、今回「過去の包括外部監査の措置状況について」というテーマで監査を行ったが、参考にしてきた他の自治体とは違い、県では監査結果を毎年度とても真摯に受け止められており、途中、「これでは報告書に何も書けないな…」と、この監査テーマを選んだことを悔やんだときもあった。ただ、結果として、今回選んだ 92 項目のうち、40 項目では何らかの改善の余地を残している旨を報告させていただいた。まとめは既に全般的意見として述べたことと重複するのでここで詳しく記載するつもりはない。ただ、次のようなことを感じた。「県という組織は、内部管理事務改善につながる決定は割と早いし成果も上がっているが、『大きな決定』はなかなかしたげられない。組織をなくす決定ではなく、なんとか今の組織を『生かそう(活かそう)』とする傾向が強い」と。考慮すべき利害関係者の規模や影響の大きさは確かに決断を難しくしており、また組織を削ることは人を削ること、予算を削ることであるから自己の評価を考えるとそうした決定はしづらいのも理解できる。

しかし、2010 年代に入って、県にとって 1 年の意味が大きく変わってきているのを感じる。人口は年間 5,000 人ペースで減少し、平成の大合併前の中規模の「町」が毎年 1 つずつ消えている計算だ。今年度初めにはついに 70 万人を割り込んでしまった。別の機会に島根県西南端の鹿足郡を訪れる機会があったが、空き家の増加は目を覆うばかりである。

われわれは、人口 60 万人台の島根県に対する史上初の監査人として、抜本的な対応はもっとスピードアップしなければならないと言わざるを得ない。そしてそこにこそ、県の誇る優秀な人的資源を投下すべきではないだろうか。

政策企画監室のフォローアップ制度をはじめ、監査に対する真摯な対応は確かで、これからも続けていただきたいが、全般的に見て、現状の包括外部監査には抜本的な対策を取らせ、県の財政を大きく左右する力はないと感じた。やはり内部からのフォローアップでは限界がある。外部からのチェックができるのは結局この包括外部監査制度しかなく、本質に踏み込んだフォローアップができるのも監査人自身である。今回は、本来、過去の監査人の諸先輩方がなされるべきフォローアップを僭越ながらさせていただいた。このような振り返りの監査も PDCA を完成させる意味ではたまには必要であろう。今回の監査が県勢の維持拡大、改革のスピードアップに役立つとすれば幸いである。



## 【平成 26 年度 包括外部監査の日程等について】

月日	内容
平成 26 年 4 月 24 日	内部協議
平成 26 年 5 月 13 日	内部協議 ヒアリング(人事課)
平成 26 年 5 月 21 日	ヒアリング(財政課、出納局審査指導課)
平成 26 年 5 月 29 日	内部協議 ヒアリング(企業局)
平成 26 年 6 月 4 日	内部協議 ヒアリング(病院局)
平成 26 年 6 月 13 日	内部協議 ヒアリング(監査委員事務局)
平成 26 年 6 月 19 日	内部協議 ヒアリング(防災部)
平成 26 年 6 月 27 日	内部協議
平成 26 年 7 月 2 日	内部協議
平成 26 年 7 月 11 日	ヒアリング(文化財課、松江県土整備事務所)
平成 26 年 7 月 18 日	ヒアリング(観光振興課、教育指導課、高速道路推進課)
平成 26 年 7 月 28 日	内部協議
平成 26 年 8 月 7 日	内部協議
平成 26 年 8 月 19 日	内部協議
平成 26 年 8 月 26 日	内部協議
平成 26 年 9 月 3 日	内部協議 ヒアリング(政策企画監室)
平成 26 年 9 月 9 日	内部協議
平成 26 年 9 月 16 日	ヒアリング(出納局審査指導課、健康福祉総務課、水産課、(公社)島根県水産振興協会)
平成 26 年 9 月 26 日	ヒアリング(保健体育課、(公財)島根県体育協会、林業課、(公社)島根県林業公社、農畜産振興課、(株)島根県食肉公社、(公社)島根県畜産振興協会、港湾空港課、出雲空港ターミナルビル(株)、地域政策課、(公財)しまね海洋館、建築住宅課)

月日	内容
平成 26 年 10 月 2 日	ヒアリング(政策企画監室、財政課、人事課)
平成 26 年 10 月 8 日	ヒアリング(観光振興課、情報政策課、中小企業課)
平成 26 年 10 月 16 日	ヒアリング(土木総務課、島根県土地開発公社、企業立地課、農業経営課、学校企画課、文化国際課、(公財)しまね国際センター)
平成 26 年 10 月 24 日	ヒアリング・実地監査 (しまねブランド推進課、青少年家庭課、税務課)
平成 26 年 10 月 30 日	内部協議
平成 26 年 11 月 6 日	内部協議
平成 26 年 11 月 14 日	ヒアリング(情報政策課、政策企画監室、財政課、建築住宅課、健康福祉総務課、青少年家庭課、人事課、農業経営課)
平成 26 年 11 月 20 日	ヒアリング(土木総務課、企業立地課、中小企業課、林業課、出納局審査指導課、広聴広報課)
平成 26 年 11 月 26 日	内部協議
平成 26 年 12 月 3 日	内部協議
平成 26 年 12 月 10 日	ヒアリング(税務課、建築住宅課)
平成 26 年 12 月 18 日	内部協議、報告書打ち合わせ
平成 27 年 1 月 9 日	内部協議
平成 27 年 1 月 21 日	内部協議
平成 27 年 1 月 26 日	内部協議
平成 27 年 2 月 10 日	報告書内容 協議

※上記は、協議、レクチャー、ヒアリングのみ記載してあります。別途、各自で協議のための資料作成や報告書作成などを行っています。